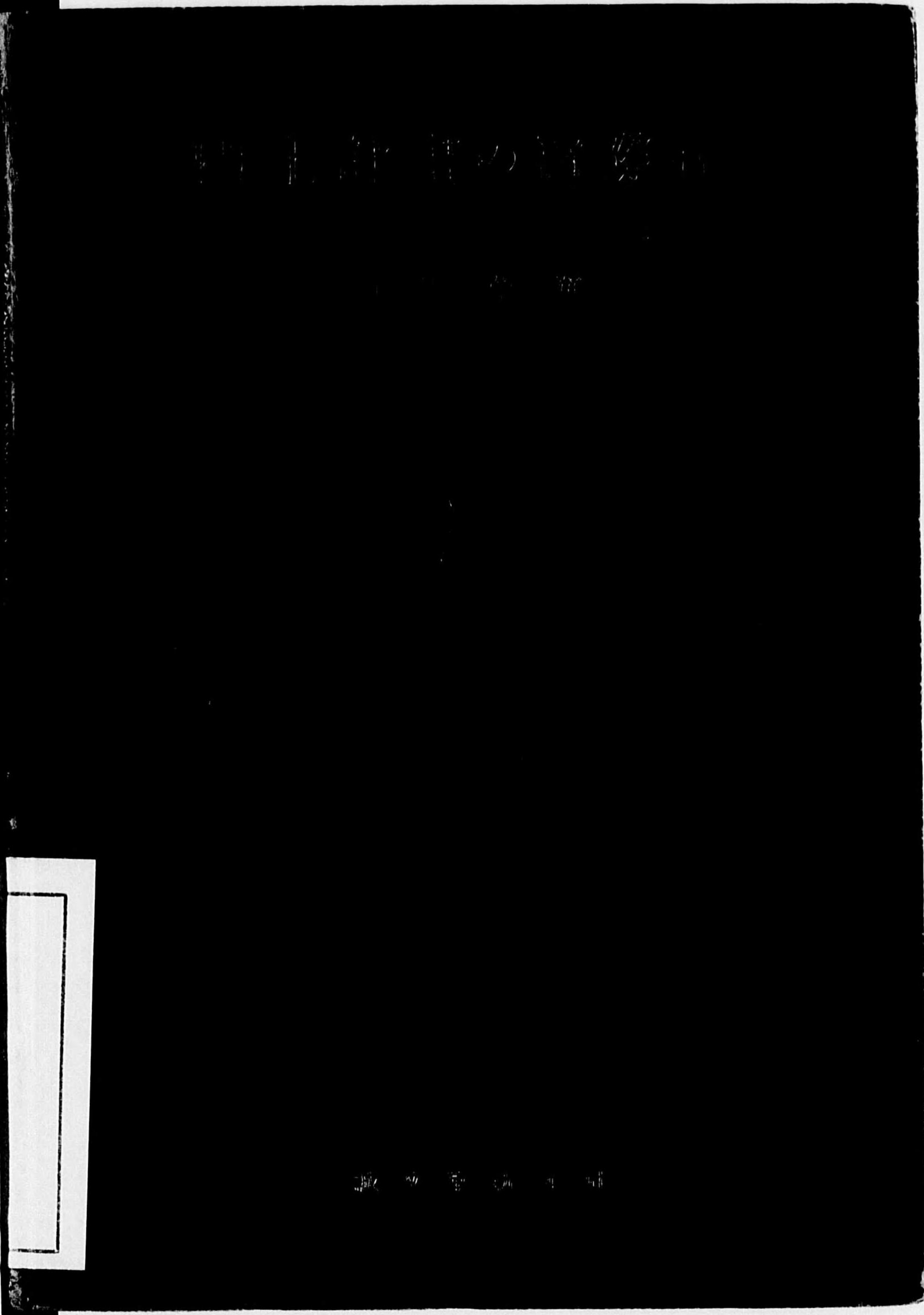


始



新上野の書

新上野の書

519.9
I.76
84



國 土 計 畫 の 實 際 化

石 川 榮 耀



誠 文 堂 新 光 社

932
97

序

國土計畫の話を知り易くと思つて、これを書いて見ました。

書いて見て解つたのは、およそ「知り易く」といふことが、いかにむづかしい技術であるかといふことです。

ちよつと考へると、「知り易い」といふことは、「レベルを下げて」といふことと、同じ意味のやうに思はれます。

しかし、やつて見ると、それは、レベルをさげるどころか餘程レベルを高め、その上その精髓を巧みにとらへるのでなければ、到底「知り易く」ならないのだといふことがわかりました。

その意味で、この本は毛頭成功したとはいへません。

そこに、未だ日本の國土計畫の研究、特に私の到らないところがあるといへばいへるのでせう。

他日、恐らく今の若い人達が、世の中をリードする頃には立派な國土計畫も生れることとせう。

この本がその「幾らか」の足しになればと思ひます。

とまれ、

大東亞の聖業やうやく成つて、太平洋の朝風は、その數千の島々の一つ一つに樹つた日章旗をなびかせておます。

まことに胸のすくやうな朗かな世代ですが、——考へて見れば、これはまた容易ならざる時でもあるわけです。

戦争には勝つてもその跡をどうするか、これは戦争以上の大問題といつてもいいでせう。

恐らくは、戦争の成果の整理こそ古來の、幾度かの大秩序運動の重要な宿題だつたのでせう。

そして、結局、その正解者果して幾人といふべきでせうか（我が天孫民族の日本秩序運動の如きは、まことに天衣無縫、あざやかに過ぎるものでございませう）。結局において武に成功すれば文足らず、文旺んなれば武はおとろへる。

そこの調子がうまくゆかない故でありませう。

何にしても戦争による秩序運動のあとは、必ず文化によつて調子よく締めてゆかなければいけません。

しかして文化の工作たるや、それは、勇氣の問題であるよりは、はるかに叡智と、愛の作業です。

大地と民族、現實と歴史、

それ等に對する澄徹した叡智と愛、それがなければ、結局は拳骨で幼児を育てるやうな悔を得ませう。

國土計畫は、さういふ時に、先づ第一にきはめられなければならない學問である筈であります。

一億の指導者は——従つてこの際先づ何はさて措き、この道をきはめてから、次の段取りにかかるやうにしなければなりませんまい。くれぐれ「叡智と愛」のないところに心服はな

いからです。

これがこの本を老いたる人、若き人、幼き人、専門家、素人、軍人ならびにすべての文化人におすすめしたいわけなのです。

をはりに、

この本を私に書かせたのは、前企畫院次長故宮本武之輔君です。

君からの傳言は「誰にも解る國土計畫を書け」といふことでした。

今やつと出來た時に君は既にこの世にありません。

「技術者として最高の型」の人を失つたといふことは「社會の悲しみ」として——私の悲しみはこの際君に、一言、「やあ出來たね」といつてもらへないことでした。

そして、あの最も宮本君らしい、ポウヨウたる微笑を見ることができないことです。

いささか私情を加へたことをお許し下さい。

著 者 識

昭和十七年六月、阿伎山房に於て。

目次

| | |
|---------------------|-----|
| その一 國土計畫といふ言葉 | 1 |
| その二 世界の國土計畫 | 3 |
| (1) イギリスの國土計畫 | 3 |
| (2) アメリカの國土計畫 | 12 |
| (3) ソ聯の國土計畫 | 15 |
| (4) ドイツの國土計畫 | 19 |
| その三 國土計畫とは何であるか | 31 |
| その四 日本の國土計畫 | 37 |
| (1) 日本の國土計畫の特異性 | 37 |
| (2) 國土計畫の基礎となる内外の情勢 | 39 |
| (3) 我國と世界戦 | 41 |
| (4) 日本の國土計畫の目標 | 45 |
| (5) 日本の國土計畫の大綱 | 52 |
| (6) 國土計畫の順序 | 57 |
| 1. 國土計畫の基礎計畫 | 58 |
| 2. 地方計畫 | 67 |
| (甲) 大都市を中心とする地方計畫 | 68 |
| (乙) 普通地方の地方計畫 | 87 |
| 3. 都市計畫・村落計畫 | 96 |
| 4. 朝鮮臺灣等の計畫 | 99 |
| その五 大東亞計畫 | 101 |
| その六 國土計畫實現の挺 | 109 |
| その七 民間國土計畫 | 122 |

目次

| | |
|----------------|-----|
| (1) 金融國土計畫 | 123 |
| (2) 電鐵國土計畫 | 124 |
| (3) 電力國土計畫 | 129 |
| (4) 不動産國土計畫 | 131 |
| (5) 工場國土計畫 | 134 |
| (6) 學校國土計畫 | 136 |
| (7) 商店國土計畫 | 138 |
| (8) 家庭國土計畫 | 139 |
| (9) 國土計畫營團の提唱 | 140 |
| その八 結び | 143 |
| その九 追章 | 146 |
| (1) 工業規制區域の實施 | 146 |
| (2) 民間國土計畫 | 156 |
| (3) 瓦斯、水道の國土計畫 | 157 |
| (4) 照明（電氣）國土計畫 | 159 |
| (5) ラジオ國土計畫 | 161 |

—目次終—



その一 國土計畫といふ言葉

國土計畫といふ言葉は、防空計畫や統制經濟等といふ言葉といつしよに最近にはやりだした、なんとなく力強いひびきをもつた言葉の一つである。すなはち誰でもちよいと興味をもちたい言葉である。

かつて、24—5年前、都市計畫といふ言葉が出た時はどうも誰もあまり興味をもたなかつたやうであつたが——否興味をもたないどころか、むしろこれを邪魔者扱ひにする（曲解正解いろいろ）傾向の方が多かつたのであるが、今度の縁つづきの國土計畫の方は、初めから大變人氣で、何かといふと、「それにはどうしても國土計畫がここんところ一つしつかりしてくれなくてはならない」などと頼もしがられる。

尤もそこで多少氣になるのは、さうやつて好感をもたれる「國土計畫」が本當にわかつてゐて、騒がれてゐるのかといふと、どうもそこが少々あやしい。大部分は未だ本當にはわかつてもらへてゐないのではないかと思へる。勿論、それは完全にわからんといふのではあるまいが、何かおぼろ氣に「國家全體の立場から考へるべきだ」といふやうな言葉の代用語として用ひてゐるやうに思へる。

勿論、さういふ使ひ方も、強ち悪いことではないが、しかし、どうもそれでは未だ當つてゐないところがあるやうな氣

その一 國土計畫といふ言葉

がする。もし當つてゐないとすると、「當つてゐない」ものが當つてゐるやうな顔をするといふことは、本當のものが世のなかに出る邪魔になる恐れがあるといふことになる。それでは困る。それで先づここで、細かいお話に入る前に、國土計畫とは何であるかといふ話を、一應ハッキリとたたんでかかる必要があるといふことになるのである。

では、ハッキリ致さうといふことになつて、ハタと當惑するのは、この國土計畫とは何ぞやといふ話が存外、取りつきにくい話であるといふことである。なかなか面白くなりにくいし、解りにくい話であるといふことである。

そこで、私は先づ世界における國土計畫の實例をお話してその中から、國土計畫の本體を掴みだすやり方が一番いいのではないかと考へる。勿論、さういふ方法が學問的かどうかはわからないが、初學の人々にも解り易いことだけはたしかなやうな気がする。解り易ければいいのではないか。解り易いといふことは、値打のないことだなどといふ非太平洋的な考へ方を捨てようではないか。

その二 世界の國土計畫

そこで、世界の國土計畫のお話であるが、その前に先づ、國土計畫の中に、「完成した國土計畫」と、「未完成の國土計畫」とのあることを知つておいていただかなくてはならない。

未完成の國土計畫ならやがて完成するんじゃないか。さうすれば結局その時完成するのだから、何もさう二つならべることはない。大人だつて子供だつて人間だ——とお思ひになるかも知れない。ところが、この未完成は、宿命的の未完成で、いつまでたつても完成しつこない未完成だから困るのである。その出来上る原因から見て、その出来てゆく形から見て、それは未完成でをはるべき運命をもつてゐる國土計畫であるから、完全に完成的なものと同並べられても意味がないといふことになる。それは大人と子供の差ではない。本質的に違つたものなのである。その説明も實例を申上げればお解りにならうと思ふ。

さてその未完成國土計畫に屬するのがイギリス、アメリカ及びその流派で、完成國土計畫がドイツとソ聯である。その順で説明してみる。

(1) イギリスの國土計畫

實に變な話であるが、國土計畫の一番元祖は、何としても

その二 世界の國土計畫

未完成派の首位イギリスであるといはなければならない。勿論それは、初めは國土計畫等といふ名前ではない。一番初めは田園都市運動といふ名前であつた。それでは都市計畫ぢやないか、それは國土計畫ではないではないかといふことにもなるが、否それでもそれは國土計畫なのである。

何故となれば、それがもとになり、その精神が親となつて今日の地方計畫となり、やがて國土計畫となつたのだからである。「もとになつて」國土計畫になつて等といふと、それならそれは、國土計畫が出来ると同時に消えてしまつたのかといふと、決してさうではない。それは、國土計畫になつても、相變らず國土計畫の精神の中に、その中樞として生きてゐるのである。

されば、都市計畫は、なんとしてもこれを國土計畫のもとだと考へないわけにゆかない。——これも少しお話すれば御納得がゆくことと思ふ。

御承知のやうに、今から100年乃至200年ばかり前の西洋は、有名な産業革命で、そこらぢゆうに工場が出来、新しい交通機關は飛び出すので、大都市は益々大きくなるといつたやうな大變な景氣であつた。

勿論町は立派になる、金持は出来るので申分なかつたのであるが、困つたことには、急激な無秩序な膨脹のために、道路は車が動けなくなる。家屋は狭く建ちこめるで、實にむごたらしい町が出来てしまつた。有名な話であるが、「パリは美

しい大通りのスグ裏に鱻の糞詰がある」と悪口いはれた。鱻の糞詰といふのは、大通り許りきれいでも、直ぐその通りの裏には汚ない貧民窟がギツシリ詰つてゐるぢやないか、と冷かされたのである。パリでさへ然りであるから、古くさいロンドンのごときは、鼻もちならぬ汚なさであつた。

その結果、從來の混雜の方は、我慢するとしても、貧民窟の中の不衛生な状態は、捨ておけないことになつた。

子供は死ぬ、青年は肺病になる、大人は早死する、これでは、國民保健の問題は第二としても、第一に工業自身が、労働者の健康が落ちるので、精能が下つてゆく。

これはどうしたら好いだらうか。

そこで、當時、ロンドンには、既に人口400萬あつたが、識者は、ロンドンの病的なふくらがりやうを見て心痛の餘りいろいろな名案を練つた。有名なロバート・オーエンといふ社會事業家等が珍らしい村をこしらへて世に問ふたのである。

さうした多くのユトピアの中で、都市計畫家エベネーザー・ハワードといふ人の考へだけが後世に残つた。即ち、その彼の考へが田園都市論なのである。これは、國土計畫の萌芽であるからすこし詳しく申上げたいと思ふ。

田園都市といふと、世間ではなんとなく公園的なところの多い都市位に考へてゐる人がある。東京の郊外にも田園都市などといふ名の町がある。ところが、これは庭がきれいなどかなんとかいふのでもない。ただ平面圖が、ちよつと圖案的

その二 世界の国土計畫

に出来てゐるといふだけのことであつて、町のなかには金持の垣根の展覽會といふ、最も愚劣極まるもので、田園都市の名をけがすことおびただしきものである。

本場の田園都市、即ちハワードがいひだしたのは、そんなケチなものではない。ハワードの田園都市といふのは、

- (イ) 人口は三萬に限る。
- (ロ) 市内には充分空地を保存する。
- (ハ) 市内には充分な工業地域がある。
- (ニ) 瓦斯水道電気等は自給する。
- (ホ) 都市の周圍に農業地域をめぐらす。
- (ヘ) 土地は公有にする。

といつたやうな立派なまた困難な條件が満足されて、初めて田園都市となるのである。すなはちそれは田園的な風致があると同時に、完全に「獨立した都市」でなければならない、といふのである。尤もそれだけでは、ただの都市計畫上の新しい意見に過ぎない。

これが国土計畫の先驅といふ名譽を荷つたのは、彼がこれを利用して、ロンドンの人口を匡正しようとしたところにある。すなはち、ハワードは、かういふ都市をロンドンの周圍に澤山つくれば、ロンドンを中心に集つて来る工場や人口は、そこで喰ひ止められ、維持し、うまくゆけば、ロンドンの中から工場と人口を束ねて誘導することができるといふのである。彼の考へでは、大都市問題の解決はこの方法しかないとい

ふ意氣込みであつた。ハワードがこの考へを發表したのは、1902年のことで、有名な「明日の田園都市」といふ本がそれである。

面白いのは、それに應じて、翌年1903年すぐ會社ができたことで、その結果、ロンドンから35哩のところ、レッチオースといふ世界最初の田園都市ができた。これは、面積1500町歩、そのうち1000町歩が農業地域で、500町歩が町になつてゐる。それは、工場もあり、瓦斯水道電気も自給で、ハワードの理想に近いものができた。

つづいて、1920年、また、ロンドンから20哩はなれたところに、ウエルキンといふ田園都市ができた。この面積は、970町歩、農業地域が670町歩あつた。

こんな風に、田園都市はぞくぞくできて、ハワードの思つた通りに進みさうであつた。ところが、まことに變なことに、田園都市は、ウエルキンができてからパツタリ止まつて、その後、一向出来さうにならなかつた。

口だけ達者なアメリカの學者達は、このすきをねらつて、「田園都市は不合理である。その證據には、二つしか出来なかつたのではないか」と毒づいてゐる。或はさうかも知れない。

兎も角、これは「田園都市が出来た」といふだけで、ロンドンの人口をどうした、かうしたといふことにはならなかつた。かりにもロンドンの人口が三パーセントづつ増加することになれば、年14—5萬は増加するわけである。

その二 世界の国土計畫

これをなんとかするには、田園都市を毎年5つづつこしらへなければ間に合はない。ところが、工場の経営者は、決してロンドンをはなれることを好まない。

何をするにしても、ロンドンは便利に違ひない。施設は備はつてゐる。労働者の採用は自由である。田舎とは比較にならない。何を苦しんで、35哩も田舎の山の中の都市に工場をもつてゆく必要があらうか。それでは、田園都市を造る方にも力が入らないし、工業経営家も出遊るわけである。これでは、ロンドンの人口を減らすなどといふ大袈裟な仕事は到底でき得ないのである。

そこで、田園都市が無力で、駄目だといふことになると、なんとしても今度は、直接にロンドンを抑へる工夫をしなければならぬといふことになつた。それも都市計畫の大規模なものでやつてみようといふので、ロンドンを市外の方から抑へにかかつた。それには、先づこれを緑地のベルトで包む。ロンドンの膨脹にブレーキをかける。その外に農業地域を採る。そんなことを十重二十重にやつて、ロンドンをせめてゆく。成程これは一應ききめがありさうである。たださうなるとこれはロンドンの市役所だけでできることではなし、自然と周囲の町村がいつしよになつて、その氣になつてもらはなければできないものでない。

そこで初めて、「大都市の膨脹を防ぐには、その周囲の町村を入れた大きな面積を統制しなければできないものでない」と

いふことに気がついた。それがすなはち、地方計畫のおこりなのである。尤も初めは、そんな氣の利いた名前はなかつた。大ロンドン計畫とか、大ベルリン計畫とかいつたものである。

そこで、何も解らぬ市民達は、それはロンドンやベルリンを大きくする計畫だと思つて喜んだが、すこし眼の見える連中は、怪しからんことをするといつて怒り出した。しかし、そのどちらも見當外れで、都市計畫家のねらいとしては、それぞれの都市を「如何にして過大たらしめざらんかと念ずる以外」のいかなる仕事でもなかつたわけである。

それは兎も角、そのやうにして地方計畫といふものが世の中に出たのであるが、これが専門家達の間で、どうしてもこれではなくてはならぬと折り紙をつけられたのは、1924年のアムステルダムにおける國際住宅及び都市計畫會議の席上であつた。その決議事項はいろいろあつたが、結局、

- (1) 大都市は抑制すべし
- (2) 衛生都市制を採用せよ
- (3) 緑地帯にて包め
- (4) 交通整備をなすべし

などが重要なものであつた。

これがその後ひきつゞいて、世界の大都市抑制法の骨子として参考にされてきたのである。

ところが、何がどんな副産物を造るか解らない。この都市

その二 世界の國土計畫

處理の工夫から、「幾つかの町村をまとめて一つの地方としてこれを計畫する」といふことに気づき、大都市處理でない場合でも、この手でやつてみようではないかといふので、例へば鑛業地方等で、これから大いに發展しようなどといふとき、附近一帯を併せて、計畫するといふやうなことをやりだした。かくて、例へば、イギリスではドンカスターデーサイド、ドイツでは有名なルール地方等にさうした地方計畫ができたのである。

以上が、國土計畫の一部として地方計畫の出來た由來である。

ところで、この地方計畫が昇格して國土計畫になつた點が甚だ面白いのである。

都市計畫から地方計畫、地方計畫から國土計畫へと、誰しも考へる。

現に、1924年のアムステルダムの會議にアーサー・コミイといふ有名な珍らしい地方計畫案をだした人が、やはり國土計畫といふ名稱を用ひてゐる。

これは自然の順序として、誰の考へもさうゆくものと見える。

ところが、それは結局國土計畫にならなかつた。國土計畫「未完成」に了つてしまつた。否、實はこの出來上つたやうに見える地方計畫も果してそのどれだけが、イギリスで實施されたかわからない。

その後、國際住宅及び都市計畫會議は、再々開いてをり、その都度地方計畫を問題にしてゐるが、肝心のイギリスは人に勸めるばかりで、自分は一向煮へない報告ばかり出してゐる。その多くはせいぜい勸告性の地方計畫だといはれる。すなはち、やつた方がいいからやり給へといふだけの仕事である。そして、それが決して香しい成績でない證據には、今頃になつて「結局何か強力な官廳ができなければ」といつてゐる。

このやうに、洗つて見れば、イギリスの地方計畫は宣傳だけで、實物はできてゐないのではあるまいか。例へにも、イギリスには都市計畫なしといはれる。

ないわけではないが、なかなか出來にくいことは確かで、すくなくもロンドンにだけは都市計畫はなかつたといつてよい。都市計畫さへできかねた國に、どうして地方計畫、更に國土計畫ができる筈があらうか。

では、何故そんなことになつたか。

恐らくこれは、次のやうなことになるのではあるまいか。餘り穿つた考へであるが、どうもさう思へてならない。

- (1) その目的が直接個人同志の利益になることでない。
- (2) 國柄が骨の髄迄の自由主義國である。

さういふ性質の國民へ、強い統制力を加へるのに、その程度の目的では、初めから失敗するにきまつてゐたのかも知れない。

その二 世界の國土計畫

例へて見れば、それはあたかも酔漢に立派な禁酒演説をさせようとするが如く、それ自身矛盾した仕事であつた。

いはば身振り主義の地方計畫を、世界に強ひたくらゐが、大成功といはなければならぬのである。

何れにしても、「未完成國土計畫」は、かくのごときものである。それは確かに國土計畫の土臺になつた。しかし自身はつひに、何にも實行しないで倒れたのである。

(2) アメリカの國土計畫

國家全體のためにいいことをやろうとしても、個人の勝手な慾望が、これを達成せしめなかつた國がイギリスである。

それが國土計畫といふ仕事によくでてゐる。同じやうな國にアメリカがある。

アメリカといふ國も結局、個人の自我が強すぎて、例へそれはいいこととわかつてゐても、全體のためになる仕事はさせない。そのことをも一度國土計畫について語つてみよう。

アメリカの地方計畫は、イギリスと同時位に世のなかに出た。勿論、それは初めは、大都市を中心にした地方計畫で、歴史からいへば、シカゴが一番早かつたといふことである。

ボストンでは、市外の水道組合を造る必要があり、地方計畫の前身みたいなものをやつたといふことで、それは1889年のことであつた。つづいて、ニューヨーク、セントルイス等といふ都市が始めた。ニューヨークは1920年に著手した。尤

も、それもどの位實行性があつたか判然しないのである。例へば、ニューヨークの地方計畫の如きは、恐ろしく立派な報告が出来てはゐるが、結局、これは、ラッセルセージといふ財團が勝手にこしらへて、ニューヨーク市へ贈つただけのことで、それをニューヨーク市長が、やれるだけのことはやつてみようといつてうけとつたまでのものなのである。これは、まことに呑氣といへば呑氣極まるもので、たよりないといへば、また、この位たよりないものはない。

それは兎も角、それが國土計畫といふ段取にまで大きくなつてしまつたのが、しかも、これはまことに大出来なことに政府の機關として出来てしまつたのが、1933年のことである。この1933年(昭和8年)といふ年は、世界的に記憶さるべき年で、この年、ドイツのヒットラーはナチス政權を採り、我國は國際聯盟を脱退した。その他何かと急がしい年であつたが、この年、アメリカでは、ルーズベルトが大統領に就任するや、直に累卵の危きにあつたアメリカの經濟破局を救ふべく、有名な産業復興計畫をたてた。これは實に老大な計畫で、その計畫の中に、「國土計畫局の設置」といふ一項がある。これはまことに世界の魁で(ロシアは少し早い)、一應の美事に違ひない。誰しも啞然として感心したのである。

アメリカが國土計畫をやるとは——と専門家間では、ひたすら驚歎した。その一面において、尤も、本當の専門家達は、アメリカに國土計畫がやれることはない譯だが、どういふ譯

その二 世界の国土計画

か知らんと、首をひねつて考へた。理窟が合はないのである。

恐らくは、イギリスよりも自由主義で、イギリスよりも個人意識の強く、イギリスよりも統一の缺けてゐる筈のアメリカなのであるから、解つてゐる人には国土計画なんか出来ようとは信じられなかつた。

ところが、この「疑問」が餘りにも呆氣なく、確かに「疑問」であつたことを證明したのは、翌年の 1934年の国土計画局は國家資源委員會に改む」といふ法令であつた。

これなら解る。これで解ることになつたが、国土計画でない國家資源委員會なら、なんのことはない、どこの國でもやつてゐる寶さがしであるから、アメリカだらうが、アフリカだらうが出来ない筈はなし、むしろアメリカなら當然出来ることにちがひないのである。

ともかく、それでアメリカは国土計画史上イギリス以上の恥さらしをしたわけで、併せてこの二つの國で「国土計画は自由主義國家では出来ない」といふ公理をつくつてしまつたのである。

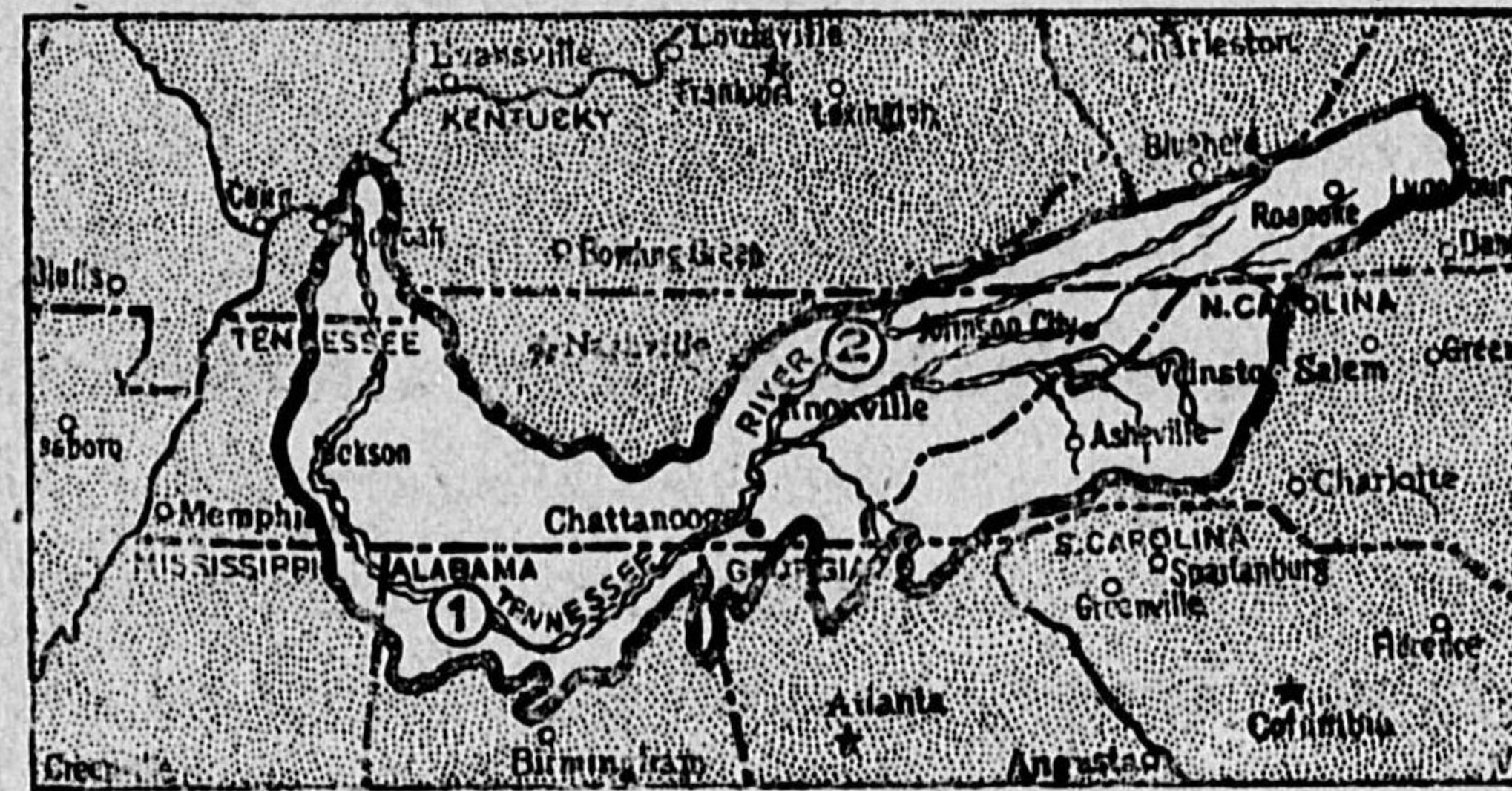
勿論、アメリカの地方計画は、一寸有名で、無数の地方計画があり、更には州計画等といふ。その大きさでは、国土計画位のものもあるやうではあるが、しかし、何れも国土計画の一部として、國家の政策を實行しようといふのでなく、ただ地方民が地方民の利殖のために、廣い面積でやつてみようといふだけのことであるから、嚴密な意味では、これを国土

計画といふことは出来ないと思ふ。

否。国土計画といふことが出来る、出来ないといふより、その地方計画そのものが未だ研究中であつたり、身振りの程度であつたり、せいぜい勸告の程度で、やつとテネッシー谿谷開發地方計画その他二三のものが幾分實行性を以て進捗してゐるだけのものである。

このテネッシー谿谷開發局は、やはり 1933 年に産業復興計画として世に出たものであつた。テネッシー河の水力を利用して、發電施設をなし、それで農業工業を併せて開發しようといふ、誰も反對のしやうのない仕事である。

こんなわけで、蘇獨にくらべて、まことに恥しい成果といはなければならない。



デネシーバレー地方計画區域圖

(3) ソ聯の国土計画

未完成国土計画の例としては、まだこの他にフランスその

その二 世界の國土計畫

他があるが、似たりよつたりであるから、この程度にして、次に完成國土計畫の例に入らう。その筆頭に、ソ聯を捉へることは筆の順序として已むを得ない。

ソ聯の國土計畫は、實に早く1922年(大正11年)頃から始まつてゐる。これは丁度イタリヤにムッソリニ政權が成立した年で、1933年といふ年と共に、矢張り多事な年である。(我國の大震災は、1923年になるわけである。)

この1922年スターリン政權が成立したので、世界最初の産業五ヶ年計畫といふのはじめた。

これによつて、國內の産業に綜合性と組織性をつけてゆかうといふのであるが、五ヶ年等といつたやうな、どうでもいゝやうなものの「區切り」をつけたのが、大變世間の注意を惹きつけた。この五ヶ年計畫は、その後、三度計り追加され、第一次五ヶ年計畫、第二次五ヶ年計畫といふやうにいはれてゐる。

國土計畫は、この五ヶ年計畫の仕事を手傳ふ意味で登場してきたので、有名なゴスプランといふのがそれである。

このゴスプランといふのは「國家計畫」と譯されてゐるが、これも矢張りその行方をみると國土計畫のやうである。ゴスプランは更に分かれて、實跡通り地方計畫、都市計畫となつてゐて、更にまた、農村計畫にもなつてゆくのである。

これは、當然、その發生の由來から見て、五ヶ年計畫の影響をうけないわけではない。

それで、本當にソ聯の國土計畫を知るためには、どうしてもこの五ヶ年計畫から知つてかからなければならない。ただことソ聯に關する限り詳しい話は仲々入手出來ないのである。

従つて、甚だ概括的な話になるが、要點だけをいつてみると、この五ヶ年計畫も、初めは自から農業國の性質上、農業計畫からはじめたのであるが、考へて見れば、ソ聯は、その國柄が頗る危険なので、他の國家がこれと圓滑な經濟取引きをしようとは思へない。従つて、結局、なんとかして工業上の自給計畫を建てなければならない。勿論農業だけのことを考へても、その計畫の進捗にとまひ、トラクタアや何かが必要になつて來る。これも外國から買ふわけにゆかない。自給の必要がある。

ことにまた、國柄が國柄だけに、絶えず周圍の國との戰爭の用意をしてゐなければならない。特に、日・獨等との關係が夢寐にも油斷が出來ないとあらば、そのための軍需工業をおこななければならない。これこそ當然自給以外にやつてゆく道がないのである。

そこへもつて來て、幸か不幸か、自國領土内が世界に稀なる工業資源にめぐまれてゐる國土となつてゐる。これではなんとしても「先づ重工業へ」といふ色彩を明かにしないわけにゆかない。かかる理由で、五ヶ年計畫は、遂に重工業主義、従つて都市建設尊重主義に變つてしまつたのである。

それが1930年だといふから、丁度昭和5年頃になるわけ

その二 世界の國土計畫

である。

それ以來活潑な地方工業化が行はれ、國土計畫は直に工業都市を造ることを一應の目標として、それを建設することを命ぜられることになつた。

この工業都市が、いづれも頗る面白いもので、人口は5萬かせいぜい10萬。最も多くても20萬位である。その形は、主として帶狀都市といふものである。帶狀都市といふのは、丁度昔の日本の街道町のやうに、ひよろ長い町で、一列に工場、緑地、住宅が並んでゐるだけなのである。

勿論、その間に、鐵道や大道路は入るが、要するに先づさういつただけの町である。かういふのが、長々と野原のまんなかにおいてある。

それでは、かうしたもののどこがいいのかといふと、それがなかなか大したききめがあるやうなのである。

先づ第一に、それは防空上、落下弾のあたりにくい形である。細長いから、あたりにくいわけである。よしんばあたつても、町に中心といふものがないから困らない。

また、農業地がすぐ後背地に廣々と廣がつてゐるのだから、どこをやられても、差しづめ食糧に困ることもない。しかも平時においては、空氣は好し、陽當りはよく新鮮な食物が採れるといふ、まことに申分ないものだといふのである。

果して、それほど大したものであるか、どうかは、わからないが、ともかく平凡ではない。大いに非凡である。それで

今後、これを盛んにこしらへるさうである。

それから、これもソ聯の國土計畫の一部であるが、モスコウの計畫もなかなか大がかりで、變つてゐて面白いやうである。これは、1932年から1935年迄かかつて、やつと計畫が出来たやうであるが、緑地の非常に多い都市で、確か半徑35軒の全區域の半分以上が、緑地（農地及公園）として保留されてゐるやうに記憶してゐる。中の建築も或る程度まで階數をきめ、(14階及6階)ホテルを建設し、處々に美しい廣場をこしらへ、暖房装置や、電力計畫まで添へてゐる。その中で最も特徴的なのは地下鐵道で、地下100尺といふところに、立派なものを21哩もこしらへた。これが結局防空壕なのである。まだその他一種々あるが、先づこんなところが要領である。

要するに、我々はこれで完成國土計畫の第一例が、自給計畫であつたこと、及び國防計畫でもあつたことを知るのである。

恐らくこんなところに、現代の國土計畫の特徴があるのであるまいかと思はれる。

英米の平和主義の國土計畫が未完成にをはつたことと比べ合はせると、まことに興味が深いのである。

それにつけても、この完成國土計畫の、お手本ともなるべきドイツの國土計畫のお話が何としても急がれるわけである。

(4) ドイツの國土計畫

ドイツの國土計畫は先づ今のところ、完成されたものの一

その二 世界の國土計畫

つだといはれていいのである。兎に角、その形式からいつても、その精神からいつても、まことに申分のないものだといへさうである。幸ひその方針や何かについては、割合に明かにされてゐるので、幾分申上げ易いところがある。

尤も、國土計畫も結局國防計畫であるから、その實際やつてゐることについては明かにされてゐない。

實際の報告といふものはまことに少なく、アメリカの州計畫や何かほども、まとまつたものが出てゐない始末である。

従つて、お話が恐ろしく「方針的」にかたよるかも知れない。その點はお許しを願はねばならないと思ふ。

先づドイツの國土計畫がレールの末端に乗つたと見るべきは、アメリカの國土計畫が活字になつた、ソ聯の第二次五ヶ年計畫の前年、そして日本の國際聯盟脱退といふ、世界的多事なりし 1933 年、即ち、昭和 8 年のことである。

この年の 1 月 31 日、ヒットラアが自分の主宰する内閣を造つた。内閣を造るや否や——それはまことに厄介極まる聯立内閣であつたが、ヒットラアは、そこをかまはずひたすら信念によつて 1920 年立黨以來の自分の夢を實現していつた。

その夢といふのはドイツ民族 6000 萬の夢寐も忘れたことの出来ないベルサイユ條約の破棄、祖國ドイツの復興である。實に 1918 年のベルサイユ條約後のドイツの状態は、想像に餘る慘澹たるもので、1933 年には失業者 600 萬とさへいはれてゐる。このままでは、どうなることか解らない。ライン沿

岸のドイツの京阪神地方、京濱地方といふやうなところは、フランスによつてベルサイユ條約不履行の代償として占據されてゐる。兵隊は殆どゐない。(10 萬では物の數ではない。) それに軍用飛行機は造ることを許されてゐない。これでは一つの國家として、6000 萬の人口を、あづかつてゐる國家としては、心配で心配でならないわけである。それは、例へていふならば、金庫やタンスは執達吏に差し押へられ、雨戸は一つもなく、小さな子供をかかへてふるへてゐる母子といふ形である。

かかる際に母たるものの考へは、取りあへず何としても、この理不盡な扱ひに對し抗議をすべきことであるが、「それにしては母自からが食事をとつてゐないので聲も出ない」といふところであらうか。普通の人なら、手が無いといつて、放り出すところである。そこを引き受けて何とかしよう、何とか出来るかと前進したのがヒットラアである。

彼が政權を握るや否や、實行し始めた仕事は、何としてもこのベルサイユ條約の破棄の工作であつた。

いかにしてこれを破るか。それは他に方法はない。ただ秘かなる方法によつて軍備をととのへ、戰爭をもう一度やり直す、それより外に手はなかつたのである。

勿論、そのためには、前大戰で敗けた原因をすつかり清算して、今度こそは、どこでどんなことが起つても、大丈夫といふ準備が出来たところで、やるのでなければ危い。今度敗

その二 世界の國土計畫

けたら、それこそドイツは世界の奴隷にならなければならない、實に掛値なしの、一すぢの必死の路であつた。餘程の偉人でなければ、切り抜けることの出来ない峻険な路であつた。

そこで、ヒットラアは、先づそれには國內の政治體制を統制強化する必要があるとして、今までのやうな聯邦割據主義を改め、また、議會制度を翼賛形式に改めてしまふなど、ひたすら政治形態のパラバラ主義を改めてしまつたのである。

これらは實に大切なことで、これが出来てゐなければ、これからお話しする國土計畫など絶對物に出来つことはない筈なのである。彼は實に遺漏なき段取りの名手であつたわけである。

そこで、さういふ政治上の工作と同時に、第一次四ヶ年計畫を樹立し、またその姉妹事業としての國土計畫を實行し出したのである。

この國土計畫は、實にヒットラアの再軍備計畫秘策なのであつた。それが再軍備計畫そのものであつたことを明かにしたのは誰あらう彼の左腕たるゲーリングであつた。1935年の3月16日、ドイツは、實に果敢にも世界に對し陸海空軍再軍備を宣言した。それは實に息詰る瞬間といふべきであるが、その刹那何處からともなく600臺の軍用機がベルリンの空に飛來し、外國の使臣、新聞記者等を睜目させた。この時ゲーリング空相は、これを指しつつ、「今日のこの再軍備宣言を可能ならしめたものは國土計畫である」と莞爾としたと傳へられてゐる。

勿論、その前から出てゐる國土計畫のいろいろな文書の中にも、よく注意してみると、それと氣のつく言葉が既にあつたのであるが、ゲーリングによつて、再軍備宣言の日に、改めていはれて見れば成程と判然するのである。

さて、かかる觀點から、ドイツの國土計畫を展望してゆくと、およそ大抵なことが了解されて來る。

先づドイツが前の世界大戰で一番弱つたことは何であるかといふと、それは、今まで國際的に分業經濟であり「パンを造る國」「花を咲かせる國」「毛を織る國」と、わかれてゐたのが、大戰といふ形式になると、大變不都合であることが解つたことである。すなはち、恐ろしい經濟封鎖といふ手があり、ドイツのやうに輸入の大きな國では、直ちににつちもさつちもゆかなくなるといふことである。前の世界大戰で、ドイツが最も苦しみ、恐らくは重大な敗因となつたのは、實にそれであつたのである。

そこで、今度戦ふといふならば、どうしてもこれの自給計畫を樹てなければならない。これが再軍備計畫の第一條件になつてゐる。

第二としては何としても人間である。

ドイツは、前大戰で第一線に立つて活躍の出来る若い將兵を500萬もへらしてしまつた。それは國民の約一割で、大變な損失であつた。おかげで、ドイツはひどい老人國になつてしまつた。これでは仕方がないことである。また、ドイツは昔

その二 世界の國土計畫

は相當な人口のふえる國で、一時は 1000 人當り 30 人以上も増加してゐたのであるが、それがいつの間にかその半分の 15 人になつてしまつた。1000 人當り 15 人しか増加しないなどといふことは、死亡率が少しふえれば、人口が年々へるといふことになり、何十年かでドイツが亡びるといふことを意味してゐる。

しかも經濟パニックの結果農村人が皆都會に集つて不健康な生活をするやうになつた。その都會がまた一番増殖率の減り易いところである。これではどうにもならないことである。

何といつたところで、人口即ち國家で、人口がなかつたならば國家はないわけである。また、人口がなくては、第一に戦争にならない。かくして、ベルサイユ條約破棄のためには、人口計畫を樹立しなくてはならなくなつたのである。

その次は、國土の防空的な構成である。ドイツが前の世界大戰に負けた大きな原因の一つは、ドイツの人口と工業がライン河地方に集中しすぎてゐたことだといはれる。つまり敵の攻撃し易いところに、こちらの護りにくい大切なものがこゝろがつてゐる形であるから、これは初めから、いけないにきまつてゐる。

この人口と工業の偏在集中は東部國境でも多少見られ、結局、ドイツの大都市の九割は國境にあり、工業の八割が砲撃距離にあるといはれてゐる。しかもその $\frac{1}{6}$ がザールといふ一番フランスに近い所に集つてゐるのではとてもお話にならない。

そこで、對ベルサイユ條約計畫としては、これも何とかし

なくてはならないことの一つであつた。

先づこの三つが、國土計畫の規つた重大任務である。

勿論、これに附隨して經濟復興計畫もない筈はないが、それは結局自給計畫の中へ入つてしまふと見てもよいわけであるから、話を簡単にするためさういふ風に考へることにする。

然らば、かかる與へられた任務をいかに國土計畫は解決するか。そこが天才ヒットラアでなければ考へ出せないことのやうに思へる。彼はそこで、お得意の一石三鳥主義で名案を出した。

先づ第一が大都市及工業地帯の分散である。ベルリンやハムブルグなどといふ大都市を抑へて小さくしてしまふ。また、ライン地方のやうな工業地帯から工業を引きあげて地方へもつていつてしまふ。これは、なかなかむづかしいことであるが、これをやると、第一に防空上危険がなくなる。いふまでもなく防空上一番不得策なのは、重要施設を大都市の形式で集中させておくことである。これは弾が當り易く、被害も大きくなり易いからである。また、工業地帯を一ヶ所に集めておくことも、防空上最大愚策であるのは説明するまでもない。そこでかかるものをすべて解散させる必要がある。そのためには、大都市の改造計畫をたてるとか、工場、商店、住宅を一時禁止するとか、入市許可制をとるとか、さういつた種々の工夫をこらす必要がある。また、工業地帯から工場を地方へ出すには、免税主義をとつたり、運賃の割引きをしてやつたり、官

その二 世界の國土計畫

公産業の優先的な請負をやらせたり、かゆいところに手のとどく保護を加へるといつてゐる。勿論、金融上の大きな保護は行はれなければならない。かうして分散させるのである。

さて、その結果、どうなるか。これは、分散したものを如何に處理するかによつて定まる。そして、この分散後の後始末がまたまことにヒットラアの天才的なことを示すのである。

彼は、この分散したものを全國の農地——特に開墾地にバラ撒いて、そこで新しい村や小さな町を造らせた。これを定住地計畫（ジードルング）といつてゐるが、彼はさうした村や町にドイツ人を住はせるのに相變らず借家人や借地人にしておくのでは問題にならない。必ず地主家主にする。そしてそこに永住させる必要がある。永住する氣になつた人間でなければ國民としての健全な精神を保てるやうになる筈がないと考へる。そこで、これを定住地計畫と名をつけたわけである。尤も、いきなり地主家主になれといつたところで、さう簡単にゆくものではない。

そこで、ヒットラアの方針は、建築などは一部屋一部屋づつたててゆく。或程度金をためたら一部屋造り、次に金が出来たらもう一部屋といふ風にふやしてゆく、といふ方法である。さうすれば、常に家主の氣持で落ちついていけるといふのである。なかなか行き届いた面白い考へではないか。

それで、この土地や家を手に入れる金であるが、それは工場で働いたり、また、その定住地の一宅地を大體 300 坪位に

して、そこで畑をやらせる。そして半農生活をさせれば、それで自給も出来ようし、また、残つたものを賣ることにより建築資金も出て来る。さういつた方法である。

そこで、かうして永住することになれば、第一にその工場に對しては、父祖相傳の形になり、子孫永遠の血縁關係が出来から自からそこに精度の高い工業が發達するだらうといふので、何のことはない、昔の名工を造り出した方式にしようといふのである。

また、かうして皆が定住することになつた場合、その「村なり町なり」が小さい「村なり町なり」であれば、市民同志は自から親しくなり、どんなつまらない人間でも自から「村なり町なり」進んでは國家のことをたえず念頭におくやうになるといふのであるが、確かにこれもその通りである。以上は工業村の話であるが、勿論、その他に工業分散と關係のない農業定住地といふやうなものもあるわけである。

大體、ヒットラアは農民及び中産商工業者の支持によつて政權をとることが出来たので、その人達に對し大變關心をもつてゐる。特に農業は、いろいろな點から考へて、大切なものだとしてゐる。そこで、ヒットラアは、この農業振興計畫のために、先づ世襲農地法といふのをきめて（1933 年）、農民が勝手に土地を賣ることが出来ないやうにしてしまつた。

そしてまた、悪い土地ブローカー達が農民をだまして勝手なことをするのも差止めた。次いで、労働義務法をきめて

その二 世界の國土計畫

(1935年)、青年の中18才から20才迄のものを、半年程づつ義務的に國家の勞務に服させることにして、これも主として農業に向けしめた。そして、最後に、この農業定住地の建設で彼等をして愉快に生活し、しかもドイツ國民としてのゆたかな愛國心をおこすやうにしむけた。恐らくこれがドイツの國土計畫の華だらう。といはれてゐる。

かくして、大都市及び工業地帯を分散し、定住地の形式で農業と工業を起すとすれば、この効果たるや實に一石三鳥である。すなはち、それは

- (イ) 防空上全然安心な「人口及工業」の配置になる。
- (ロ) 人間は農村的になり、従つて精神とからだと共に健康になる。
- (ハ) 人口は増殖するやうになる。(農村の人は元來よく産むのであるが、ナチスは更に人口の配合を考へて結婚をし易いやうにする)

さうしてよき人的資源によつて、工業農業が擴充されるから、自から精度の高い製品が出来るので、「經濟は自給し輸出が高まる」といふことになるわけである。

實際、ドイツは日本同様にまことに資源のとほしい國なので、ヒットラーの悩みはそこにあつた。ヒットラーは昨年あたりそれについてかういつてゐる。

「自分が政權をあげた時、ドイツには資源も金も何にもなかつた。あるのは失業者600萬と、光榮あるドイツの民族

史だけであつた。そこで、自分が考へたのは、これは何とかして、この人的資源を活かすより手がない。いかにもして、この人的資源をドイツ的に立派なものに仕上げるといふより他に手がない。さうすれば、少ない資源も立派な製品や、精銳な武器にして、敵の兵器を撃碎することが出来る。また、少ない輸出によつて、多くの輸入に對應することも出来る。

この手よりないと思つた。しからばいかにしてその人的資源を獲得するか。それは、人間を地と結んで、大地と職業と生活との間に血縁關係を結ばしめるより手がない。それは何のことはない、實はフリードリッヒ大帝以來のドイツ傳統のやり方であつたのを、いつの間にか忘れてゐたのだ。それを思ひかへしさをすればいいのだ。そこに氣がつきそれをやつてみた。その結果國民の理解によつて數年にして今日の成功をみた。欣快にたへない」とシミジミ述懐したといはれる。誠にこれが、ヒットラーのいはゆる一石三鳥の政策である。

それから更にまた、彼の自信の強さと智慧の深さを示すものは、この國土計畫をやる前提たる自動車國道を何と1933年に既に著手してゐることである。

國土計畫局が出来たのが、1937年であるにかかはらず、その内容の中で一番大切なものは世襲農地法といひ、自動車國道といひ、彼は既に政權把握の第一日にやつてゐる。實にみごとな布石といはざるを得ない。

實際、後になつて大都市分散や何かするにしたところで、

その二 世界の國土計畫

工業地方化をするにしたところで、自動車道路を早くやつておかなかつたならば、その結果は意味のない危険至極なことになつてしまふ筈である。分散どころかバラバラになつてしまふ。自動車國道があつたればこそ、悠々とあのやうな放れ業が出来たのである。しかも面白いことに、これに着手したのは、當時の失業者六百萬を救済するといふ、目前の目的にはじまつてゐることである。

世界的に失業救済といへば、道路建設にきまつてゐるからナチスがこの仕事をはじめた時世界では何も不思議に感ぜず、ただ苦しまぎれに大袈裟なことをやり出した位にしか思つてゐなかつた。

ところが、これが國土計畫の基石であつたばかりでなく、結局、機械化部隊の活動の根幹となり、また、飛行機の著陸場になつてゐたといふのであるから、またまた、一石三—四鳥であつたので、ヒットラーの指導なればこそと思はれる。

この道路總延長1萬軒、年100軒ずつ進めて1947年に完成するといふから、やがて出来上るであらう、幅26米。舗装はコンクリートで、爆撃に堪へる厚さ、60糎もあり、その上を自動車は時速160軒も走れるといふことである。

ドイツの國土計畫の概況はこんなところである。

これで見ると、やはりドイツの國土計畫も、再軍備計畫に對する自給計畫が重點であることが解つて來るので、かかるところに、何か完成國土計畫の型があるやうである。

その三 國土計畫とは何であるか

さて以上ならべた諸國の例によつて、國土計畫といふものの實體が何となく解つて來たやうに思へる。

先づ國土計畫が起る「場合」は、どういふときであるかといふと、それが完成國土計畫に於ては、「國家が經濟的な非常時に當面した場合」であるといふことがいへさうである。

獨ソは勿論、未完成組のアメリカでさへ、國土計畫をいひ出したのは、國家的な破局に面した場合であつた。それは決して平日和煦なるときには起らないやうである。

次に、これは特に完成國土計畫の特徴であるが、それは必ず自給經濟をねらひとしてゐるといふのも特徴の一つである。

食糧なり工業資源なりを自給する。皆そんな形をとつてゐる。

その次が、結局においてこれは自給計畫も同じ意味にはなるが、軍備計畫であるといふことである。この自給及び軍備といふやうなことは、國土計畫といふ形をとらないが、イタリヤの諸計畫についても同様のことがいはれる。

以上は、勿論國土計畫とは何であるかといふ説明にはならない。ただ今日の國土計畫が世の中に出た場合、かうした特徴を持つものであるといふことを述べただけである。

そこで今度は結局一番問題である國土計畫とは何であるか、といふことをきめなければならぬことになる。國土計

その三 國土計畫とは何であるか

畫は何であるか。世間ではこれを何となく簡単に國家全體の綜合計畫であるといふやうに考へたり。統制經濟をそのまま國土計畫と考へたり、さうでなければ何でも技術的なことを、國土全體的にやることが國土計畫だといふ風にとる人が多いやうである。しかし、それは皆あやまりである。結局、國土計畫といふのは、その字義にある通り、「土」の計畫でなければならぬ。

「土地の計畫」それを國土全體に向つて行ふ。それが國土計畫でなければならぬ。(ドイツの法律の定義もさうなつてゐる)土地は概ね私有になつてゐる。だから、個人が勝手に使つてもかまはない。それは未だ世の中がそれ程窮屈にならない時代ならば、それでもいい。しかし、やれ農業だ、工業だ、工場だ、住宅だと、ドンドン建つて來るやうになると、つまり土地が集約的に使はれ出すと、皆の勝手にやるわけにゆかなくなる。勝手なことをやると國家もえらいことになるが土地の利用者自身がえらいことになる。そこで、皆の土地を大きい立場から見て綜合して、その使ひ方をきめる。さうすればお互に多少の不自由はあつても大局から見て結局いいことになる。これを國家の立場から見て綜合する場合が國土計畫である。——といへば、諸君はそんなことならすぐ解ると思ふ。ただ、それなら何も、やれ自給だとか、軍備だとかいはなくつたつていいぢやないか、といふかも知れない。ところがやはりそれが大切なことなのである。

成程、「國家といふ高い立場から土地の使ひ方を綜合する」と一口にいふ。しかし、果してそれは易々と出来ることであらうか。たとへそれがどんなよいことであらうとも、人間は他人のいふことに簡単に従ふよりは、自分の勝手をつづけたがるものである。それを自由主義といふ言葉で表はすが(自由主義の本當の意味は、こんなものでないといふ説明の付け方をしてゐる人もある)、その自由主義は、なかなか簡単においそれと皆が捨てるものでない。

自由主義を捨てない場合、國土計畫は結局、繪にかいた餅で、いくらきれいな設計圖が出来たところで、それは何にもならないのである。

だから、形式論としての夢のやうな國土計畫は、頭に描くことは出来ても、そんなものは少くも今の世の中では存在し得ないのである。存在し得ないものならば、議論の外へ出した方がよい。

英米の國土計畫は、實はかかる種類のものなのである。いづれも烈しい自由主義の國で、これを都市計畫から地方計畫、地方計畫から國土計畫といふ風に、ひたすら努力してもち上げようと、汗水流したのであるが、最初からそれは出来得ないものときまつてゐたのである。完成するはずのない本質的な未完成品なのである。

だから、さきに、私は「完成する筈のない、質のちがふ未完成」だから、「完成」とならべても理窟は立つ、それは、あ

その三 國土計畫とは何であるか

とで説明すると申上げたのはこの點である。

そこで、この英米佛流の國土計畫は相手にしないとして、然らば、如何なる時に、「現實」の「問題になる」國土計畫が出来うるか。——といふに、それはいふまでもなくこの自由主義をすてて、「私を捨てて國に従ふ」といふ氣持に國民がなつたときに、初めて國土計畫がものになる。然らば、今度はどういふ場合に國民は「私」を捨てるだらうかといふと、それは、「その國が非常時に當面し、どうしても軍備を強化しなければならぬ」といふ場合に打突かつた時、初めて國民は私を捨てるやうに思へる。

こんどの大戦において、フランスは軍備をしようなどといふ氣にならなかつた。

「前大戦のやうな、フラフラ腰でやつて、一たんは明かに負けたときまつたやうな場合だつて、結局は勝てるぢやないか」そんな氣持であり、しかも勝利國として、ともかく頗る有褔である。そんな時に、國民は私をすてるものでない。何の必要あつて、捨てなければならぬんだ、といふわけである。

然るに、ドイツとなると丸で違ふ。あれ程までに「實際上勝つてゐた戦」を、つまらないドタンバでズルズルつと負けてしまつた。しかもその結果は、話にならない苦しみである。

これは不合理だ。何とかしてやり直さなければならぬ。「私」なんかいつておられる時ではない。國民こそつて軍備

をととのへともかく戦争をも一度やり直さなければ問題にならない。さういふ氣組みである。さういふ場合であるから、苦もなく「私」をすてる。

そこで國土計畫が「さういふ目的のためのものだ」といふことがドイツ國民にわかつて、そこで「もの」になつたといふことになるのである。従つて、國土計畫は少くも現代に於ては、「軍備計畫」としてのみ「もの」になる。いひかへれば、「現代の國土計畫は軍備計畫である」といふことになるのである。

さて、軍備計畫となると、現代戦争の形式が擴大し、それが「世界戦争」となり、國內的には「國民戦」となるといふことになるので、かうした際に、(特に有たざる國に對し)最も危険であり、また、最近は必ず行はれるところの經濟封鎖に對して、自給計畫を立てなければならぬことになる。

特に、そのうちで最も重要なのは、貯藏のしにくい、食糧に關する自給計畫である。また、國民戦争といふ意味は、空から國民全體がねらはれるといふことであるが、それに對しては、當然防空計畫が必要となるわけである。

これ等に對しては、何しろ前大戦のドイツ及びエチオピア戦におけるイタリアが最も痛切に經驗したので、それ等の國がもつとも、いいお手本を示してくれてゐるわけである。

何はともあれ、これで「現代の國土計畫」が、ただ單に「土地の統制」といふ言葉ではいひ切れぬものをもつてをり。

その三 國土計畫とは何であるか

それが結局において、

- (イ) 土地の國家的な統制であること
- (ロ) 軍備計畫であること
- (ハ) 従つて、その特徴が防空的乃至自給經濟的人口計畫的であること。

といつたやうなものであることが、わかつたことと思ふ。そして、これ以外の形の國土計畫は、ないのであるといふことも解つたことと思ふ。

その四 日本の國土計畫

(1) 日本の國土計畫の特異性

これで、大よそ國土計畫とは如何なるものであるか。尠くも「現代の國土計畫」は如何なるものであるか——といふことが、おわかりになつたことと思ふ。

尤も、ここに「日本は日本、外國は外國」で、萬事、ちがふのだから、國土計畫だつて違ふ筈だといふ理窟が立たないでもない。現に、幕末に出羽の人で佐藤信淵といふ人がゐて、(明和6年—嘉永3年)今日の國土計畫ともいふべきことについて、こまかい論を發表してゐる。彼は、實に恐ろしいほど今日を見抜いた人であつて、滿洲、シベリア、支那、進んでは大東亞全體に互つてのこまかい攻略論を書いてゐる。今問題になつてゐるヒリッピンや何かも皆彼の計畫の中に赤裸となつてあらはされてゐるのである。

また彼の國內計畫も、江戸を東京とすること、東京灣を埋立てて農耕地とすべきこと、各府縣の分け方、地方の首府のきめ方、師團の配置等、その後小百年かかつて、汗水たらして我々のやつた仕事は、何のことはない徳川幕府の末、信淵が書いたことから一步も出てゐない。

しかも彼は、國家の政治組織から社會事業、金融といふや

その四 日本の國土計畫

うなことまで残るくまなく書いてゐる。

そのうちで、最も有名なのは、混同秘策といふ本であるが、ぜひ一讀して我々の父祖にもかういふ雄大な頭の好い人があつたかと仰いでいただきたいのである。

何にしても、それが1850年代の未だ世界に都市計畫さへ始まつてゐない時、ましてや地方計畫も國土計畫もない時に、いひだされたのであるから、明かに日本人の優秀性の證明ともなることで欣快にたへない。

しかし、佐藤信淵の國土計畫を以つて、日本獨特のものとし、これを我々の物さしとすべきやとなると、私は考へさせられざるをえない。

結局において、くりかへしていふやうに、今日、この時代において、漠然たる無色透明な國土計畫等といふものは、理論上はあるにしても、「世の中」がさういふものが出て來ることを許さない。

今日の「世の中」は、「今日の世の中」の許し得るものしか或は「今日の世の中」を克服し得る力のある「もの」しか存在を許さないのである。

さうすると、結局、佐藤信淵の國土計畫は、その理想型であつて、實際型とはいへない。

實際型の國土計畫はやはり今日、この自由主義經濟が結局において、基礎になつてゐる時代には、——そして土地の所有、その使用のしかたが大體において各自の自由であるとい

ふことがきめられてある以上は、今まで、外國の國土計畫が一應經て來たやうな、ああいふコースを取ることは、「一應」仕方がないのではないかと思ふのである。

それらについては、現に日本の國土計畫の學者達（奥井博士、吉田秀夫氏、田邊忠男氏あたり）も明言してゐるのである。

すなはち、どうも日本の國土計畫も結局において、軍備計畫であり、イ、自給計畫、ロ、人口計畫、ハ、防空計畫といふところに落ちつくのではあるまいかと思はれる。

さうすると、まるでドイツのそれと同じやうになりさうであるが、私は、ドイツと少しくちがふのは、「政治の形がドイツのやうに獨裁にはならない」（國土計畫をはこぶのに必要な條件は政治である）ことと「大東亞共榮圏の構想が要る」こととの二點であると思ふ。

それから、また、逆にドイツと何としても共鳴すると思はれるのは、「人的資源の計畫——といふよりは人間計畫が最大要點である」といふことである。

少しゴタゴタしたやうであるが、段々説明してゆくうちにこれらもまた判然して來ることと思ふ。

(2) 國土計畫の基礎となる内外の情勢

先づ日本の國土計畫の形式をきめるためには、經濟組織といふやうなものが大體さう大きく變改しないものだといふこ

その四 日本の國土計畫

とからきめてかからなければならない。(森戸氏の「戦争と文化」、長谷川如是閑氏の「日本的性格」)個人といふものを深いところまで掘り下げれば、結局神と雖も動かしがたき自由をもつてゐる、といふことは何としてもいかなる時代にも修正することが出来ないやうな気がする。(私がそれを希望してゐるといふのではない) さうなると、これは結局日本においても國土計畫はいつ迄たつたところで平和目的では駄目で、戦争目的の時でなければ、ものにならないといふ結論になる。

尤も、これをそんなに明かに消極的に國土計畫本位に物を考へなくても、今國家は何を欲するか、といふところを積極的に突込んで考へて見ても同じことにはなる。即ち、當分國家は何としたところで戦争を目的とするより仕事がない。従つて戦争に勝つ仕事にのみ意圖を有つてゐるといふことに疑ひをもつわけにゆかない。

尤もこれは、國家が意識してそんな危険なものを目的にもつとか何とかいふのではない。

丁度震災の時には、誰がどう思はうとも、東京全市は火災になるより仕方がなかつたやうに、今に世界はあげて戦争になる。現に、今もなつてゐるが、これは未だ序盤戦とはいはないが、精々中盤ぐらゐで、この次の終盤戦に到るまでは世界をあげての戦争になる。

これは、これが厭だといふ國は國家たることを棄權したのだといふことを意味する。亡國にならざらんとする國は、

否、世界の指導者たらんとする國なら、當然この火は覺悟しなければならない。むしろこちらから買つて出て、勇躍その火中に飛び込むぐらゐの氣慨が必要だといふことになる。(これについてはこの後でも少しのべる) さうすると、その國家の目的たる戦争、しかも長期戦は、何としても、國土に對しその最能率的な使ひ方を要求しなければならないことになり、自から國土計畫を登場させることになる。その場合の國土計畫が完全に武装したものなるべきことは、いふを俟たない。

かくして、我國の國土計畫の可能性乃至その性格をきめるためには、何としても先づ「戦争」とは果していかなるものであるか、いかなる形で我國に襲ひかかるのか、先づそれからきめてかからなければならない順になるのである。

(3) 我國と世界戦

以上のやうなわけであるから、戦争に對する認識といふものは、現代國土計畫特に我國の國土計畫に對しては頗る重要なことになる。物のいひ方によつては、戦争が大したものにならないなら、國土計畫は、結局お話だけでお終ひになるかも知れないとまでいへる。

そこで戦争論であるが、これを長々と申上げるのは、この本の範圍でないから、要領をかいつままで申上げると、どうも世界の戦争批評家の意見は皆次のやうに一致してゐる。

すなはち、世界の各國は、今後ますます激しい國交關係に

その四 日本の國土計畫

なるであらう。それは、結局において世界が今のやうに個々別々な國家で出來てゐる點に未熟なところがある。皆バラバラであつて、その上に、これを統制する機關がない。

それを無理に實力のない國際聯盟だの、國際裁判だの、國際法等といふものをこしらへて、何とかしようとして見たところで、結局それは何にもならない。

然らば、この形は、それでいいのだらうか、かうやつてバラバラなのが一番人類生存の上に正しい方法なのであらうか。勿論、さうではないにきまつてゐる。例へて見ても、我々は日本の國內の問題で經驗してゐるやうに、諸大名が各地方で割據してゐた戰國時代より、徳川時代のやうに、簡単な單一な政府があつた方がよく、それよりも、また、明治に入つて大政を奉還し、廢藩置縣をした後の方が、はるかに國民の生活状態がよくなつたにきまつてゐる。

人類の生活といふものは、大きいところ、より高いところで、全體的に秩序をつけて貰へば貰ふ程、安定し幸福になる。それは説明するまでもなく解り切つたことである。尤もさればといつて、大きくこれをまとめて、高いところから統制しようとしても、その時代の人類に未だそれだけの能力もなく、また、人類同志が餘り大きく暴れることも出來ず、またそんな必要もない時であれば、結局それは物にならない。

しかし、それぞれの人類——といふより民族といつた方がわかりいいわけであるが——それぞれの民族は年々歳々實力

を蓄へて大きくなつてゆく。相互の交渉も頻繁になつて來る。どうしても、そこに大きな秩序をつけることが必要となるわけである。これは、年々歳々、地球のある限りその傾向が増加してゆくものと考へなければならぬ。——といふお話は、結局我々の國際關係といふものは、世界に一人の統裁者が出るまではつづくといふことをいひたいのである。

實際、今まで我々は戰爭といふものは何がなしに偶然な國際間の出來事と思つてゐたが、大きな眼で見ると、それはまるで夜が段々暮れてゆくやうに、或は朝が靜かにあけるやうに、人々が冀はふと願ふまいと、必然の運命として蓋ひかぶさつてゐる現象なのである。

尤も、これは弱少國に對しては、ただ強大國に併呑されるといふことで、何のことはなくすんでしまふ。亡國になつて言葉のちがつた官吏が乗り込んでおしまひである。文句はない。しかし強大國にとつては——世界統裁權保持者にとつては、ドンと正面から戰爭が來るにきまつてゐる。

これ等については、種々な本があり、私も「戰爭と都市」といふ本の中でも、少し具體的に書いたから、御一讀願ひたいと思ふ。

ところで、日本は勿論世界統裁權の有力極まる一人である筈であるから、さういふ日が來ることは覺悟の上だとして、然らば何時頃そんなことになるのであらうか。千年後か萬年後か。萬年も後のことならば、繪にかいた國土計畫同様餘り

その四 日本の國土計畫

頭を悩ます必要はないといふことになる。然し事實そんな夢みたいな話ではなさうである。一體いつ頃になるのか。これについても種々な説が出てゐる。エッチ・ヂー・ウェルズといふイギリスの文明批評家達は、1960年頃だといふ。1960年といへば、昭和40年頃になるわけである。また、或る人は——といふ風に種々な説があるが、面白いことには大體のところは皆やはりその頃になるのである。

尤も、これについて、イギリスのマクミランといふ飛行大尉のいつてゐることは面白い。彼は、戦争を可能にするものはその國の飛行能力である。今現代に於て、強大國の飛行機の攻撃半径は1000哩位なものであるから、各國の空の國境は1000哩外にあるものと見る。この各國の空の國境を地圖に落とすとそこに交錯が起る。これは何とか解決しなければならない。それが戦争である。——といふところまでがマクミランの説であるが、これに私の説を加へると、結局——であるから或時代の秩序戦の半径は、この攻撃半径がきめるといふのである。

現代の1000哩圏は、明かにヨーロッパ共榮圏大東亞共榮圏である。(それぞれドイツ及び日本を中心として)そしてこの半径は恐らく更にだんだんにふえるであらう。そして、世界を蓋ふ攻撃半径が出来た時に、初めて世界秩序戦になる。——といふわけで、私はその邊の攻撃半径の延び方を計算すれば、世界最後の戦争は解るといふのである。

これは勿論、攻撃力及びその領域の保有確保力と併せて計算しなければならない。

今のそれぞれの共榮圏がいつ確保出来るか、それは極めて重要な計算でこれも飛行能力の發達を併せて考へてみなければならぬ。まあさうした関係を種々考へて、ぼんやりとしたところやはり1960年頃になるのぢやないかといふ氣がする。

勿論、私はこのままダラダラそこまでゆくとは考へられないが、とにかくこの共榮圏の確保には、10年20年は當然かかるであらう。

かかる次第で、我々は、今後どうしても戦争といふものを目的に生きてゆかなければならぬ。

そこでは、平和が本態ではない。戦争が本態である。經濟學的論法をまねれば、我々は戦争を下部構造とし、その上の上部構造として、文化をもつことになるともいふことになるのであらう。

さうなれば、明確に我國のやうな積極的な國家に於ては、

(イ) 國土計畫は戦争を梃として必ず出現する

(ロ) さうしてその課題は矢張戦争である

といふやうなことになるので、これは、正にドイツの通りである。

(4) 日本の國土計畫の目標

そこで今度は日本の國土計畫のねらひをきめなければなら

その四 日本の國土計畫

ないことになる。何をねらひとして日本の國土計畫をやるか。いはばこの際國土計畫に對する國家の要請は何であるかといふと、やはりその第一は上來述べたやうな理由で、先づ戰爭を含みとしての、「食糧及び軍需工業の自給」といふことである。

我々は、大體年に1人當り平均、米を1石位消費するのだといふことになつてゐる。それが戰爭になるといつもきまつたやうに、1石をこえて1石1斗とか、1石2斗とかふえるのである。これは、日清戰爭の昔からそんな風になるのだといはれてゐる。

しかるに、皮肉にも戰爭になると、農家の手は不足する、肥料は缺乏する、運輸機關は動かなくなるので、いろいろの原因が加はつて肝心の米の産額の方がへつて来る。

そこで、我々の食糧たる米は大體日本内地では、在來丁度内地自給位産してゐたのであるが、それが忽ち1000萬石位足りなくなる。或はだんだんその上足りなくなる。これは何としても萬全のねらひとしては、自給出来るやうに、また、補給出来るやうにして、おこななくてはならない。勿論、これは滿洲や支那その他の植民地乃至は泰といふやうなところから米が來ることも、或る程度當てにしていけないことはないのであるが、戰爭となれば、やはり萬一のこと(海上の不安)は考へなくてはいけない。そこで自から「内地自給」の聲が現はれて、それに應ずる國土計畫が必要となるわけである。

つづいて、工業においても同様で、我國は資源的には鐵、石炭その他燃料等軍需關係の資源は決して満足とはいへない。これも何といつても出来ないものは仕方ないとして、出来れば内地少くも植民地、或は友邦滿支乃至は東亞共榮圈内といふ風に、出来るだけ近いところで手に入るやうにしておかなくてはならない。また、もしなければならぬで、代用品のことも考へておこななくてはならない。

資源計畫につづいては、それを加工すること、即ち工業計畫であるが、これについても、必需品特に戰爭に要るものの自給は出来るやうにしなければいけない。

それを第一次内地、第二次植民地、第三次盟邦滿支、第四次東亞共榮圈全體といふ風に、これも近いところから考へておくべきであるが、これは資源の場合とちがつて、かなり自由に場所がきまるから、あくまで重要なものは出来るだけ身近かで生産する計畫が建つであらう。これ等については、内閣が閣議においてそれぞれの分野を決定し、

- (イ) 内地は 精密工業機械工業の振興及び重工業化學工業及び鑛業の發展
- (ロ) 滿洲は 鑛業及び電氣事業の發展重工業及び化學工業についても我國の援助
- (ハ) 支那は 鑛業及び製鹽業、工業原料等に努力

また輕工業については漸次大陸へ移すといふ「日滿支經濟建設要綱」といふのを發表した。

その四 日本の國土計畫

これ等は共榮圈構成技術や、それぞれの國の既存の工業能力等により決定されるので、なかなか複雑してゐるのである。

さて、その次に必要なことは何であるかといへば、それは當然「人口計畫」であらう。

およそ民族が繁榮するといつて見たところで、立派な人間が澤山ゐるのでなければ、それを繁榮などといへるものでないのは知れたことである。

工業が旺んになつてみたところで、金がたまつてみたところで、弱い人間が少しばかり、固まつてゐるだけでは、およそ國家として意味も何にもない。フランスがその最もよい例である。そこで、眞に國家をうれへるものは、いつもこのところを心配する。

また、そんな「繁榮」等といふやうな中間的な意味でなくても、戦争といふ點からいつても、大體興隆民族となれば兵士たるべき人間が澤山ゐてくれなくては困るし、その際銃後の勞働力補給からいつても、人口は「あればある程」よいのである。

更にまた——これは私の考へでは一番重要なことだと思ふのであるが、大東亞共榮圈を確保し、指導する點からいふならば我々同胞の人口の多いことは絶対條件だと思ふ。おほよそのところをいつて見ても、大東亞共榮圈の人口は6,7000萬といはれる。これが大きな半球に撒布されてゐる。これをせい

ぜい一億の人間で指導してゆかなくてはならない。然も、この一億も、婦人子供老人といつたやうなものを除いてゆくと、指導に適當するものは、約千八百萬人位しかないといふことになる。この中の3割が外へ出るとしても130人に1人となる、1割とすれば400人に1人位になる。それではまことに心細い。(本當はなかなかこの1割さへむづかしい)

そこでこれは何としても、先づ人間をふやし、外へ出てゆく人間を多くし、しかもその人間の氣持を大東亞的な朗かな大らかなものにしなければならぬのである。

以上のごとき理由で、人口問題が一番大切だといふことになる。かかる場合、先づ氣をつけなければならないのは、

- (イ) 現在人口が増えてゐるかどうか
 - (ロ) 國民の體質が丈夫になつたかどうか
 - (ハ) 國民の氣質がよくなつたかどうか
- といふやうな點である。

人口がふえてゐるといふことが、いへるためには、先づ赤ん坊が人口1000人當り30人位以上生れてゐることが必要である。然るに、大正9年頃は、既に1000人當り35人もあつて大變なものであつたが、昭和13年には何と26人に下つてしまつた。殊にそれは郡部には未だ30人あるが、都市では24人7分といふ下りやうで、實になさけない話である。

この24人等といふ數字が如何になさけないものであるか

その四 日本の國土計畫

といふのは、世の中には勿論一方で生れるかばかりに一方では死んでゆく人があるわけであるが、その死亡率が我國等では、大體 1000 人當り 16—7 人といふことになつてゐるが、悪いところでは、24—5 人に昇る。現に、富山縣は 25 人、石川縣 25 人、福井縣 24 人といふやうな數字になつてゐる。さうなると、24 人ふえたところで 24 人へれば、差引零で人口は少しもふえないといふことになる。これでは、一大事である。そこでこれは、

- (イ) 結婚期を早くすること
- (ロ) 結婚數をふやすこと
- (ハ) 幼兒の死亡率をへらすこと

といつたやうな方法で、人口をふやすやうにしなければならない。

國土計畫はかうした注文をうけとつて仕事をするようになる。尤も、これでは一應人口がふえただけであるから、この増えた人間を今度は「丈夫で、そして氣質の立派なもの」にしなくてはならない。實際、この人口の健康度といふやうな點も、決して今の日本は樂觀を許さない。

殊に大都市居住者の體質の低下は、年々の徴兵検査で、はつきりしてゐる。或人は人口 10 萬以上の都市は甲種合格が急激に減るなどといつてゐる。人口 10 萬は少し、きつすぎると思ふが、人口 100 萬以上の都市の太陽の色等を見ると、成程これでは丈夫な子供は育たないと思ふ。

これについて、或る専門家が東京の或る大墓地のお墓参りをする人で 35 年以上つづくのは少いといふ統計を出した。これを計算すると、丁度三代で絶えてゐることになる。同じやうなことを大阪方面でも別なたとへを引いていつてゐるものがある。何れにしても大都市の人達の健康状態の悪いことは解り切つたことである。これを直すことは國土計畫の主要な任務であるといはなければならない。

それから、その次が精神の問題であるが、大東亞の主ともなれば、我々は今までとちがつて、はるかに朗かな性格にならなければならないし、また、それよりも大切なのは國民同志の精神の結合である。

國家興隆のためには條件として、先づ國民同志がいつも晴れやかな氣持で私を捨て、民族全體のために粉骨碎身する氣持になつてゐなければならない。

それがどうも經濟が發達して來たり、人口の大部が大都市に住むやうになつたりすると、だんだん薄れて來て自分勝手な冷かな人格の有ち主になつて、しまひがちである。これについて、別に統計も數字もないが、これは現に私共が日常大都市で經驗することで今更説明するまでもあるまいと思ふ。さて、さういつたわけで、人口計畫が重要といふわけになるが、その次は「防空國土をつくること」である。我國國土の構造もドイツ同様人口や工業が偏りすぎてゐる。例へば我國の人口の約 $\frac{1}{4}$ は、北九州と東京の間 80 軒の地帯に集つて

その四 日本の国土計畫

ゐる。また、その地帯の中の産業は、我國の全國産業の約半分、都市産業（従つて工業）の9割9分といふことになつてゐる。

それから更にいけないことは、その工業、その人口がまた大部分、北九州、京阪神、名古屋、京濱の四大地方に集つてゐることで、京濱には全内地人口の1割5分弱工業の $\frac{1}{2}$ 弱、京阪神には人口の1割弱工業の $\frac{1}{3}$ 強固まつてゐるといふ騒ぎである。これは明瞭に防空上一番困つた形である。（關東平野でも大阪平野でも平野人口の5割以上が京濱乃至阪神に集つてゐる）

これは、ドイツ同様人口及工業の分散が必要だといふことになるわけである。

(5) 日本の国土計畫の大綱

以上いろいろの国土計畫の任務が明かになつた。そこで、今度はその方法を考へるわけであるが、それは勿論、ドイツ同様一石三鳥効果百、といふものでなければならぬ。然もそれが日本の現状に對して「出来る」方法でなくてはならない。

それは、結局、今までの研究では、

- (イ) 大都市の抑制分散
- (ロ) 工業地帯の分散
- (ハ) 地方の振興

1, 工業的に

2, 農業的に

3, 慰樂的に

(ニ) 交通計畫

といつたやうなところであらうと考へられてゐる。

大都市の發達を抑制することが、防空上ききめのあることはいふまでもない。しかもこれは市民の保健からいつても、市中の工業の能率からいつても、いい筈である。即ち、もしうまくいつて、市中に空地がふえてそこが公園か何かにならば、市民は直にその日から丈夫になるであらうし、工場が減り、人口が減り、交通量が減つて來れば、工業の能率もよくなるわけである。

それから工業地帯の分散であるが、これは、例へば京濱工業地帯とか何とかいふやうな烟突地帯をなるべく地方へ散らすことである。これをうまくやれば、これも防空上保健上、大きなききめがあること、いふまでもない。

次に、地方の振興、これは人口計畫及び防空の全部に對する根本的な解決になるので、丁度ナチスの定住地計畫に當る仕事であるが、どうも我國のやうな状態で、すでに国土の大部分が農地として開けてしまつたところでは、今更定住地計畫といひ出しても大して期待は出来ない。

そこで、せいぜい地方に工業を移し、地方の都市を育てること、同時にまた、農業を育ててゆくといふ方法をとるより仕方がないやうである。さうすればそれだけでも、ともかく

その四 日本國土計畫

防空上人口計畫上或る程度の目的を達成することが出来る。

尤も、これは簡単にいつてみても、さて實施となるとなかなかむづかしい技術を要するのである。

即ち、地方に工業を移すとすれば、必ずそこに大きな都市が出来ると。さうした場合、その都市の出来方は餘程注意しないと、それが「餘り大きな都市」が「近接して出来」たために農村人口を吸収しすぎたり、農村人口を工業化しすぎるやうなことになつては一大事である。それは、「丁度農村の過剰人口を吸収する程度（自然増加）であり、しかも農村に対して、態々大都市迄出てゆかなくてもいい位の文化を備へてやる程度」でなくてはならない。即ち「適當な都市が適當な距離にあるやう」に工業を配置——することになるのである。

従つて、かかる場合、工業上適地だからといつて必ずしもそこを工業地にするわけにはゆかないことになる。適地の中で農業に對し悪い影響を與へないやうなところだけが選ばれることになるわけである。この邊が今迄の工業立地論とちがつたゆき方であり、「自由主義でない」といはれるわけである。

以上——工業を分散し、これにより地方を振興する計畫であるが、地方振興の大きな題目には農業もある。

「農業もある」といふのは、實に大きな大きな意味をもつてゐるのである。

即ち、いふまでもなく、日本の農業は食糧自給のために最善を盡さなければならない。（といつて何も「東京の米は東京

府で」等とせまいことをいふのではない。「内地の米は内地で」といふ程度でいいのである）

この問題は、度々説明して來たのであるから、今更述べるまでもないが、ここでいひたいのは農業のもつてゐる大きな問題は、人口の精神上の質の問題として、「日本精神及び日本の精兵主義の對象としての農村状態を維持しなければならないこと」である。

ナチスでもいふやうに、日本でもやはり古來の素朴雄勁な日本精神は、農村にあると見るのが正しいやうである。「自然を相手にし家族協同で困苦缺乏にたへる」といふことは、人間の生活の形式としては一と先づ基礎となるものである。

「日本精神は、さうした純粹な農村にのみ養はれてゐるのだ」——といふいひ方は、少しすぎるかもしれないが、一應護られなければならない。

また、人口の體質の方から考へても、今日都會の青年と農村の青年とを比較してみても、出産率からいつても身體の丈夫さからいつても、農村の方がいいにきまつてゐる。これは議論するまでのことはない。

そんな意味から、由來人口の都市化が國を亡ぼすといつてゐることは、一應理窟のあるところで、國土計畫も出来るだけこれを支援しなければならないわけである。

但し、これを餘り嚴密にいふと、「工業の地方化が出来ず、都市は否定される」ことになるが、それもゆき過ぎで、それ

その四 日本の国土計画

がいけないとなつては防空及び人口計画の他の面に對する支障が起ることになる。そこいらの調和を、はかるのが国土計画であらう。

以上で、大體國家要請に對する技術的な方法論として盡したことになるが、そのやり方の根本方針として通じてゐることは結局どうも国土計画的には、

(イ) 人口及び工業の地方分散

(ロ) 地方の振興

の二つになるやうである。或は一つになるかも知れない。兎も角これで、今迄の集中的な土地の使ひ方に對する分散的な土地の使ひ方といふことになるのであるが、さうすると、これはどうしても交通機關が最後のしめくりをつけないことにはおさまらないことになる。勿論「集中的な土地の使ひ方」にしたところで、交通機關は必要であるが、この方は今までに大體整備されてゐる。分散の方は、この集中におとらず必要であるにかかはらず、これは全然整備されてゐない。

尤も、集中性交通機關といひ、分散性交通機關といひ、交通機關そのものに太した差のある筈がないが、分散性なら分散目的のねらひがある。そのねらつた土地へ交通機關を整備し、また賃金や運轉方式もそれに合ふやうに考へなくてはならない。これをうまくやらなければ、結局種々の計画も何にも意味がないといふことになる。

それから、以上は内地的な考へであるが、大東亞共榮圏を

考へると、食糧計画、工業計画乃至は指導權の確立からいつても、水上及び航空交通は今後ますます重要性を加へるから、これも出来るだけ各所に立派なものを澤山つくらなければならぬといふことになる。

[参考]

なほ、国土計画の内容として企畫院研究會から「國防國家の綱領」といふ本が出てゐる。その中の国土計画のところには、その内容として、

(イ) 日滿支經濟配分計画

(ロ) 工鐵業配分計画

(ハ) 綜合的交通計画

(ニ) 綜合的動力計画

(ホ) 綜合的人口配分計画

といふやうなものが擧げられてゐる。これは、結局今まで述べて來たところと同じことになる。

(6) 国土計画の順序

以上、日本の国土計画の任務やそのやるべき方法の大綱を述べたが、いはゆる「国土計画論」といふと、ここまでのところである。

しかし、ここまでのお話なら地理學を少しやつた人なら、誰でも考へつくことで取り立てて騒ぐまでではない。ただ問題はいかにしてこれを具體化するかにあるが、この国土計画の

その四 日本の国土計画

具體化ぐらゐ、わからない問題はないのである。

尤も、我國でも未だ丸で初期で、それについて實際上のことを述べるわけにゆかないが、大體各方面の學者達の述べてゐること、また、ドイツあたりで實際やつたことを綜合すると、こんな風になるのではないか、といふことになる。

1. 国土計画の基礎計画

先づ国土計画といふものは實施上において、

(一) 国土計画の基礎計画

(二) 地方計画

(三) 都市計画郷村計画

といふ風に分け得るものだといふことを便宜考へていただく。何故さう分けなければならないかは、以下述べてゐるうちに解つていただけたらと思ふ。

先づ国土計画の基礎計画であるが、これは、企畫院とか、国土計畫院とかいふやうな国土計画の中央機關のやるべきことである。ここで国土計画の根本方針をきめ、また、地方でやる国土計画の細部計画である地方計画を指導する。結局、これが国土計画の国土計画たる働きであらう。

そこで、この国土計画の基礎計画は、

(一) 国土計画の基礎になる生産や人口の全國的配分をきめる

(二) また、国土全體に互るやうな施設を計畫し時に實施する

(三) 地方計画の區域をきめる

(四) 地方計画でやる仕事の標準をきめるのである。

先づ第一の生産及び人口の配分であるが、それは、

(イ) 生産関係においては、

一、大東亞各國の生産の分擔

二、日本内地に於ける生産の分布（これを毎年何をどの位生産すべきかをきめる）

(ロ) 人口関係においては、

一、大東亞全體に對する日本の人口の比率

二、日本内地における人口の分布（その量及び集り方といつたやうなことをきめる）

尤も、これをきめるためには、それぞれが勝手になく、それぞれの関係がうまく調和するやうに（農と工乃至産業と人口といつたやうに）しなければならぬのは、いふまでもない。

この相互の関係がうまくゆく、といふことは根本問題であるが恐らくこれが最難事で、さきに述べたやうに工ならんとすれば農ならず。農ならんとすれば工ならず、といつたやうなことが起り、特に人と生産の関係等實にむづかしい問題である。

これ等に関し、すでに内閣の方針として發表されたものがある。

その四 日本の国土計画

- (1) 日滿支經濟配分計畫
- (2) 工礦業配分計畫
 - イ、重化學工業ノ業種別配分計畫
 - ロ、輕工業ノ業種別配分計畫
 - ハ、工業地帯配分計畫
 - ニ、鑛産資源開發計畫
- (3) 農林畜水産業配分計畫
 - イ、農業計畫
 - ロ、林野計畫
 - ハ、水産計畫
- (4) 綜合的交通計畫
 - イ、内外地交通通信整備計畫
 - ロ、東亞交通通信整備計畫
- (5) 綜合的動力計畫(燃料を含む)
- (6) 綜合的治山水及利水計畫
- (7) 綜合的人口配分計畫
 - イ、都市配置ニ關スル計畫
 - ロ、職能別人口配分計畫
 - ハ、地域別人口配分計畫
 - ニ、綜合的移民計畫
- (8) 文化厚生施設ノ配分計畫
- (9) 單位地域別計畫ノ基本方針

これ等は一應かうした形で出たが、いざ問題になると、なかなか簡単でなからうと思ふ。

次に、これはいふまでもないことであるが、かういふことをきめる前に、十二分に調査が出来ておなければならぬ。例へば地質、氣象から、今までの生産の状態、人口の状態、今後

の豫想といったやうなことを細かく調べなければならない。

この調査といふことは、国土計畫の場合は實に重要で、これが一方計畫の資料になると共に、また、国土計畫によつて活動する民間の仕事の大きな手がかりになるのである。

国土計畫は、官ばかり動いて見たところで、民間がこれに應じて活動してくれなければ、頭ばかりで脚のない人間のやうなことになってしまう。民間の活動を十分にやらせるには、何としても調査だけは官でやつて置かなければ無理である。

それから次が施設の問題であるが、これは交通や、電力、水、その他、主として工業上必要な種々の施設について調べ、不足なものには加へてゆく仕事である。これも最初は、先づ生産や人口配布のための資料として役立ち、そこで計畫が樹つたところで、今度はその結果、出來上るべき計畫を裏づけるやうに動いてゆくことになる。

この順序は、實に大切で、自由主義時代であると、かういふものが勝手に施設され、逆に工業や人口を引きずつてゆき、それでよかつたのである。ところが、国土計畫になるとその重要性は變らないが、「先づ資料次に施設」といふ順序を採らなければならないことになる。

この施設に關しては、既に交通及び電力等に關するものが何か出てゐるやうであるが、いふまでもなく、それだけでは不十分だといはざるをえない。

その四 日本の國土計畫

交通施設ノ整備擴充

交通政策要綱（昭和十六年二月十四日閣議決定）の第二條第二項

(イ) 陸 運

1. 鐵道ノ改良ニ關シテハ幹線輸送ノ擴充及輸送系路上ノ隘路ノ補強ヲ主トシ新線ノ建設ハ差當リ緊急ナルモノニ止ム
2. 車輛其ノ他鐵道特有資本ヲ整備スルト共ニ之ガ生産能力ノ增強ヲ圖ル
3. 倉庫、小運送具及荷役施設ノ整備強化特ニ荷役ノ機械化ニ努ムルト共ニ小運送勞務者ノ確保ヲ圖ル
4. 陸運能力ノ強化ヲ圖ル爲主要道路ノ建設ノ改良並ニ之ガ舗裝ノ整備ニ努ム
5. 自動車主生能力ノ擴充ヲ圖ル爲自動車保有量ノ増加並ニ其ノ海外進出ニ努ムルト共ニ保有量ノ増加及確保ニ必要ナル燃料對策其ノ他適切ナル措置ヲ講ズ

(ロ) 海運及港灣

1. 船腹ノ充實ヲ期スル爲造船能力ヲ增強シ計畫的造船ヲ行ヒ特ニ貨物船油槽船其ノ他ノ特殊用途船並ニ小型船舶ノ整備ヲ圖ル
2. 日滿支間海上輸送力ヲ擴充強化スルト共ニ南方諸地域ニ對スル航路ノ擴充、不定期配船ノ増加ヲ圖リ併セテ對外航權ノ伸張ニ努ム
3. 各港灣ノ使命ニ應ジ重點的ニ諸施設ノ整備擴充ヲ圖ルト共ニ日滿支諸港ヲ相互照應スルヤウ整備ス
4. 港灣能力ノ向上ヲ圖ル爲臨港鐵道其ノ他水陸連絡設備及倉庫其ノ他保管施設ノ整備ニ努ム
5. 港灣ニ於ケル荷役能力ノ增強ニ關シテハ特ニ舢舨ノ増備及荷役ノ機械化ニ努ムルト共ニ荷役勞務者ノ確保ヲ圖ル

(ハ) 空 運

1. 航空ノ現状並ニ之ガ軍事的使命ノ重要性ニ鑑ミ航空ノ飛躍的發展ヲ期シ日滿支間連絡航空路ノ整備強化ヲ圖ルト共ニ南方諸地域ニ於ケル航空路ノ開發ニ努ム更ニ進ンデ國外國際航空路ノ擴充ヲ期ス
2. 航空機生産能力ノ擴充ヲ圖リ優秀航空機ノ増加並ニ其ノ海外進出ニ努ム
3. 大東亞共榮圈各地域ニ於ケル航空保安施設ノ綜合的整備ヲ圖ル

(ニ) 通 信

1. 電氣通信施設ノ整備ニ當リテハ主要幹線ノケーブル化、通信方式ノ高度化等基礎的諸施設ノ增強ヲ圖リ併セテ各種電氣通信施設ノ統合調整ヲ圖ル
2. 大東亞ニ於ケル皇國ノ自主的通信網ヲ確立スル爲日滿支間連絡通信ケーブル幹線ノ完成ニ努ムルト共ニ南方諸地域ニ對スル通信施設ノ整備ヲ圖ル
國際電氣通信施設ノ整備擴充ヲ圖リ對外通信連絡ノ確保ヲ期ス
3. 放送施設ニ關シテハ日滿支ノ有機的連繫ノ下ニ之ガ充實ヲ圖リ特ニ有線放送並ニ對外放送施設ノ擴充強化ニ努ム
4. 通信機器製作ノ技術的向上ニ努ム其ノ生産能力ノ擴充ト機器ノ海外進出ニ努ム

(ホ) 氣 象

觀象事業ノ現状並ニ之ガ軍事的使命ノ重要性ニ鑑ミ東亞交通ノ安全ヲ期シ且軍事上ノ要求ヲ充足スル爲之ガ飛躍的發展ヲ圖ル

電力國策要項

(昭和十五年九月閣議決定)

(1) 發送電管理ノ強化

その四 日本の国土計画

發送電管理ノ強化ヲ期スル爲既存ノ水力發電設備其ノ他ノ主要電力設備ハ之ガ日本發送電株式會社ニ歸屬セシムルト共ニ新規水力資源ヲ一層徹底的合理的ニ開發スルノ方策ヲ講ズルモノトス

(2) 配電管理ノ實施

配電ヲ管理スルタメ全國ヲ數地區ニ分チ各地區内ノ全配電事業ヲ統合シテ新ニ特殊ノ會社ヲ設立シコレヲシテ配電業務ヲ行ハシムルト共ニ發送電事業ト配電事業トノ間ニ緊密ナル連繫ヲ保タシムルモノトス

配電地區劃定要項

(昭和十五年十月閣議決定)

(1) 地區劃定ノ基準

1. 異種需用ノ配合ノ粗密ノ調整ヲ計ルヤウ考慮スルコト
(都市ト農村漁村トノ配合)
2. 配電事業經營上適當ナ規模トスルコト
3. 電力配給上ノ便宜ヲ考慮スルコト
4. 現在ノ供給區域ヲ斟酌シ實施上ノ便宜ヲ考慮スルコト
5. 府縣區域ヲ考慮スルコト
6. 經濟産業交通社會上各般ノ地方的事情ヲ考慮スルコト
7. 將來国土計畫ニ即應スルニ便ナラシムルコト

(2) 配電地區

1. 北海道地區 北海道
2. 東北地區 宮城, 福島, 岩手, 青森, 山形, 秋田, 新潟
3. 關東地區 東京, 神奈川, 埼玉, 群馬, 千葉, 茨城, 栃木, 山梨
4. 中部地區 愛知, 三重, 岐阜, 長野, 静岡, 福井, 石川, 富山
5. 關西地區 大阪, 京都, 兵庫, 奈良, 滋賀, 和歌山

6. 中國地區

7. 四國地區

8. 九州地區

さてそんなところで、大體、根本的な問題がきまつたら、それに應じていよいよこれを地上にうつしてゆくことになる。それは、次にお話をする地方計畫の仕事になるのであるが、先づ国土計畫は、その地方計畫のための區域をきめてやらなくてはならない。

尤も、これも考へやうによつては、国土計畫が皆やつてしまつてもいいのではないかといへないこともない。

然し日本のやうに細長い國で、しかも、かう山があつたり川があつたりすると地方地方でいろいろの特色が出て来る。

そして、産業も、人間の生活も交通も、自から何か一つの地方地方で、一應のまとまりはもつてゐるやうである。勿論、嚴密な意味からいへば、日本國內はおろか、世界の隅々までおたがひの生活は、何かの意味で關係をもつてゐない筈はない。しかしその中でも一つの地方となると、眼に見えて深い關係があるものである。

さうすれば、国土計畫もただ漠然と日本全體といふ風にやるよりは一つの地方地方に、まとめさせる方が固い計畫が出来ると思はなければならぬ。そこで、さういつた「地方」の區域をきめる必要があるといふことになる。實際に於ても、国土計畫の細かい具體的なことはこの「地方」の中でやるの

その四 日本の国土計画

が一番いいのである。

これが即ち地方計画である。地方計画の区域のきめ方はいろいろある。例へば、政治的な区域、地理的な区域、或は距離、或は交通時間等いろいろあるが、私達は交通時間できめるのが一番物をいふのではないかと思つてゐる。

即ち交通時間で、一時間でゆけるところだと普通通勤が出来るから、何か一つの中心をきめた場合そこから一時間半徑の「地方」なら、先づ一應非常に関係の深い地方であるといへる。距離でいふと、今のところ、それは30軒から50軒ぐらゐまでのところであらう。

世界の地方計画の例も、今迄大體そんなところである。

ところが、その中心都市がせいぜい人口10萬乃至20萬位まではそれでいいのであるが、これが大きな都市で人口100萬とか200萬とかいふものになると、通勤ばかりでなく、かなり経済的な意味の半徑が伸びて来る。恐らく、その半徑は、交通時間で二、三時間位の所まで、強い影響をもつて来るのではないだらうか。それは150軒位な半徑で、そこ迄は併せて考へないと、大都市の人口をどうしよう、などといふ時には手も足も出ない。(面白いことに、大都市へ集中する人口は、この150軒から大部分来るのである。従つて、この中を固めないと集中が止まらないことになるわけである)

以上二つのことから判断して、我々は將來のことをも頭に入れ、地方計画の「地方」といふものは、この150軒位が適

當であると考へる。さうすると、當然そのまた内部を更に50軒半徑位な地區に分ける方がいいといふやうなことになる。

それで、我々は今關東地方の計画をやつてゐるが、幸ひなことに、大體150軒が丁度關東平野の大きさであるから、それをそのまま地方として扱ひ、その中に大東京地區とか東關東地區とかいふものを考へた方が理窟に合ふことになる。

大阪や、名古屋等でも恐らくそんなことになるのであらう。(地區については、次の地方計画のところでも少し話してみよう)

2. 地方計画

さて、国土計画の基本計画のきまつたところで今度は地方計画であるが、それには先づ「地方計画は何故必要であるか」といふことと、「地方計画は国土計画ではないのではないか」といふ疑ひが起りさうである。これも一應尤もであるから、先づこの「地方計画は国土計画ではないのではないか」といふ地方計画が、国土計画に對立乃至並列するといふ考へ方を訂正しよう。

「地方計画は国土計画ではない」。それは、確かに一つの物の考へ方で、いはば好い氣のつき方である。

国土計画發達史の上からいふと、明かに地方計画の方が先きになるのである(前に英米のところでも申上げた)。殊に、私のいふ未完成国土計画の國では国土計画なしの地方計画が未だに悠々とはびこつてゐる。さればといつて、勿論、ドイ

その四 日本の国土計画

ツ、ソ聯のなかにも地方計画はある。そこで、何となく頭のなかにゴタゴタが起るのである。

しかし、いづれにせよ、私は、地方計画となれば、その上に国土計画が来ても来なくても、それは国土計画だと思ふ。何故なれば、その国土計画抜きに地方計画は、實に無力なものには違ひないが、さればといつて、土地の國土的な統制を最高の理想として、それにゆけないことを嘆きつつ、やつと「地方」で我慢してゐるのだといふことに間違ひはないからである。

尤も、これを、さういふ地方計画はやはり自由主義的なものだから、結局、国土計画なんか頭に入れてないのだといふ人もあるが、何も物は考へやう一つなのであるから、私は好意に解釋し、未完成ながら、未だ形を成してゐない国土計画の傘下たらんとしてゐるものと考へた方がいいと思ふ。

それから、ドイツやソ聯の地方計画は、いふまでもなく国土計画といふ大黒柱から堂々と派出させられてゐるものであるから、これは国土計画にちがひない。

よつて、この問題は解消し、地方計画は国土計画なりといふことになるやうである。

さて、その次が、今度は地方計画の必要性であるが、これは、一應前のページでも述べたし、地方計画の中身を述べてゐるうちに形がつくと思ふ。

甲、大都市を中心とする地方計画

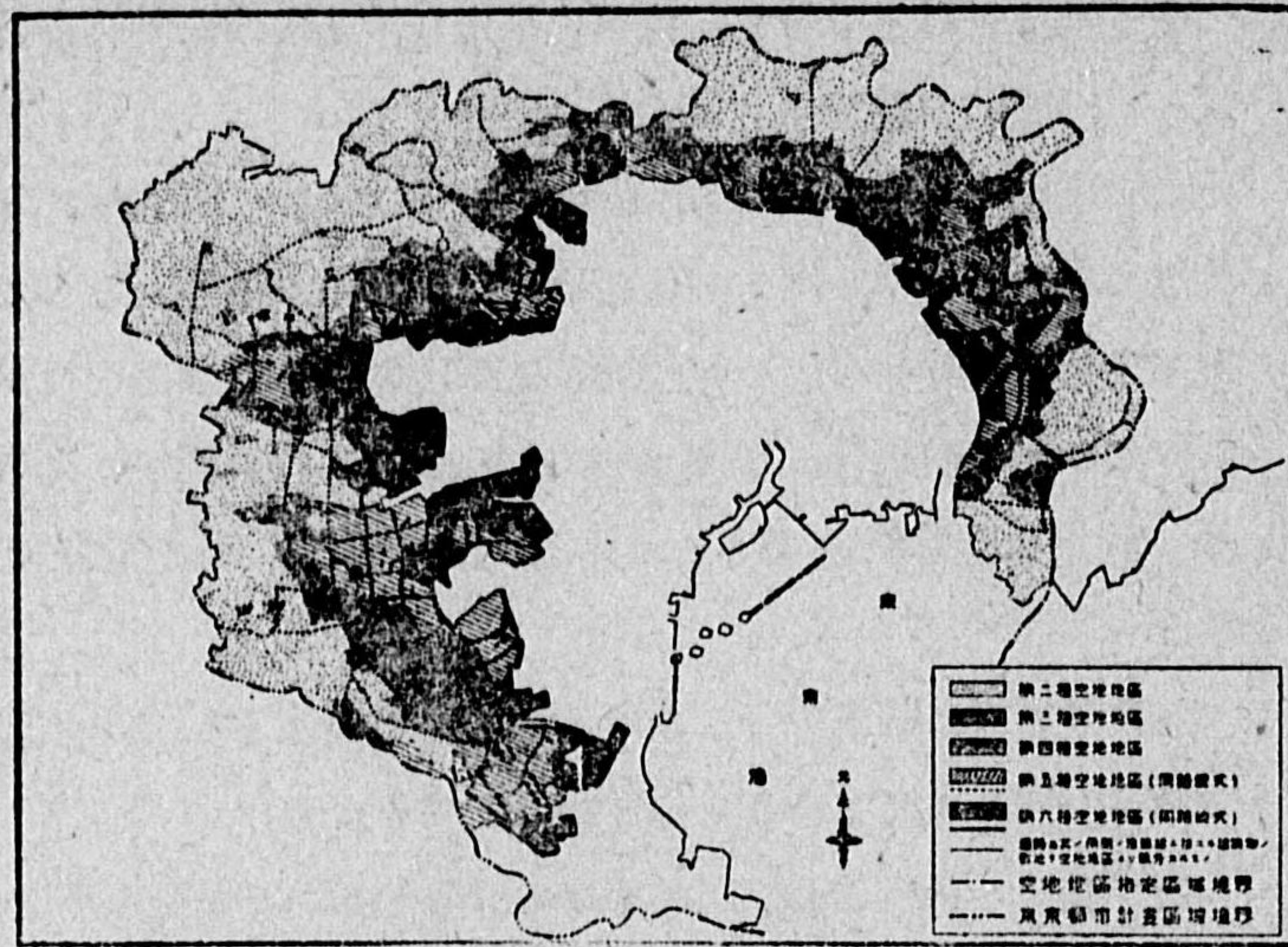
先づ地方計画を分けて、大體大都市を中心とする地方の計画と、一般的な地方の計画と二つあるとする。

大都市を中心とする地方、例へば東京、大阪、名古屋、北九州等を中心とする地方の仕事は、自からその中心となつてゐる大都市の分散が第一の問題になる。おそらくは、それがすべての仕事の根幹になるのであらう。これを例へて見ると、關東地方計画のごときは、徹底的に東京の分散計画である。

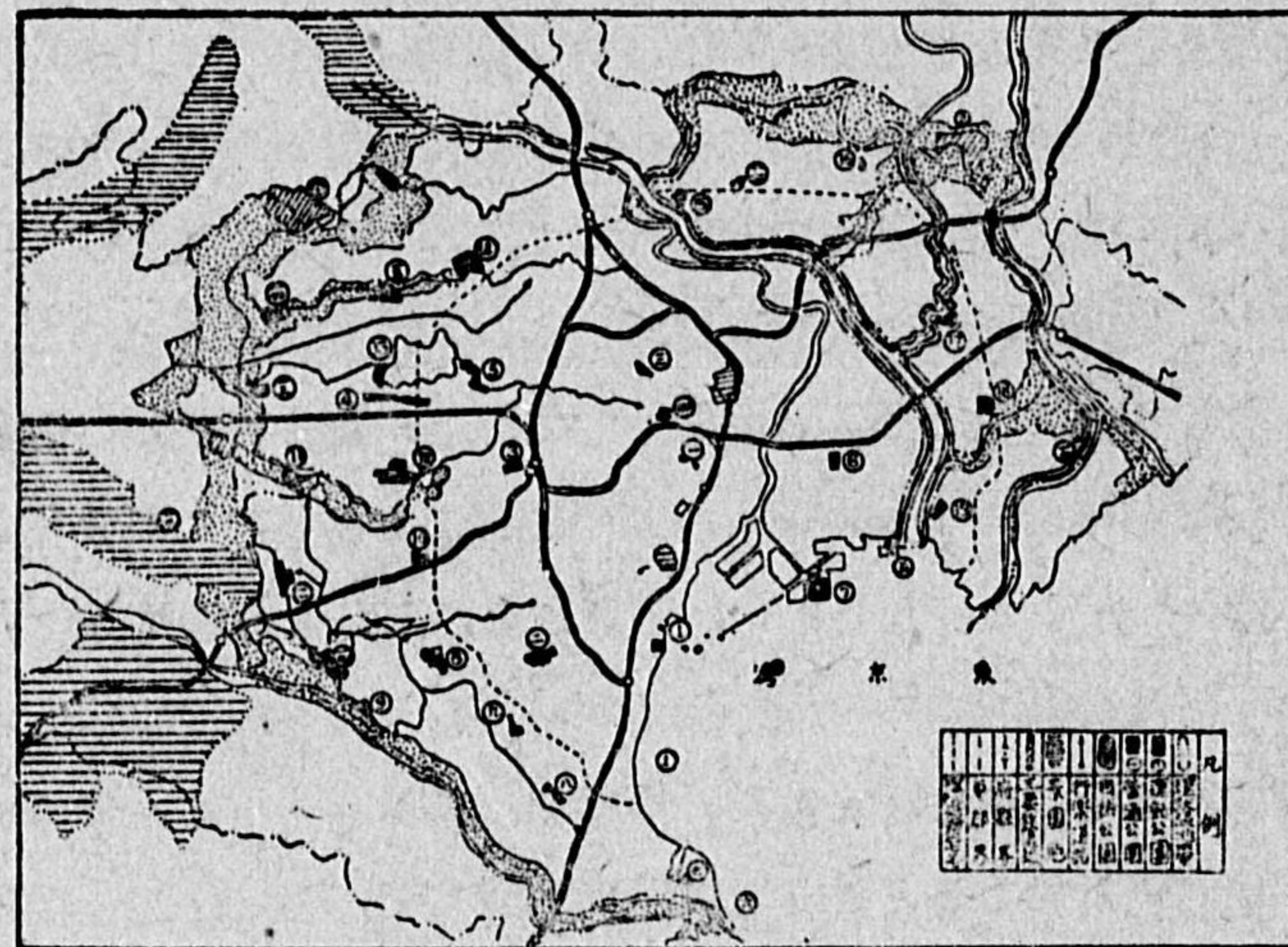
今参考までに關東平野における地方計画試案として、今迄に新聞や何かに出てゐるものを紹介してみよう。

先づ誰でも考へるのは、大東京の膨脹を抑へる區域をきめることである。御承知の如く、東京は現在「東京市」となつてゐるところだけが東京ではない。川崎、川口、市川はおろか、横濱。考へ方によつては、横須賀位まで東京だといふことが出来る。横須賀までゆかなくても、これを横濱までに限つたところで、この大東京區域は人口800萬位になる。これが年々20萬人位づつ人口を殖やしてゐる。即ち、長崎、静岡位な町が年に一つづつ東京に轉げ込むのである。これを何とか抑へなくてはならない。それなら、これを今の東京、川崎、横濱の區域の中で抑へ得るか。

例へばその中を現在都市計画でやつてゐるやうに、先づ家の建て込んでゐるところを疎開區域として、太い道路や公園等をたくさん入れて入口を減らす。そして、郊外は空地々區



東京都市計画空地々区指定図



東京緑地計画（環状緑地帯大公園行楽道路）計画図

といふやうな制度で、100坪の土地をもつてゐる人は30坪しか家が建たないとか（これは建坪だから平家30坪で二階家なら15坪になる。200坪の人は60坪しか家が建たないといふやうに家の建て込むのを制限する。この法律はもう出てゐる）その空地々区の外側は、今度は緑地帯で締める。これは東京の周囲を環状にめぐる緑地帯で、その中には学校あり、運動場ありで、空地の多い施設が集合してゐることになる。

こんな風にして大東京の發展を抑へるのである。

市街地建築物法施行令

第2章ノ2 空地々区

第2條ノ2 空地々区内ニ於ケル建築物ノ床面積ノ敷地面積ニ對スル割合ノ限度ハ10分ノ2乃至10分ノ7ノ範圍ニ於テ土地ノ狀況ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

空地々区指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ニシテ其ノ床面積ノ敷地ニ對スル割合前項ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ地區指定又ハ變更ノ際ニ於ケル割合ヲ超エサル範圍ニ於テ改築又ハ再築ヲ爲スコトヲ得第1項ノ床面積ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ屋階及ヒ地階ヲ除キタル部分又ハ第1階ノ部分ニ付之ヲ算ス

第6條ノ3 空地々区ニ於ケル建築物ノ其ノ敷地疆界線ヨリノ距離ノ限度ハ地方ノ狀況ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

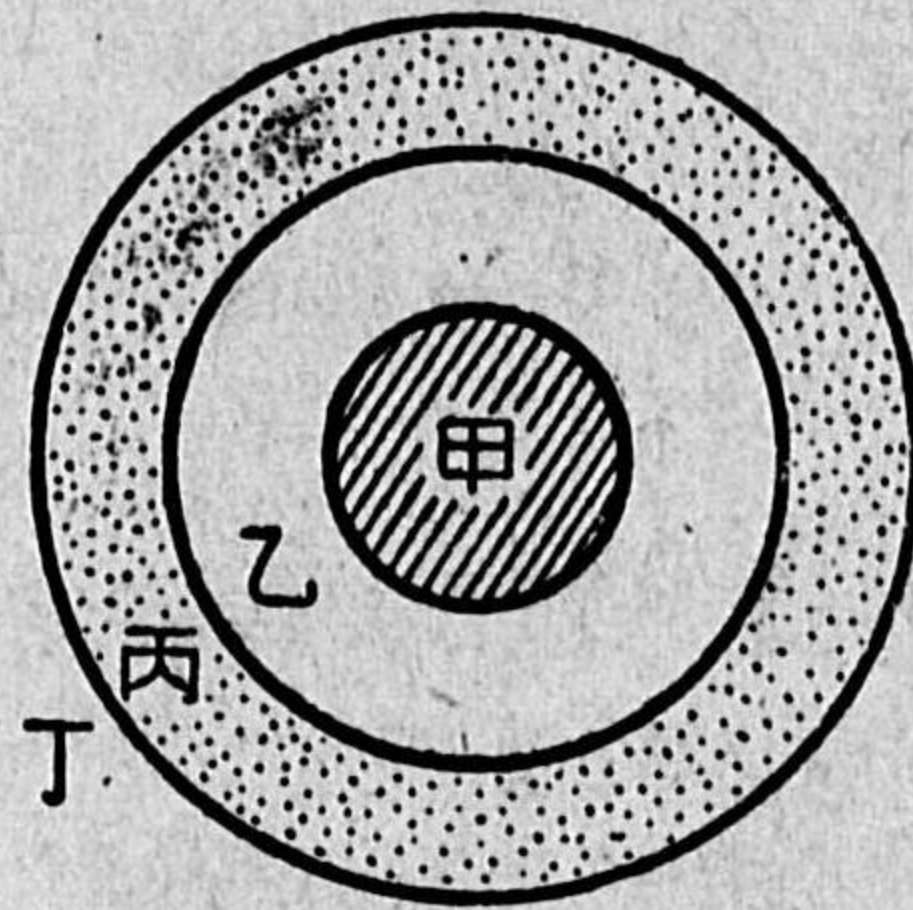
左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ニ付テハ地方長官ハ前項ノ規定ニ依ル制限ヲ輕減又ハ免除スルヲ得

1. 道路、公園、廣場、河、海ノ類ニ面スルモノ
2. 軒高2.5メートル以下ノモノ
3. 敷地疆界線ニ面スル部分ノ長メートル以下ノモノ

その四 日本の国土計画

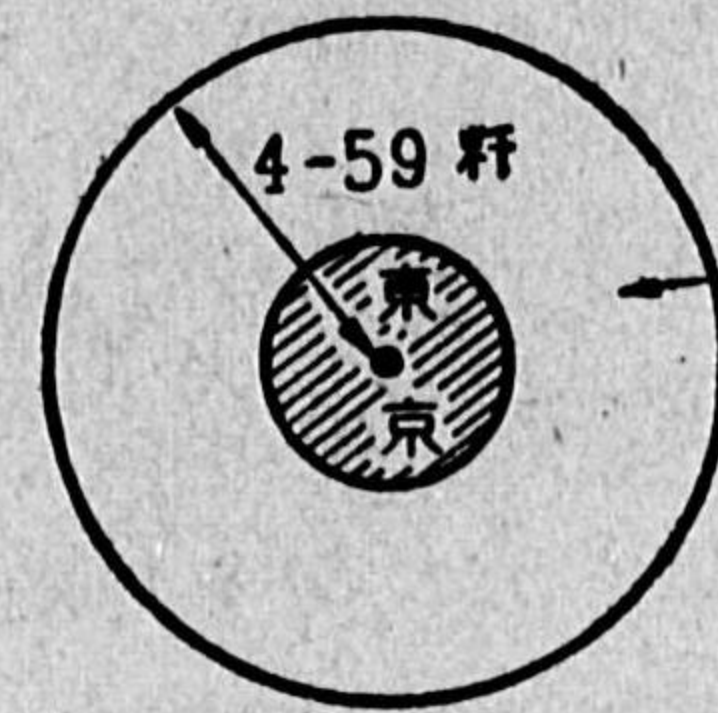
これは、現に東京、神奈川、千葉、埼玉の都市計画当局が力を併せて既にやつてゐることであるが——勿論、考へる迄もなく、そんな計画位では本當に人口を抑へることは出来るものでない。そこで、今度は法律の力でこれらの区域の中に、工場や夜間学校以上の「人口を集めるもの」が出来ないやうにする。進んでは種々の助成手段を考へて、工場や学校を外に出てもらふことにする。(地方計画法はかういふ制限が出来るといふ法律であるが、未だ日本にはない。)然しさうすれば、それで目的を達するであらうか。勿論、その結果、大東京の人口は一應止ることになるであらう。

しかし、考へて見ると、いつの間にかその止められた人口は緑地帯の外に溢れ出て自然と密集し出す。そこはいくら密集し出したところで、行政区域上、東京の外だから構はないといつてしまへばそれまでであるが、しかし、その結果は防空上からいつても、市民保健の上からいつても、ましてや交通上から見れば、何にも解決してないのと同様なことになり、碗の上の蠅を味噌汁の上に追ひやつた迄のことになる。これは何としても「その外」を抑へなければ理窟が合はない。



甲は市中乙は郊外丙は緑地でこれを抑へてもスグ丁に出る

そんなら一體どこ迄かういふ抑制区域をのばせばいいか。どこ迄の間、工場や人口を止めればいいか。これが仲々むづかしい問題であるが、我々の研究した所によれば、先づ4—



此の中は東京

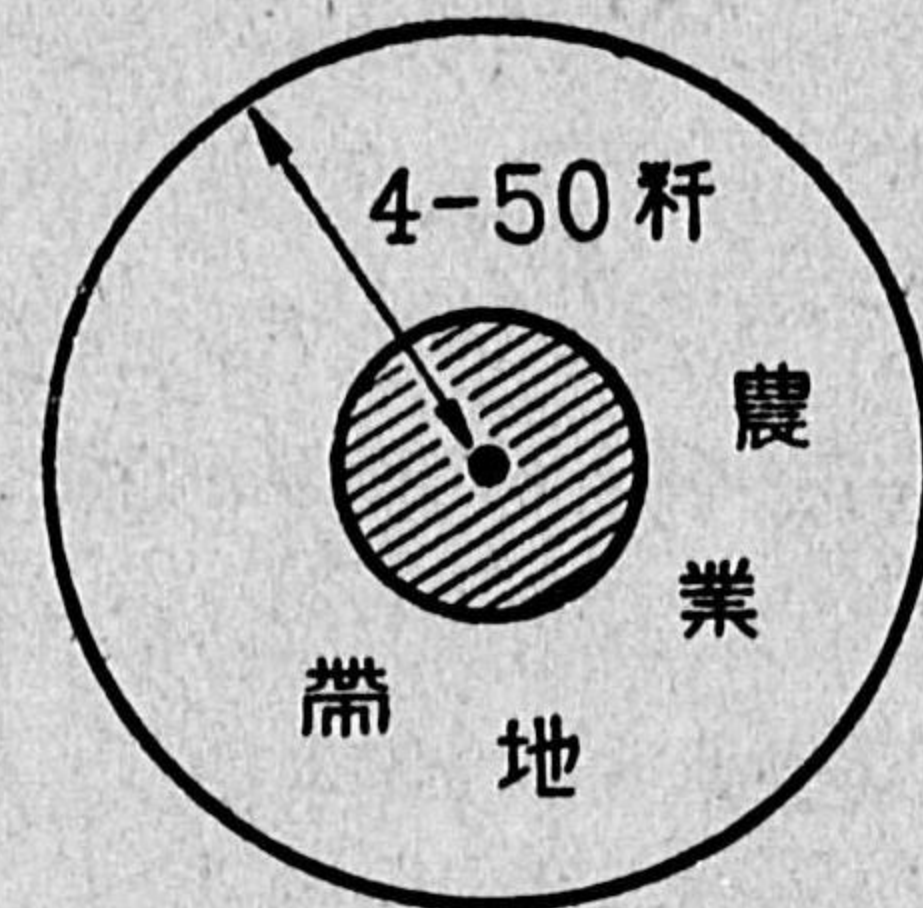
50軒の所までは、東京の實際上の区域だと考ふべきものらしい。即ち、4—50軒の所までの間に人口が殖えることは、東京の中心に殖えることと大差がないといふことになるのである。

そこで、本當に東京を抑へるならば、この4—50軒の圈まで抑へなければならぬことになる。

また、この4—50軒圈は、さういつたところだから、人口も集まり易い。従つて、これを抑へてしまへば、人口や工業が東京へ集まる力が薄れてくることにもなる。

そこで、これを人口抑制地域とする。この中には、一般住宅は仕方がないとして、工場や学校は一切建たないやうにする。そして現在空地になつてゐるところは、出来るだけ緑地をとつたり、蔬菜畑をふやしたりする。青々とした氣持のいい田園區域とするのである。

勿論、しかし、それだけでは困るのは、ここに大都市になく



その四 日本国土計畫

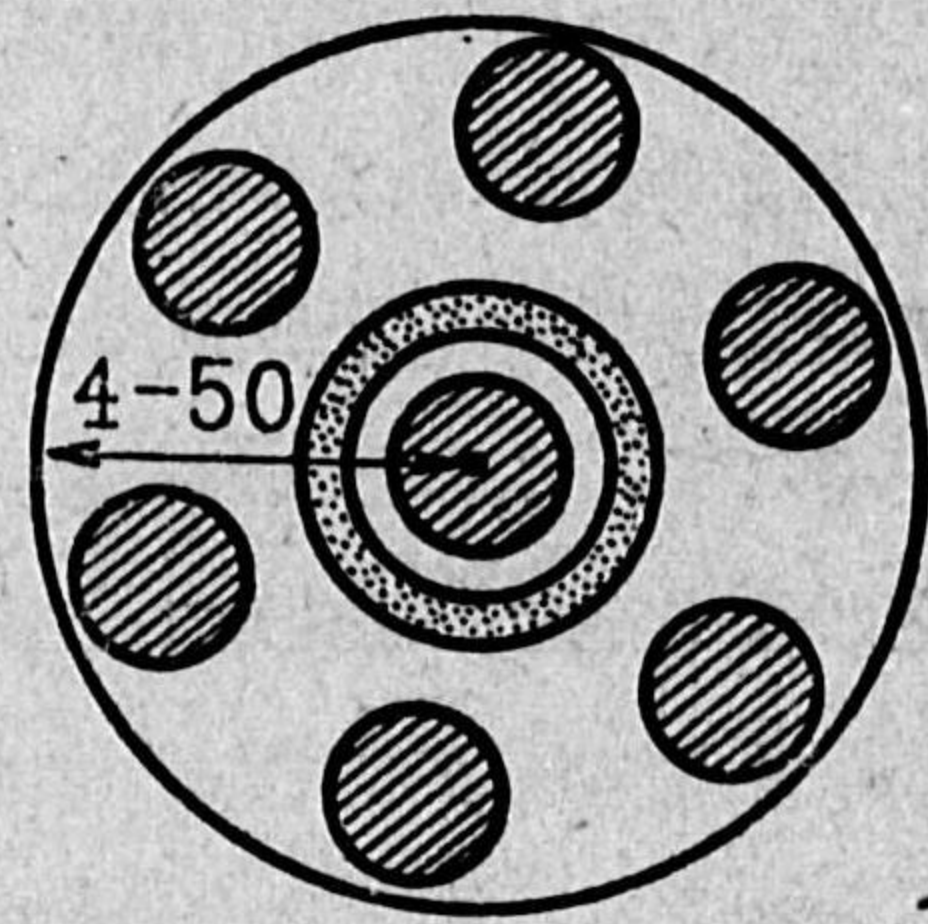
てはならない工業，例へば食糧品工業とか印刷工業なんていふものがある。

それ迄抑へてしまふと，今度は大都市が息の根を止めてしまふ。大都市がやつてゆけなくなる。それでも困る。そこで，さうした特別な工業のために息抜きの區域をこの4—50 秆圏の一番外れにおかなければならない。即ち，4—50 秆の外邊に近く軽工業だけは許す都市を造る。だから，出来上つたものを見ると，まるで雷さまの太鼓のやうに，小さな都市が大都市から4—50 秆はなれたところにズラリと並ぶことになる。

これで東京地區が一應出来上ることになるのである。

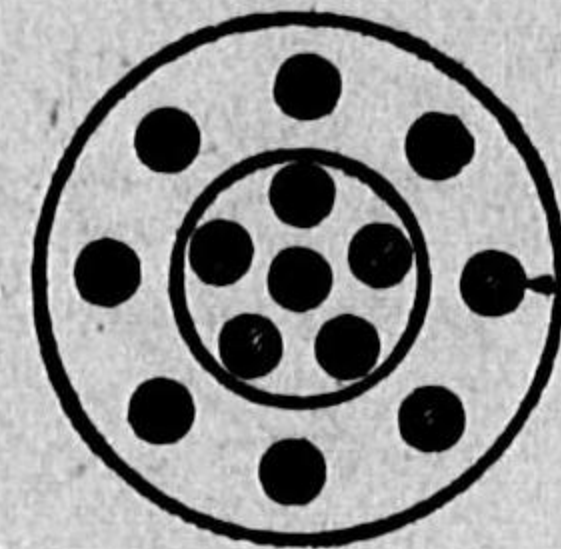
ところが，これでは未だ，大東京から外へ出る工場や學校を本氣になつて收容する所が出来たとはいへない。實はその收容所を造るのが先決問題なのであるが，そして，勿論，これは理想からいへば，東北とか信州の山の中に設けるのがいいのであるが，まさか今迄東京中心に出来上つてゐる工業力や文化の系統を無視して，東京をわざわざ来る工業や人口を，さうただちに東北の山の中に追ひ込むわけにもゆかない。

また，一方，關東の150 秆圏から日夜動いて来る人口を地



元で喰ひ止めることも必要である。そこで，この抑制區域の外側に，さういふものの收容區域を造るのである。

尤も，これは——だからといつて，そこらぢゆうどこでも



いいからといふわけにはゆかない。特に工場については適當なところに適當な大きさに配置するやうにしなければならない。

然らば「適當な所に，適當な大きさ」といふのはどういふのが「適當」なのか。——となると，これが頗る面白い問題になるのである。

先づこの際工場の配置について考へなければならぬ第一の問題は，農村に對する保護の問題である。

先づ第一に農村から労働者を吸収しすぎてはいけない。そんなら農民は一體平常どの位な距離から工場に通ふかといふと，最大15 秆位の所から通ふ。そこで，今工業都市を20 秆位はなしておいたとすると，右圖のやうなことになり，丙の村は兩方の工場へ人をとられるので人口をとられすぎる。

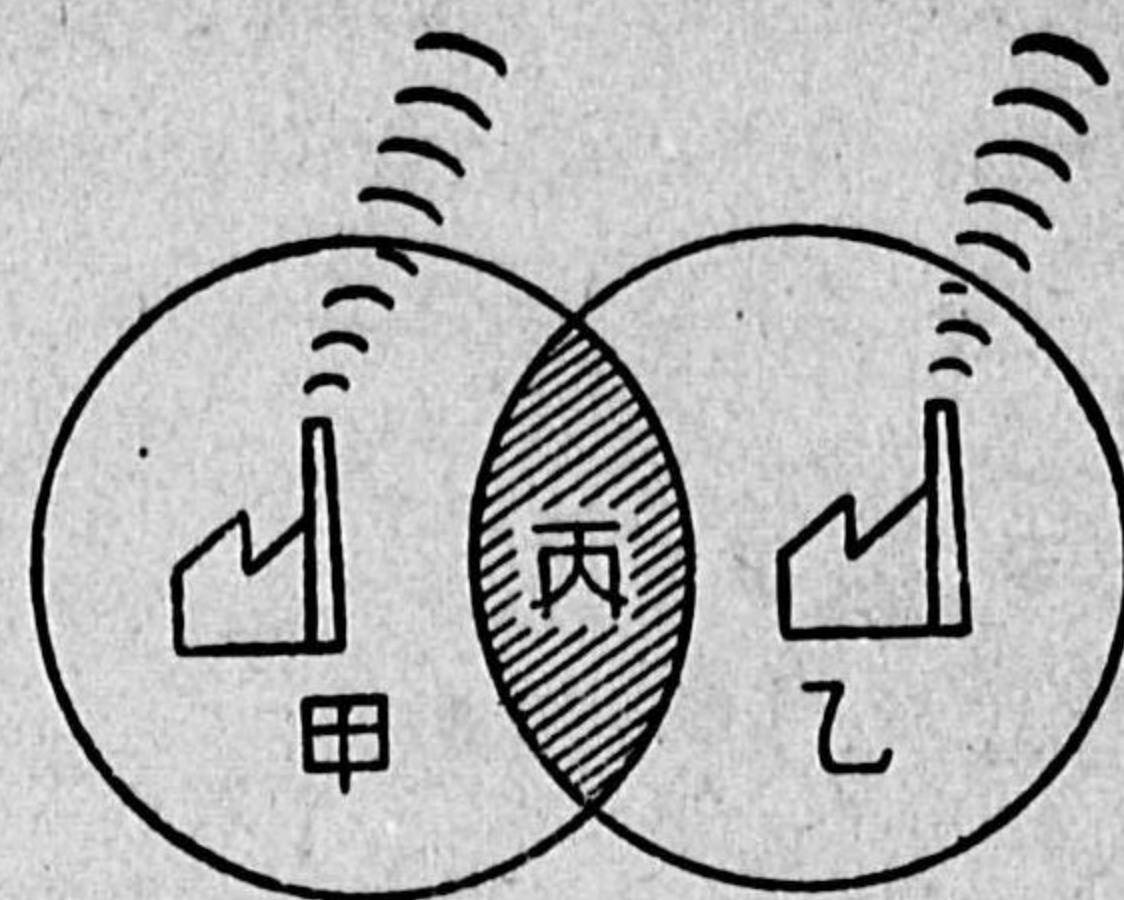
よつて，甲乙二つのものを30 秆以上にはなせば，まづまづ無事といふことになる。

それから，今度はそれではこの甲乙それぞれの都市の大きさを何の位にするか，といふことになる。

これは，勿論，この半径からも，決められてしまふが，(この半径の中から取れる農村の労働者は大體年に2—3000 人と

その四 日本の国土計畫

いはれてゐる。その位ならたいして農村に影響しない。)しかし、そこに昔から都市があるのであるから、その人口が工業へまはることも出来る。むしろ今では、その轉業人



口をねらふ方が正しいといふことになつてゐる。さうすれば、そのもとなる都市が大きければ大きい程いいし、また、農村から来る労働力も何年かつもればどの位の大きさにもなる。従つて、さういふ都市の人口は、放つておけばいくらでも大きくなる——それでも困る。それでは地方分散等といふ苦勞をした効がない。大きくてはいけない、からこそ始つた国土計畫ではないか。然らばどの位の大きさがいいか？

これについては、種々議論があるが、結局都市の大きさの理想は交通機關なんかなくて、生活出来る大きさでなければならぬ。それは、先づ3萬乃至5萬位となるであらう。そこで田園都市の學者達も、都市の大きさは、3萬にしようではないかといひ、ドイツの国土計畫でも大體2萬の都市を標準としたやうなわけである。

しかし、考へてみると、人口2萬や3萬ではろくな施設が出来ないし、市民同志も住んでゐて淋しすぎるであらう。市民はお互ひに見識り合へる程度がいいとはいひながら、いつ

もいつも同じ顔では世の中が練磨されまい。そこでソ聯あたりでは、人口10萬位が丁度よく、20萬を最高限度とするといつてゐる。或はそれがいいのかも知れない。

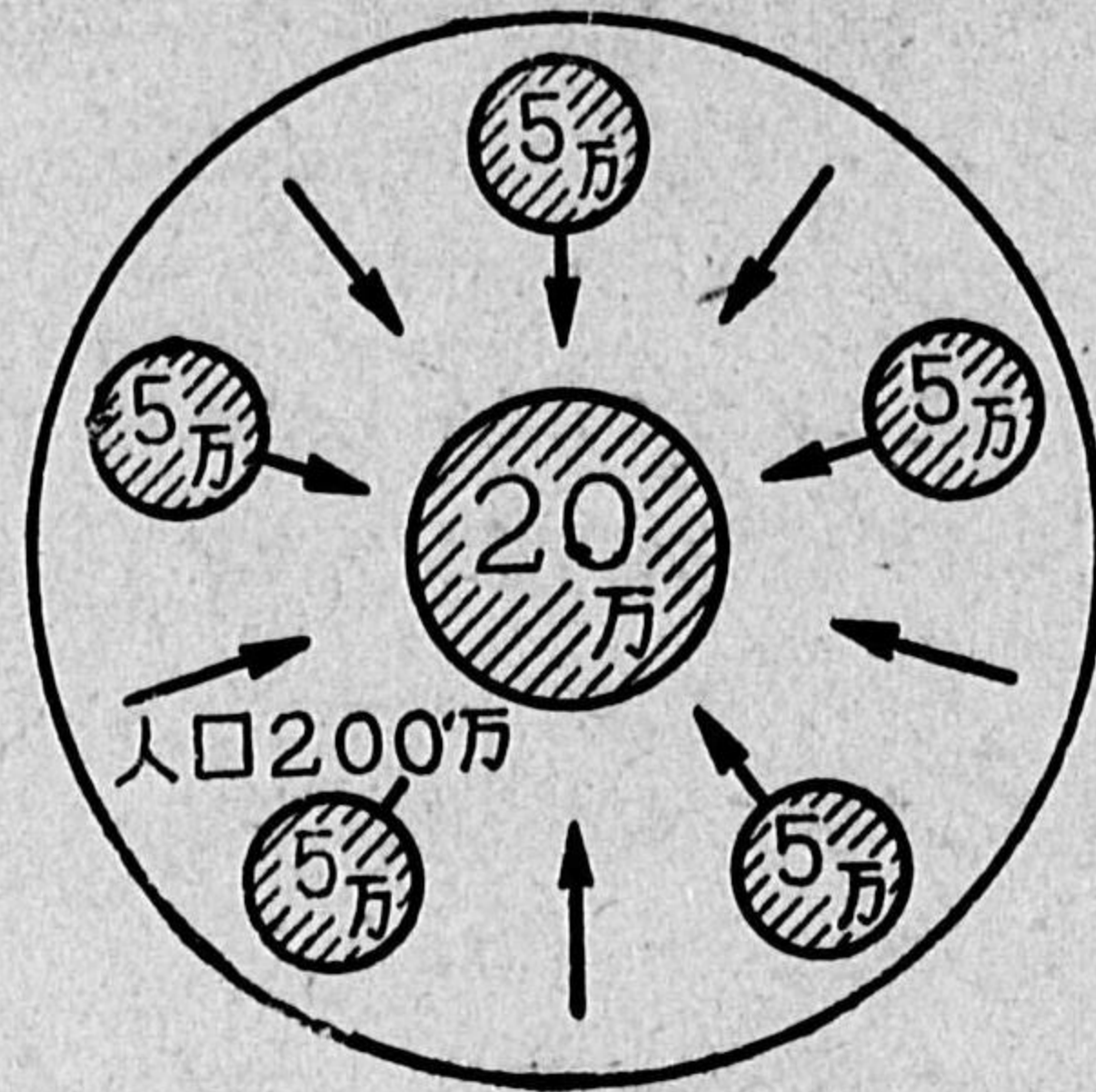
そこで私達は、先づ目安をそこにおくことにしてゐる。即ち、地方の都市の大きさは、20萬位が丁度いいのだ——といふことにしてゐる。

20萬といふと、日本では、熊本、札幌、函館等といふ都市である。一寸獨立した感じの出る大きさである。

然らば、20萬で本當にいいのかと念を押されてみると、静岡や札幌を名古屋、大阪、東京とくらべて、騒々しさは別として、なんとしても満足し切れないものがある。

勿論人間はこまず、車も餘り通らず、陽は輝いてゐるし、ちよいと出れば自然に親しめるし、丁度いいと思ふ。丁度いいと思ふがどこか物足りない。東京、大阪にくらべると——その輕薄なところを眞似よといふのではないが、文化の施設がなんといつても不足だといふ感じがする。

そこで、「私の案」になるが、だからといつて私は、直に人口を200萬にしようなどとはいはない。問題は200萬300萬の人口に支持される文化が欲しいので、その人間が一箇所にウヨウヨしてゐる必要があるのではないのである。(ここんところが大切である。)そんなら人口は20萬、しかし、その後背地には明かに200萬人の人口が、これを中心に支持してゐるといふ形にすればいいのであらうか。それでいいなら何も



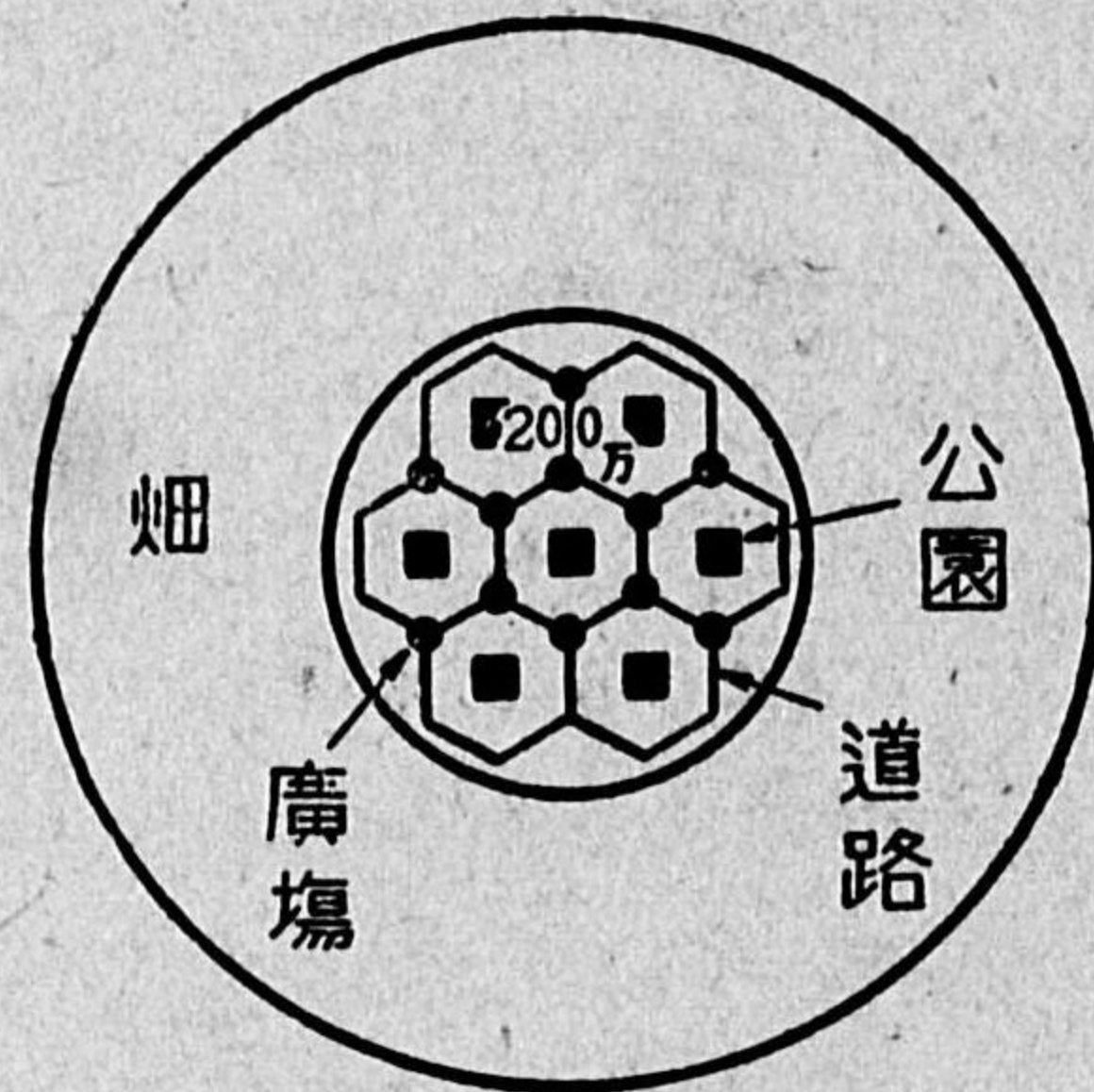
心配は要らない。圖のやうにすればいいではないか、

即ち、都市と都市の間には、廣々とした畑が必ずひろがつてゐる。しかし、この人口は結局中心の 20 萬の部分といつしよに生活

してゐる。中心の 20 萬の部分と一つの組織になつて生活する。

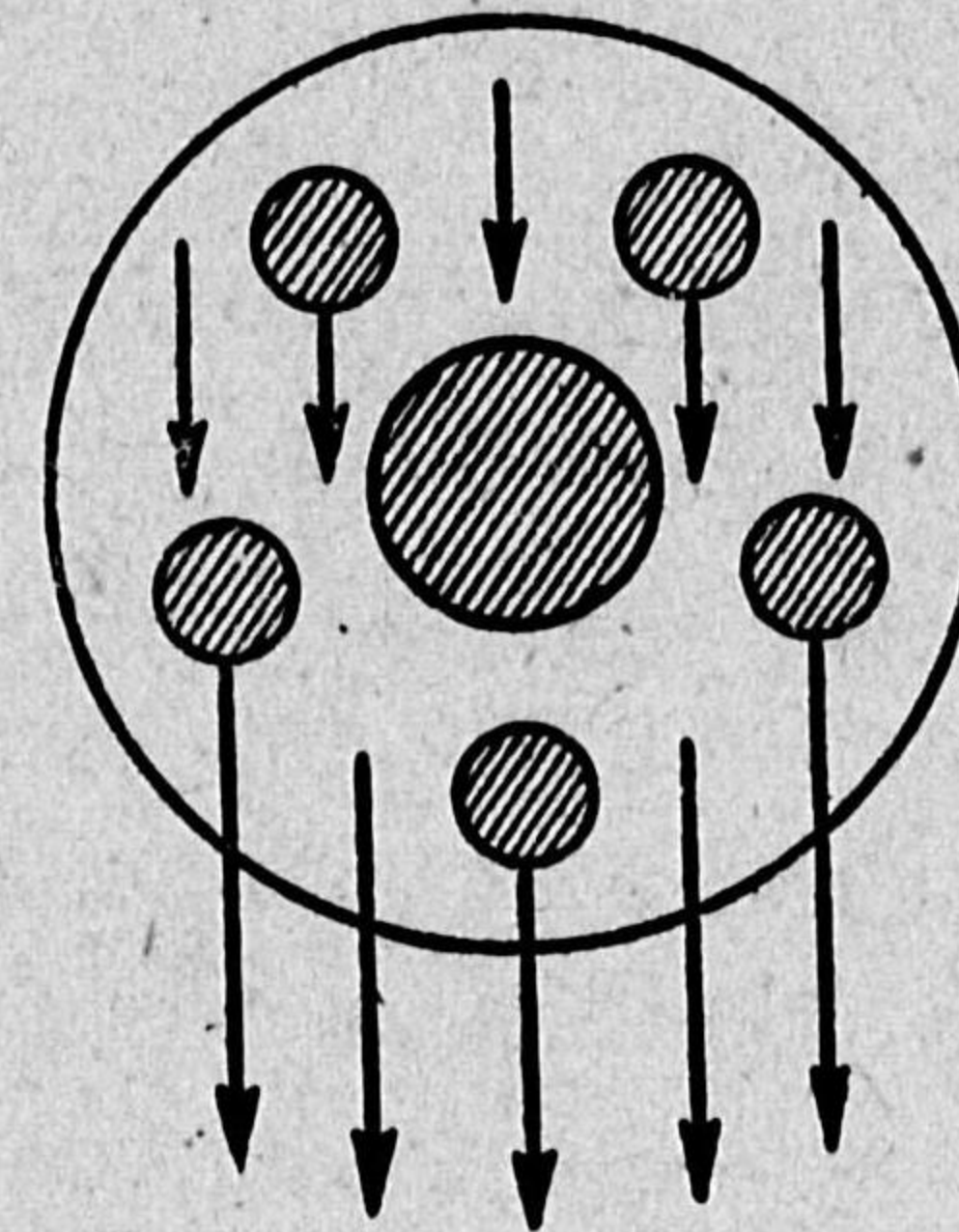
これは例へて見れば、畑の中に、200 萬の人がかたまつてゐる。その中の道路や公園を十分に擴げて 2 軒 3 軒の幅にしたと思へば、何のことはない直ぐに解るのである。

然らば現在も地方に 20 萬の都市があり、それを中心とする「地方」があるにかかはらず、何故中心の 20 萬の都市があつたのかといふことになりさけない形をしてゐるのかといふことになる。それは、さういふ



場合現在ではその周囲の農村も小都市も皆中心たる 20 萬を相手にしてゐない。何とかかんとか理由をつけては東京や大阪とデカ取引をしてゐる。

農村では重要なものは購買組合や産業組合の形式で直接大都市からとつてゐる。その結果、形こそ近所づきあひだが、實際上は地元の中心都市は孤立して周囲の都市や農村と百里も千里も遠くにあるのと何の差もないことになるのである。



自から中心の都市が貧弱になるわけである。このことは徳川時代の名古屋が人口 10 萬以内であつたにもかかはらず繁榮してゐたのでもわかる。あの頃は、農村の人が皆名古屋へ出た。だから、人口は 8 萬かそこらでも、中身は 200 萬 300 萬の裕福さにあつたわけである。それが、今日では、正身自分で 200 萬を自分のせまい行政區域の中へまとめなければやつてゆけない。その理由は、以上のやうなところにあるのである。

そこで、問題は、どうして、この「中心都市を中心とする地方」をかためることが出来るかといふことと「どの邊迄をその中心都市の地方とすることが出来るか」といふことである。

その四 日本の国土計画

先づ「どうして」——であるが、これは交通機関の「東京向け便利」を直さなければならない。現在では日本中の交通機関が東京へ東京へと「安くて早くて便利で」をやつてゐる。これはいけない。私の考へによれば、交通機関の回数でも早さでも賃金でも、これは逆に皆「地方中心向け」にして「東京不便」にしなければいけない。それから地方制度もかへて、都市と田舎が分立してゐるやうなことでなく、お互ひに議員や何かを選出し合ふ。例へば、中心都市の市會議員は、それを中心と仰ぐ地方から選出する。(今の法律ではだめである)。助役や市長もその地方から出す。何とかそんな風にして、地方一體を協同體にしてしまはなければいけない。そして今やつてゐるやうな「都市競争」「都市農村競争」なんといふ滑稽なことは、絶対ないやうにしなければいけない。これは、私の多年の理想であるが、私はいつかは必ずさうなると信じてゐる。

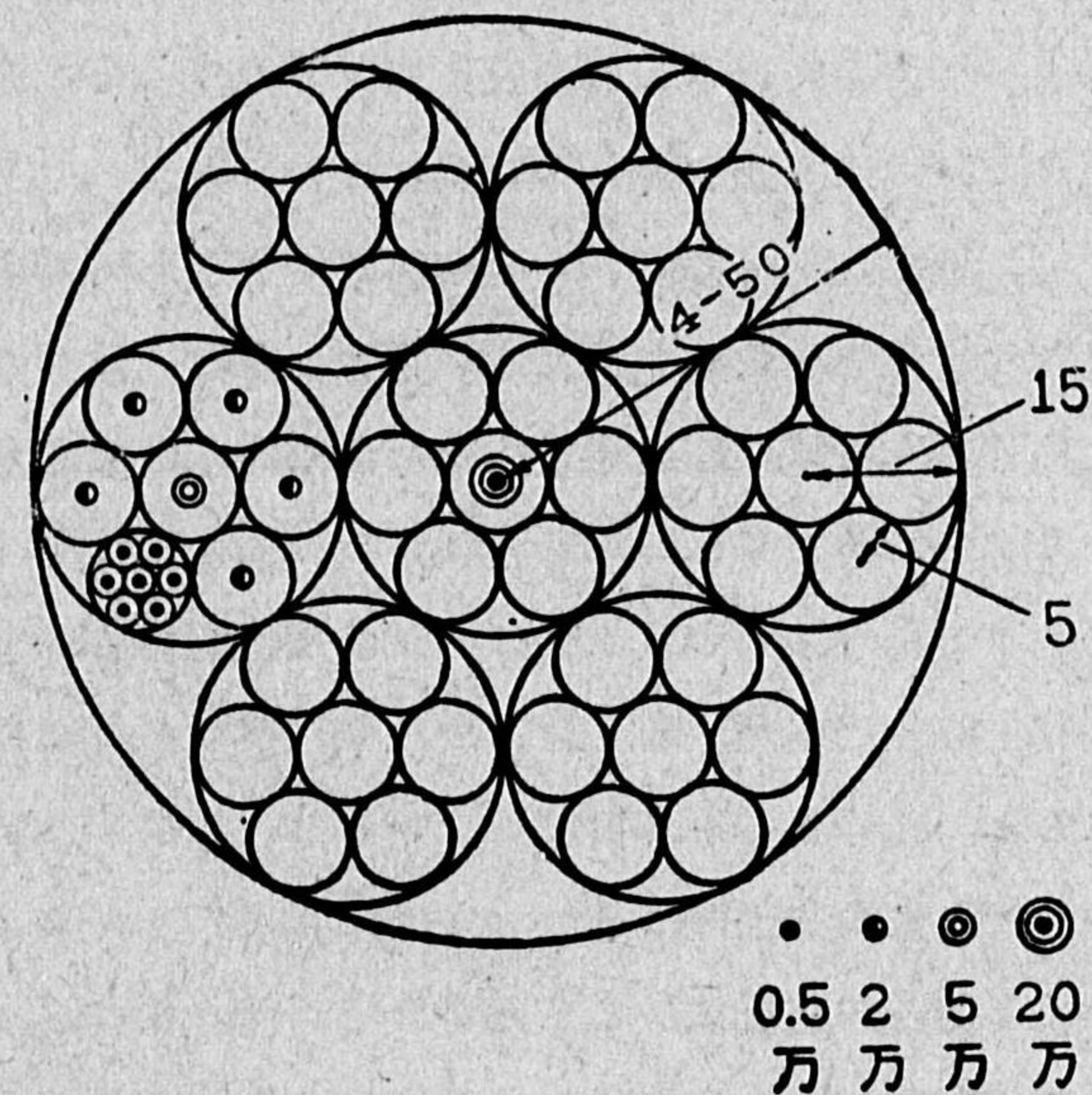
つづいて、今度はその中心都市から計つてどの邊迄を「地方」にするかであるが、それは、結局、東京の場合に申上げたやうに、4—50 軒を半徑とする。さうすれば、毎日出てゆくわけにはいかないが、月に一回位出るのには左程苦勞は要らない。(これも切符制にしてその時は極端に安くする。)

これが即ち外國でやつてゐる地方計畫の小さい單位と大體合ふから面白い。(外國でやつてゐること直ちに正しいと考へなくてもよろしいが。)尤も、さうすると、これは月に一回位

しか出られない所だから、月中心といふやうなことになる。ところが我々は、毎週出るやうな仕事もある。それは、主として娛樂であるが、これは毎週々末には出たい。さういふものまでこの中心に負擔させるのは氣の毒である。

またさういふ時地方の人が出て来る距離は前申したやうにたかだか 15 軒が最大だといふことが國勢調査でわかつてゐる。

そこで、20 萬の一段下つた 10 萬乃至 5 萬位な都市を週末中心として配置する。それは 30 軒おきにする。その筆法でゆけば、更に日常中心を設けなければならないことになるのである。



その四 日本の国土計畫

これは人口 2—3 萬位として 5 軒位の所の人を吸収する。そしてその下にまた、人口 4—5000 位の小都市を配置し、農村と結ぶ。かういふやうに組合はせるのである。

大へん細々してゐるが、これで實際は現在の地方の實情と大して變りはないので、ただそれぞれの人口の都市に役目を與へ、その役目を保證するだけのことなのである。

かうやつてみると、丁度人口はこの 150 軒の中に 200 萬位入る。そして、農地を計算してみると、明かにこれは自給することになる。正に御名算である。御名算の、もう一つは、この結果地方の人は殆んど東京に出て來なくてもすむ。大學も圖書館も動物園も皆地方ですませる。また、芝居も、お料理も、スポーツも、何でも地方ですむ。さうすると、東京の重荷は丸で減つてしまふわけである。

かくて、地方は自分の働いた金が自分のところへ落ちる結果、非常に富んで來ることになる。さうなれば、農村の人達だとして何を苦んで遠い所を東京へまで出てゆかうなどといふ氣を起すものであらうか。あく迄住みなれた家に住み、工場には自轉車で通へばいいし、勉強のためなら電車で間に合ふ。自然と郷土へ定着するといふ段取りになるわけである。

それから、私のもつとも自慢したいのは、この式でゆくと、そんなお金や文化のことばかりでなく、人々がお互ひに親しくなり精神が立派になることである。何となれば、人々は皆人口 20 萬以下の町に住む。大部分は人口 2 萬以下の町

に住むことになる。従つて、健康上いいのみならず、お互ひに大變親しくなる。自分はこの町に永住する氣になつてるところへもつて來て、(だから土地をもたせる必要もある。)町がせまいから皆知り合ひである。これは自分の町だといふ氣になる。自然と愛町の精神もおこるのである。

また人口 2 萬位だと、自分といふものが決して街路のゴミでなく、堂々と町に對し發言權があることが感ぜられる。この發言權があるといふことは、自から自尊心をもたせる。この自尊心といふものがどれほど國民の質をあげるかわからない。また、この自尊心があつたところで初めて愛町の精神も血の通つた本氣なものになるわけである。

結局、そこに自分の町であるといふ氣持がはつきりおこり、また、自分がものをいへば、いくらかなりと響き得るといふ氣持がおこるからである。

かうして、一度、一つの町に氣持が結びつけば、自づから前のやうな組立てになつてゐる地方なら、その地方への關心がひろがつてゆく。それは、當然、中身のある血のにじんだ愛國心にまで發展するものだと思ふ。

逆に自分の隣人を愛さず、自分の町に無關心なものがなんで愛國的な氣持にならうか。なつたといつても、それは實に隣人といふ實感から湧かない、觀念的な空なものにすぎない。たとへていつて見ても、家族に愛をもたないものが、いくら社會に愛をもつてゐるといつたところで信じられないや

その四 日本^の国土計畫

うなものである。大へんむづかしい話になつたが、私は、地方はかういふ風に造らるべきものであると信じてゐる。

従つて、農業も、工業も、この「地方」を形造るやうに配分さるべきものだと思ふ。(自分勝手に農業や工業があつてよいものなら何も今更、この非常の時に国土計畫もいらぬことである。)——といふところで一般的な「地方」といふものが漸く明確に浮き出して来る。

即ち、關東平野の東京圏の外の部分も、ただ、だらしなく廣々とひろがらせておくのでは意味がなく、かういふ「地方」がいくつか出来るやうに、大體3—40 軒半径の「地方」に區分するのが正しいといふことになる。

嘘と本當の国土計畫の境目は、かういふ社會建設に何等興味なく、生産の配置をやるか、かういふ社會を造ることを最後の目途として国土計畫をやるかで、分かれるやうな氣がする。「氣がする」ではない正にさうなのである。

さて、かくして關東平野を眺めてみると、結局、東京地區、及びその周圍の地區にして150 軒圏内にあるものはお互に獨立しつつ何か關係がないとはいへない。ないとはいへないどころか明かにお互に合はせて一本の生活をしてゐる。そこで150 軒圏にも意味が出来て、初めて關東地方計畫の第一次の仕事が終つたといふことになるのである。

次は、順序として自から地方全體の施設になるが、これは、農業なり、工業なり、都市配置村落計畫等が自からきめ

ることは前述のごとくである。また、資料としてこれがさういふもののきまる前に、調べられてあるべきことも前述通りである。

これには——これも既に国土計畫の基礎計畫のところで述べたが、大體、

(一) 交 通

(イ) 鐵 道

(ロ) 軌 道

(ハ) 自 動 車 道

(ニ) 港 灣

(ホ) 運 河 河 川

(ヘ) 飛 行 場

(二) 供 給

(イ) 瓦 斯 道

(ロ) 水 道

(ハ) 電 氣

(三) 緑 地

(四) 住 宅

といつたやうなことが問題になる。

そのうちで、最も手つとり早く問題になるのが交通で、しかも關東平野として東京の工業の分散等のためには、

(イ) 港から工場へ

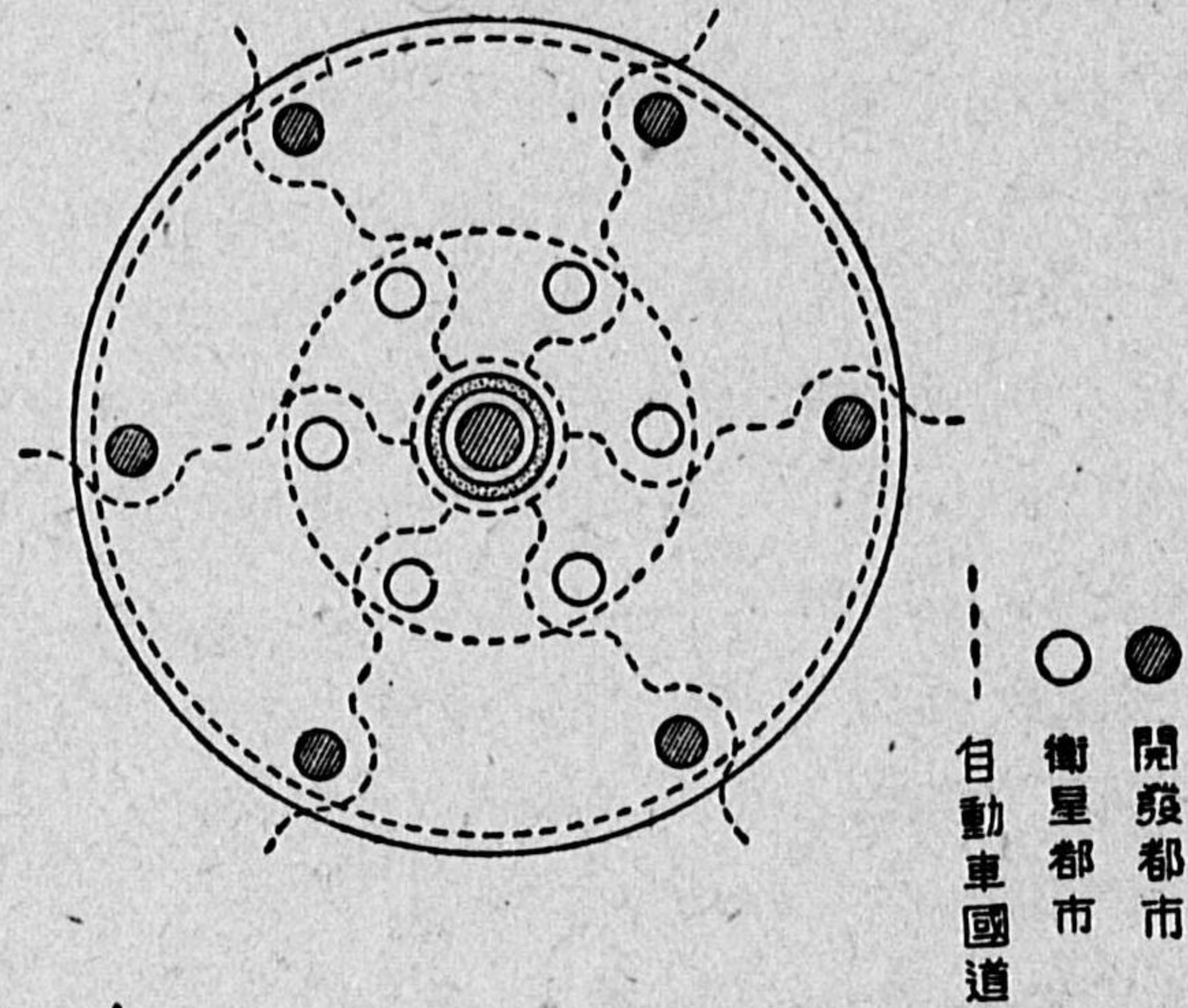
(ロ) 驛から工場へ

その四 日本の国土計画

(ハ) 工場から工場へ

といふ風に、何としても自動車国道が必要のやうに思へる。

但し、それをやるのに、都市の中をさういふものが通るやうにするのはいけないことになつてゐる。



さういふものは、都市の外側をはなれて通り、都市に対しては副道で連絡するやうであるべきであるといはれてゐる。

また、さういふ道路にそつて無暗に沿道が開発されるのもいけないことになつてゐる。ナチス等でも、沿道何軒かは家を建てさせないことになつてゐるやうである。

自動車道路については、飛行場の配置が重要であるやうに思ふ。これもここでは出来るだけたくさんといふより他に申上げやうがない。将来はエヤタクシのやうなものも出来

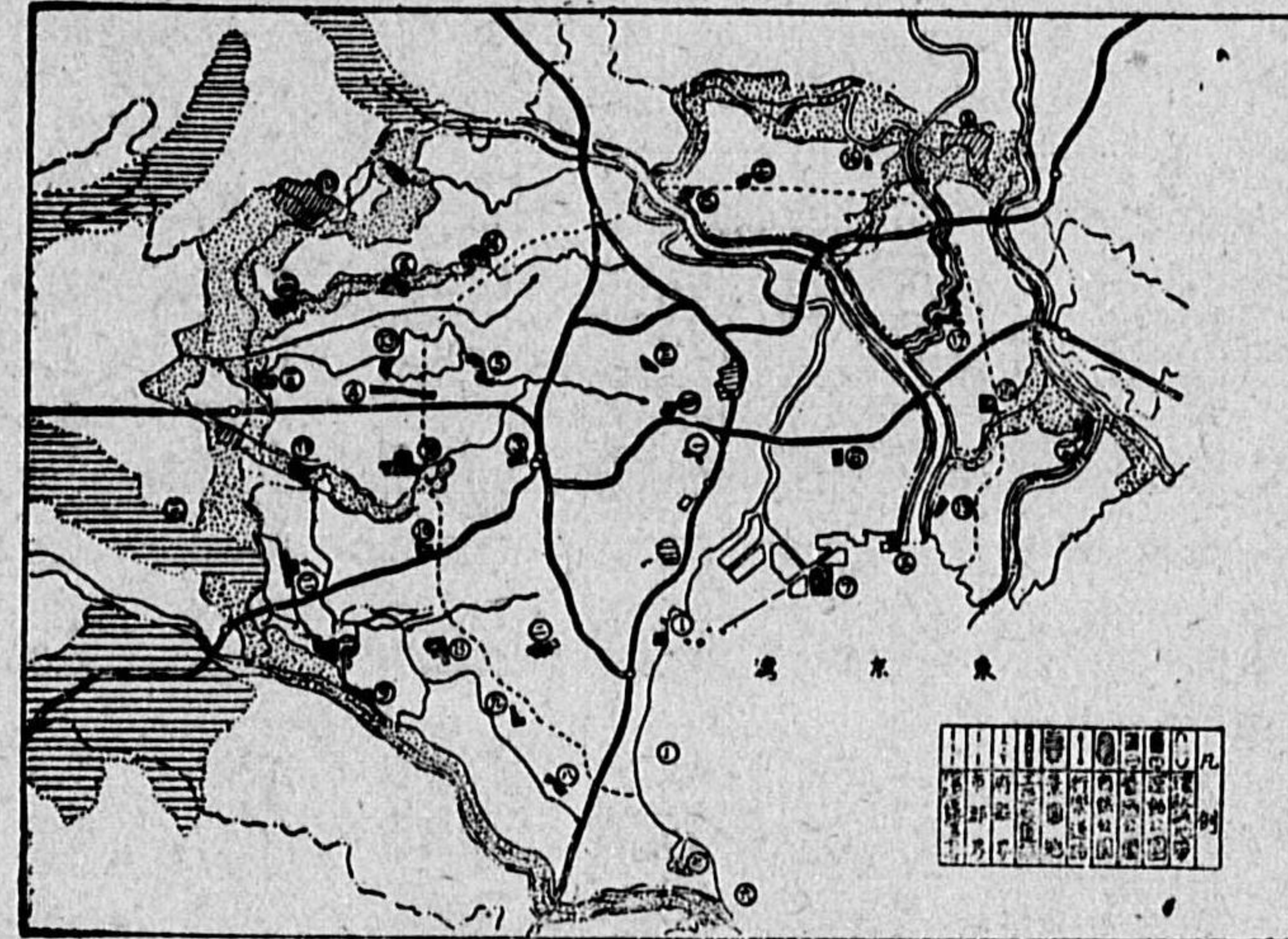
るであらうし、共榮圏内の航空聯絡も相當なものになるであらう。

それに備へるには飛行場はいくらあつても足りないのである。

緑地については、これは都市のだらしのない膨脹を止めたり、都會人のハイキングのコースになつたり、實に効果の多いものであるから、これは出来るだけ多く、一また實現したいものである。

これ等については、東京緑地協會で決定したものがあつた。

乙、普通地方の地方計画



東京緑地計画 (環状緑地帯大公園行樂道路) 計畫圖

普通地方といふのは、關東平野、大阪平野、愛知平野とい

その四 日本の国土計畫

ふやうな「中心となつてゐる大都市の問題を解決することを主としてゐる」やうな地方計畫でない場合である。従つて、そこでは人口の再編成といふことより地方産業振興といふやうなことが主要問題になるわけである。

今、日本で最もそれを地域的に大仕掛けにやらうとしてゐるのが、東北と長野縣あたりかも知れない。

長野地方

長野縣は、從來とも東京へ移入する人口が實に多く、——これはちよつと参考になるから表示してみよう。

東京市への來住人口

| | 昭和五年 現 在 | 昭和十年 現 在 | 五箇年間 ニ流入セ ル人口 | 平均一箇 年間ノ來 住人口 | 他府縣總計 ニ對スル各 縣ノ百分率 |
|-------|-------------|-------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 他府縣總計 | 2,572,270 | 3,016,005 | 443,735 | 88,747 | 100 |
| 關東地方 | 1,029,616 | 1,167,209 | 137,593 | 27,519 | 31.0 |
| 茨城縣 | 177,833 | 207,687 | 29,854 | 5,971 | 6.7 |
| 栃木縣 | 152,454 | 179,741 | 27,287 | 5,457 | 6.1 |
| 群馬縣 | 106,835 | 129,551 | 22,716 | 4,543 | 5.1 |
| 埼玉縣 | 230,382 | 259,709 | 23,327 | 4,665 | 5.3 |
| 千葉縣 | 225,400 | 241,431 | 16,031 | 3,206 | 3.6 |
| 神奈川縣 | 136,712 | 155,090 | 18,378 | 3,676 | 4.1 |
| 東北地方 | 329,079 | 407,394 | 78,365 | 15,673 | 17.7 |
| 福島縣 | 114,744 | 142,621 | 27,377 | 5,575 | 6.3 |
| 中部地方 | 200,637 | 234,127 | 33,490 | 6,698 | 7.5 |
| 新潟縣 | 113,917 | 151,046 | 37,129 | 7,426 | 8.4 |
| 長野縣 | 60,609 | 64,827 | 4,218 | 844 | 1.0 |
| 富山縣 | 40,823 | 42,314 | 1,491 | 298 | 0.3 |
| 石川縣 | 69,735 | 85,983 | 16,248 | 3,250 | 3.7 |
| 山梨縣 | 95,121 | 106,961 | 11,840 | 2,370 | 2.7 |

即ち、これで見ると、昭和5—10年の間の東京移入人口と

しては、長野縣第一位といふことになり、年々7000人から入つて來る。

これは、お互に迷惑なことであるといふので、長野開發計畫の話が出て、現在、縣廳内部に組織が出來て、著々やつてられるやうにきいてゐる。何人でも一應、長野は資源も乏しいし、氣候も恵まれてゐないといふが、しかし、何としても、水力電氣は日本の電源地とまでいはれ、今後も幾らでも發電の道はあるさうであるし、空氣は清澄、人的資源は有名な知識國であるから、何かない筈はない。殊に防空上からいふならば、今後は平野立地から山岳立地へ編成がへをしなければならぬといふ説がある。

さういふ意味からすれば、長野の價値は非常に高まつて來る。纖維工業による修練を利用して何か出來ない筈はない。尤も、ああいふ交通の不便なところであるから、重工業は一應無理で、精密機械光學工業といつたやうなもの、または理研であつかつてゐる形式の機械工業なら、何の支障もない譯である。

それから交通については、静岡縣の清水港との聯絡が宿題になつてゐる。これが強力なる迫力で推進されるならば何を苦しんで温泉ばかりに固執してゐる必要があらう、といふことになる。

ともかく、長野の計畫は、今後の日本に對しかなりな意味をもつ興味深いものと思はれる。

東北地方

東北もまた東京へ人口を移入する地方である。

私の考へによると、今日東京が、あれ程大きくなつたのは、東北といふ貧窮地方をもつてゐたからである。東北といふ無限の低賃金労働力補給所をもつてゐることが、東京を大きくしたし、今後も亦大きくする原因ではあるまいかと思はれる。

そこで、大東京のためにもまた東北自體のためにも東北計画が必要なわけで、政府でも東北局だなどといふ珍しい官廳を特に設けてやつてゐるわけである。

その東北局の仕事は、科學的な研究を東北科學研究所が行ひ、實施方策を東北振興株式會社がやつてゐる。著々その事業が進み、今では東北一帯になんとか活氣が起り、殊に秋田地方等は見違へるやうな状況になつて來た。それ等に對する現況報告は、餘りに最近のことなので統計等が公に出來ないから申上げることが出來ないので甚だ残念である。ただ、東北科學研究所の計畫を仄聞すると、

仙臺、平小名濱、山形、配田、氣仙、花巻黒澤尻、秋田船川、八戸

いふやうな地方を囑目してゐられるやうである。(大部こまかい調査が出來てるやうである。)結局いづれも都市計畫と結び、その工業地域を開發しようと思はれるのである。これは頗る結構で大いに期待せられるわけである。

ただ出來得べくば「工業地域」のみに偏せずこれを基礎として、その地方一帯の文化總體の「地方計畫」が建てられればと望蜀の感をいだくもの、あに著者のみならんやである。

私の考へでは、どうも東北は「岩手・宮城・福島」地方「青森」地方「秋田・山形」地方に分けるのがいいのではないかと思ふ。そして岩手・宮城・福島地方を東東北、青森を北東北、秋田、山形を西東北と名づければ、東東北は中心都市はいふまでもなく仙臺で、盛岡・一關・福島等を第二中心とする。これを一帯として、文化計畫産業計畫に遺漏なきを期する。これは地形上明かに出來さうである。

つづいて、西東北は、なんとしても秋田が大きな平野をもつてゐるし、これが中心で、第二中心が山形、これはすでに現在活動を開始してゐる地方である。

問題は北東北であるが、これは東西に分割したらといふ考へも起るが、ここは農業上も特異な地帯であり、地形上氣象上獨立して考へた方がいいやうに思へる。この中心都市は青森で、八戸が第二中心になる。

次に、南東北、即ち福島縣中部は、郡山、若松は一般にむしろ關東地方だといはれてゐるが、或はこれも獨立して北關東とした方がいいかも知れない。

ともかく、先づこんな風に地區を分けて、その地方組織を造り、それから工業計畫をこれに合はせると、初めて東北がまとまつたものになるやうな氣がする。

その四 日本の國土計畫

それから著者は、山形に生れ、盛岡中學を出て、仙臺の二高に三年を過したものであるから、東北のことは多少關心をもつのであるが、東北振興上、今では氣象は大して問題にならないやうで、むしろ大きな問題としては人的資源としての氣質に支障があるのではないかと思つてゐる。

即ち、東北人は資源及び氣象の關係上どうしても保守的でしかも政治的（總理大臣をおびただしく出したものである。原、高橋、齋藤、米内、東條。總理級或はそれ以上の人として後藤新平、また異色ある大臣として板垣）になり易い。これは、明かに南の方の積極的な經濟的な（尤も、東北から池田成彬を出してはゐるが）考へのもち方と違ふ。そこに地元財閥等の動きが振興支援的になりがたいところがある。それなんか今日東北立ち遅れの大きな原因になつてゐるやうな氣がする。由來、長野等でもどうも工業發展の遅れがちな地方は政治氣質地方で開發の速いところは經濟氣質地方（東海等）のやうな氣がする。こんなところにも多少の留意が在るやうな氣がする。

東北地方計畫に對しては、金森誠之工學博士が独自の案を示してゐられるから参考に掲げよう。

(一) 人口配分計畫

(二) 土地開發計畫

| | |
|---------|---------|
| 大仙臺工業地帯 | 500萬坪 |
| 八郎瀉工業地帯 | 1,700 " |

| | |
|----------|-------|
| 小名濱工業地帯 | 100萬坪 |
| 青森工業地帯 | 80 " |
| 石巻工業地帯 | 200 " |
| 大船戸工業地帯 | 80 " |
| 三陸沿岸工業地帯 | 50 " |
| 下酒田工業地帯 | 290 " |

(三) 綜合交通計畫

港灣、鐵道、道路、内陸舟運

(四) 綜合治水計畫

(五) 綜合動力計畫

といふやうなゆき互つたものであるが、その重點は仙鹽及び八郎瀉の開發及び港灣計畫である。

港灣計畫は實に雄大なもので、仙臺港(1萬噸級船舶接岸)女川港(2萬噸)、大船渡港(2萬噸)、八戸港(8000噸)、大間港(5000噸)、青森港(8000噸)、八郎瀉(2萬噸)といふのである。(國土計畫研究會編「國土計畫」第一輯)頗る旺盛なものである。

これについて、氏はいつてゐられる。

「土木計畫が國土計畫そのものだとは思はない。然し先づ土木計畫がやればこれをやれるといふ資料を出すのはいいではないか。國家はその中で独自の國家計畫を樹て土木計畫を選澤するだけのことである(以下略)」

これは正に正論であるが、何としても残念なのはこの案を代表とする東北の地方計畫が未だ漫然として振興計畫を出

その四 日本の国土計畫

てゐないことである。やがてこれが關東のやうに理念による整型をなされる時が来るであらう。

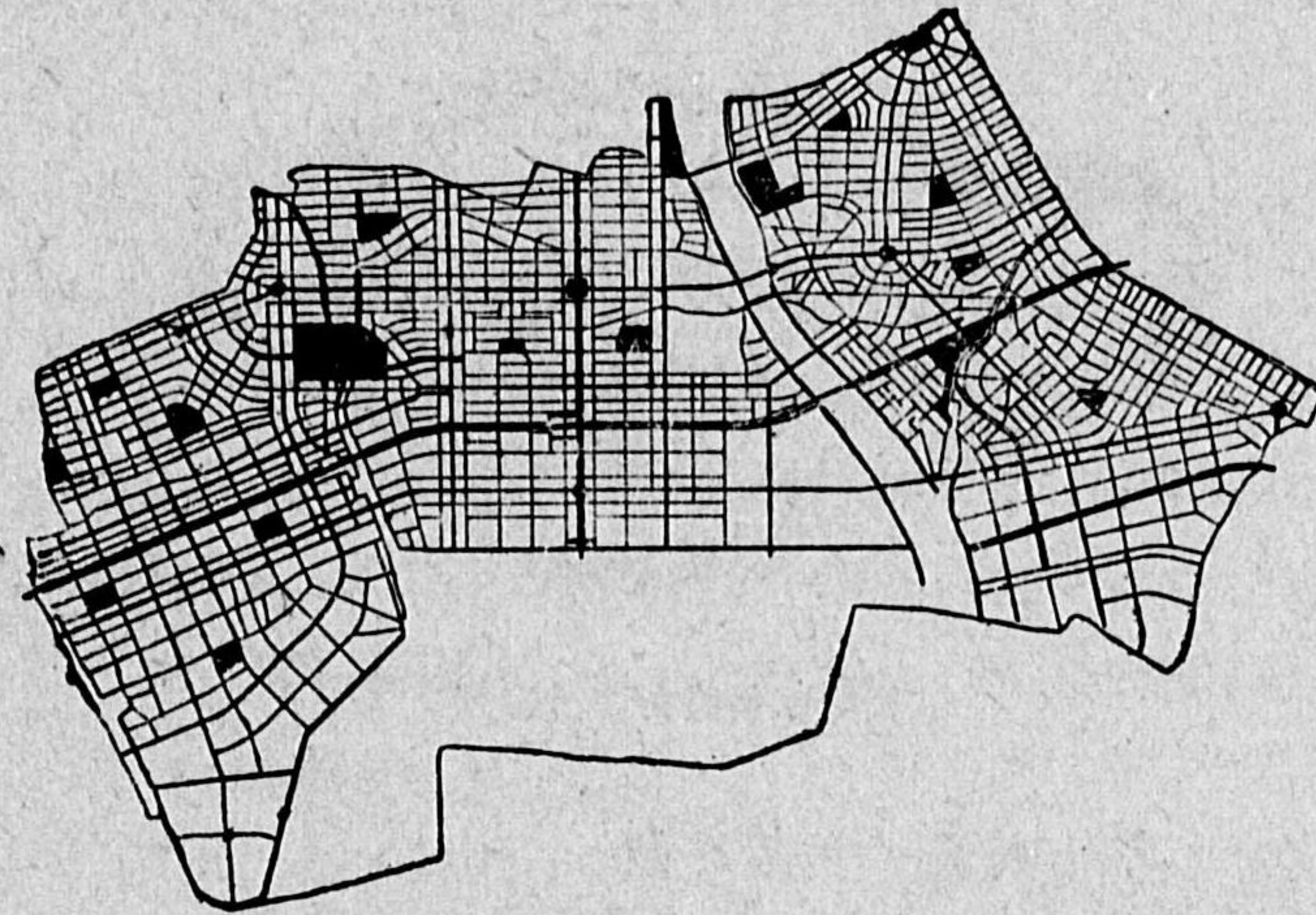
なほ、商工省では全國的に抑制地方と振興地方を分け、振興地方にいくつかの都市を公定し、これに振興政策を採るべく準備中のやうにきいてゐる。

また、内務省でも數年來、いくつかの都市を指定し特別の補助を與へてゐるが、(區劃整理上の補助である)これも一種の地方計畫と見られる。(尤も、嚴密な意味の地方計畫になると、その都市の大きさ、性格等が決定せられ、地方組織が考へられるが、今は法制も不備でそこまではいつてゐない。ただ單なる大都市外における工業地創設に過ぎない。)

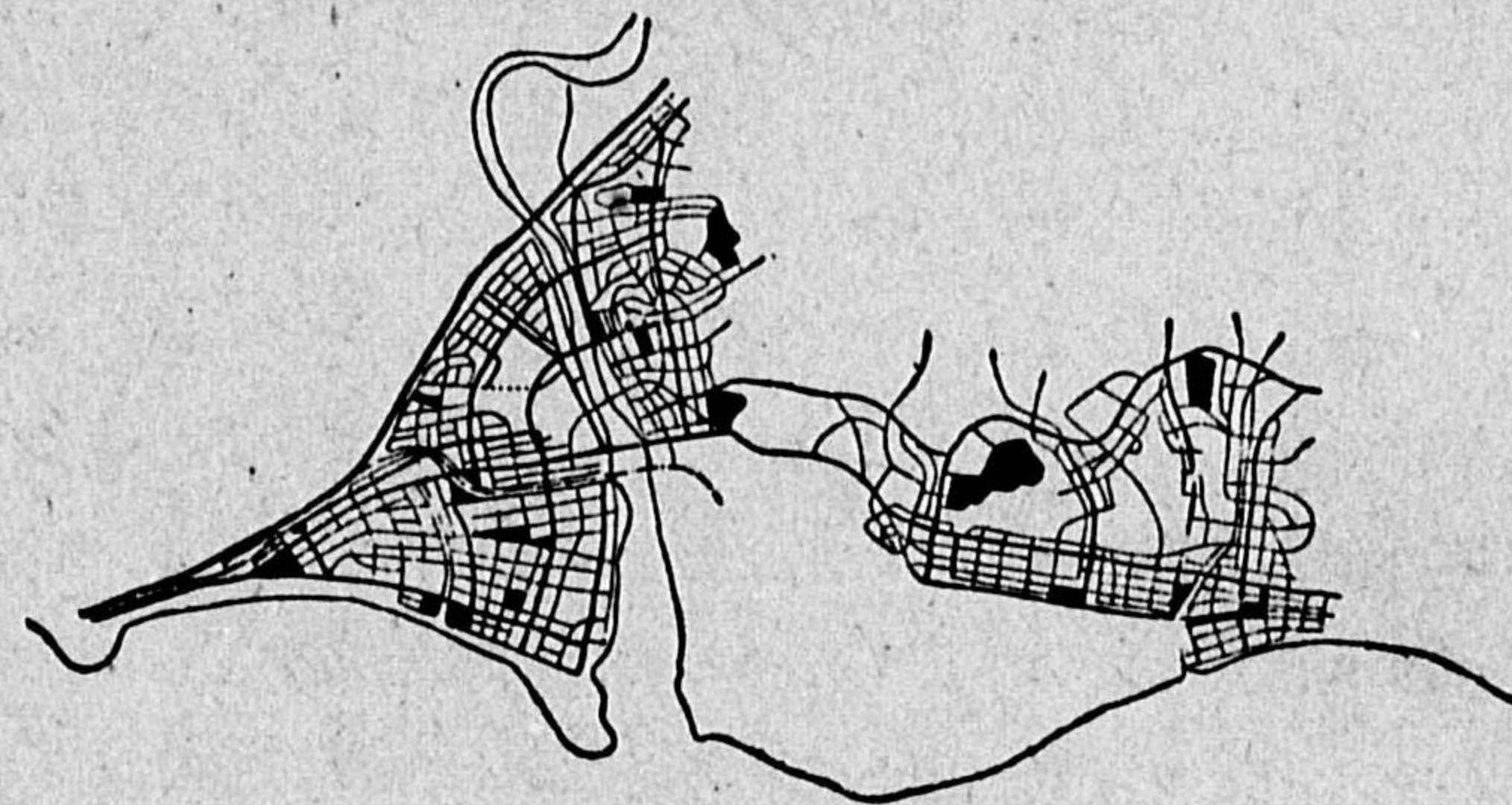
内務省より補助されつつある新設都市

| | | |
|---------|-------|------------|
| 京 都 府 | 宇 治 | 310萬坪 |
| 神 奈 川 縣 | 相 模 原 | 535 " |
| 兵 庫 縣 | 廣 | 380 " |
| 千 葉 縣 | 千 葉 | 134 " |
| 茨 城 縣 | 多 賀 | 240 " |
| 三 重 縣 | 四 日 市 | 740 " |
| 愛 知 縣 | 勝 川 | (第一期)149 " |
| " | 豐 川 | (第二期)150 " |
| 宮 城 縣 | 仙 臺 | 157 " |
| 岡 山 縣 | 連 嶋 | 700 " |
| 山 口 縣 | 光 | 240 " |
| 和 歌 山 縣 | 和 歌 山 | (第一期)145 " |
| 福 岡 縣 | 春 日 原 | (第二期)500 " |
| | | 314.6 " |

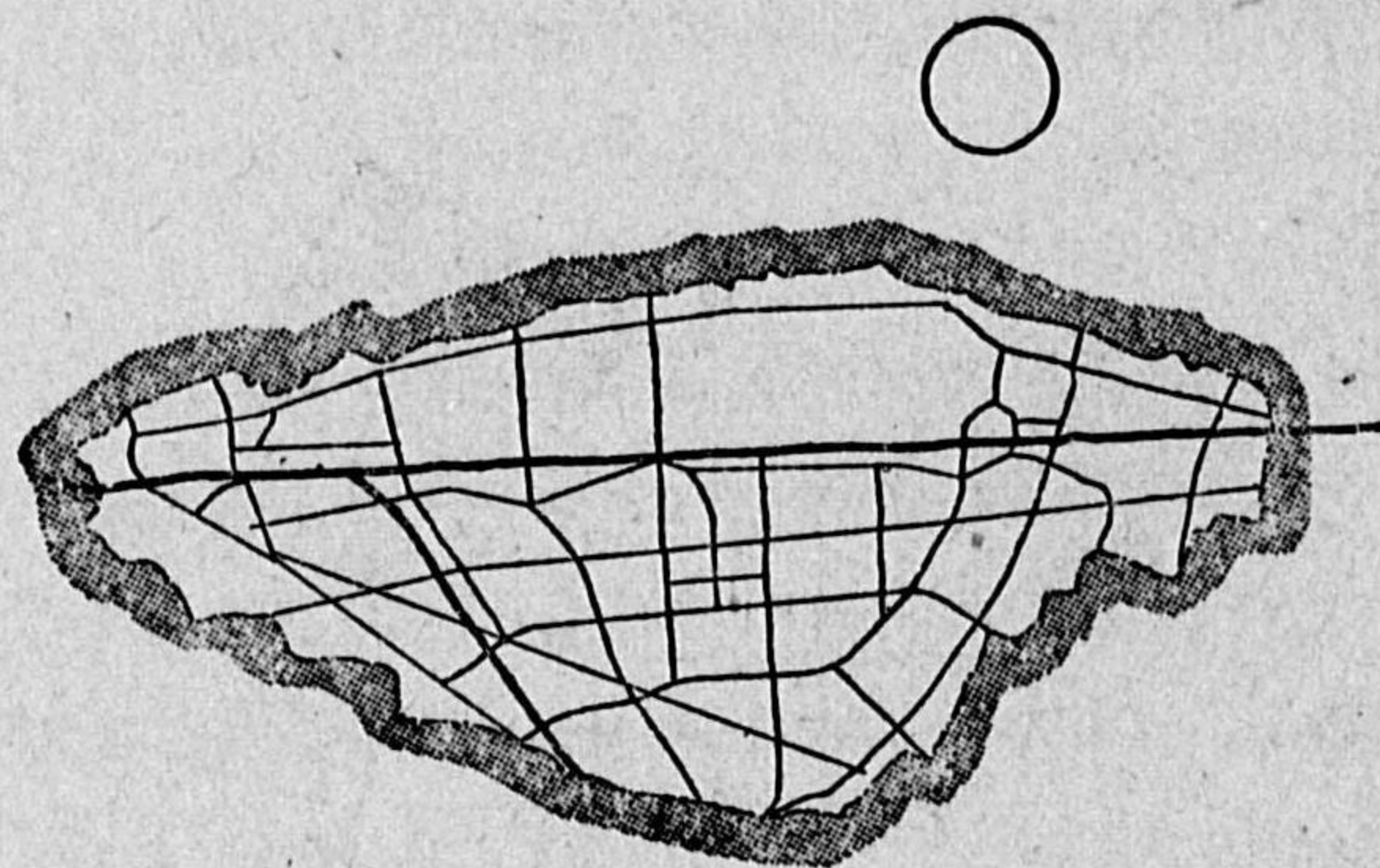
福 岡 縣 刈 田 97.5萬坪
群 馬 縣 太 田 1,145 "



廣サ、新興都市計畫圖



光線新興都市計畫圖



相模原新興都市計画図

(3) 都市計画・村落計画

国土計画の話の中に都市計画を入れると、誰でも一應變に思はれるやうである。地方計画が国土計画の一部であるまではいいとして、紀元前からある都市計画まで国土計画だといふのは少しゆき過ぎた物のいひ方ではないかと誰しも考へる。一應その通りであるが、決してさういふわけではない。

都市計画といつても實は種々な仕事が入つてゐる。昔のパリ等の都市計画のやうに、ただ町を綺麗に飾らうといふのやイギリスあたりでいひ出したやうに、空地を多くとらうといふのや、ドイツで考へ出したやうな工場は工場、家は家とまとめようとするのや、いろいろあるわけで。いはばその中に

は、国土計画的なものや、さうでないものが入つてゐるわけである。だから、その中で国土計画的なものをひろひあげてゆけば、それで都市計画は国土計画の一部であるといふことになるのであるが、さういふせまい考へ方でなくとも、堂々と都市計画が国土計画になり得るのである。

先づ国土計画の仕事の中大都市を抑へる仕事等、かなり都市計画でやらなければならない仕事が多い。例へば、空地々區、緑地帯公園、皆都市計画が大都市の人口をへらす仕事に過ぎない。これを国土計画の立場から国土計画の計画に従つてやれば、それで国土計画となるわけである。また、よく誤解される交通機關等も、これを整備すると、大都市を益々混雑させるといはれる。

しかし、それも考へやうで、いろいろな抑制方法なしに交通機關を整備すれば、それは人口集中の役に立つてしまふことはいふまでもない。それを初めから大都市の中心部には人が來ないやうにし、その仕事の出來たところで、それから交通機關を整備すれば、今度は明かに分散のお役の方に轉向してしまふわけである。

私は、このことをたとへて、交通機關は梯子だといふ。二階へ梯子をかけた時、一階の人が二階に上るか、二階の人が一階に降りるかは梯子のせいではない。それは他の力でやらなくてはならない。即ち、梯子をかけておいて一階の方へ御馳走をおけば、その梯子は二階から下へかけたことになり、

その四 日本の國土計畫

逆に二階に珍味をならべれば、その梯子は一階から二階へか
けたことになる。問題は、梯子ではなく、御馳走のありか
にある——といつてゐるのである。

ともかくさういつたわけで、交通機關の整備、特に高速度
のものが必要で、東京では地下鐵道の完成と郊外電車との連
絡が地方計畫上重要な問題となつてゐる。

それから、地方計畫的都市計畫としては、いくつかの都市
の間で、工業地域なり、住居地域なりを、お互に地方計畫的
に案配する。或る都市には工業地域を、多くおくがよいし、
或る都市には工業地域より、住居地域を多くするがよい。そ
の邊今迄のやうに都市同志勝手なことをやらせない。それも
地方計畫的都市計畫といふことになる。例へてみれば、東京
等は出来る限り工業地域をへらす算段をしてゐる次第であ
る。

さて、以上のやうな仕事を誰がやるのだといふことになる
かといふと、これは國土計畫は大體企畫院といふことになつ
てをり、地方計畫は内務省といふことになつてゐる。内務省
でやるといふことになると、自から地方に地方計畫廳が出来
ることになり、また一方、行政組織もそれに應じて變つてゆ
かなくてはならないことになるであらう。一時、日本内地を
北海、東北、關東、東海といふ風に、幾つかの州なり、道な
りに分けるといふ話があつたのも、幾分その邊の含みがあつ
たやうに推察するのである。

(4) 朝鮮臺灣等の計畫

以上は大體何とはなしに内地を目標として考へて來たが、
實はこの他に朝鮮國土計畫、臺灣國土計畫といふやうなもの
があるべきで、現にこれが計畫は進行中ときいてゐる。

ただ問題は、これ等をそれぞれ國土計畫といふのは同じ日
本の中で變なものである。同じ日本の中に、別な「國土」が
あるわけのものでもあるまい。さればといつて、これは關東
平野のやうに朝鮮や臺灣が一つの150 軒半徑の中にをさまる
性質のものでもないやうである。よつて、これに對し、次の
やうな順列を造つてゐるのである。

計畫ノ種別並運用

國土計畫設定要綱（昭和十五年九
月二十四日閣議決定ノ第二條）

(1) 日滿支計畫

日滿支三國ヲ通ズル國土ノ綜合的利用開發ノ計畫ニシテ、其
各國ヲ以テ各單位地域トシ、之ニ對スル人ト施設トノ合理的
處方方針ヲ策定スルモノトス。日滿支計畫ハ關係各國ノ行フ
國土計畫的事業策定ノ基準タルベキモノニシテ、皇國ニ關シ
テハ中央計畫策定ノ基準タルモノトス

(2) 中央計畫

中央計畫ハ内外地全般ヲ對象トスル計畫ニシテ、日滿支計畫
ヲ基準トシテ策定ヲ圖ルモノトシ、内外地各地方ノ特性ヲ發
揮セシメ國家的見地ヨリスル國土ノ綜合的利用開發ノ計畫ヲ
樹立スルモノトス
中央計畫ハ各廳所管行政ノ基準トナリテ運用セラルベク内地

その四 日本の国土計畫

ニ於ケル各單位地域別地方計畫及外地ニ於ケル開發計畫策定ノ基準トナルノ外各廳所管ノ事業トシテ直接實施セラルベキモノトス

それにしたところで、中々これははつきりしない。

方法としては、内地の地方計畫と中央計畫との中間のやうなものが一つ生れるのである。

さうして、生産や人口については、あくまで内地と合せて一本、しかし、「内地が指導力をもつ」といふところに落ちつくべきことはいふまでもない。(およそ幾つかの物がまとまって「一つ」になるにしても、それを一つのものとして組立てる以上は、必ずそこに中核をこしらへ上げそれに指導力を與へることが、ものをつくり上げる上の疑ふことの出来ない技術だと思ふ。従つて、内地の中核性は何としても強調しなければならぬことになる。)

その五 大東亞計畫

さて、最後に大きな問題に打突かることになつた。

尤も、大東亞全體の構成や日本内地をして、大東亞の指導者たらしめる考へ方は既に述べた。

ここでは、大東亞のそれぞれの国土の計畫をいかにすべきやである。いふまでもなく、大東亞の中には滿洲、支那その他、大洋洲、南洋等が入る。このそれぞれをどうするか。

滿洲國は、既に綜合立地計畫といふ名で、国土計畫の調査をはじめた。

これは、なかなか立派な計畫で、中心人物が我々同様工科の技術者であるところに、我々の少からぬ矜持があるわけである。

しかし、その案は未だホンの序説で、細かい内容には入つてゐない。細かいことになると、いろいろ面白い問題が出て來るのではないかと思ふ。

そこで、細かい具體的なことは、到底かういふ形式では述べられもせず、私にも準備はないわけであるが、ただ根本方策として、次のやうなことはいへるのではあるまいか。

それは、大體大きくいつて、

(イ) 産業の開發

(ロ) 日本人の移植

その五 大東亞計畫

(ハ) 指導權の確立

といふやうなことになるのではないだろうか。

産業開發については、この場合だからといつて何も取立てていふことはない。ただ内地と違つて、處女地であるからこの際は毫も遠慮することなく、資源を開發すればいいのである。但し問題はその開發したものの賣れ先きであるが、これが當分は共榮圏内部の經濟を考へなくてなはならないから、「經濟自給を第一とし餘剩物の出ぬやうに」しなくてはならないであらう。

例へば、ゴムや砂糖はありがたいには違ひないが、必要以上出るとは困るにきまつてゐる。

そこで、お次の問題はさういふ場合、その生産を他のものに轉するか、或はその産物をその土地で加工して違つた製品にしてしまふか、その何れかを考へなくてはならないであらう。私は、將來のことを考へれば、何としても後者の方法が正しいやうに思ふ。

それから、これは頗る私的な考へであるが、重要軍需産業例へば石油業のごときは極力日本人労働者を多數入れることで、これは能率の點からいつても、保安の點からいつても、重要だといふやうな気がする。

その次は、日本人口の移植の問題であるが、これは、相當考へなくてははいけまい。

先づ入植すべき日本人人口の比率を決定しなければならな

い。

これを都市人口の1割にするとか、農民人口はその何分の一を日本人にするとか、大體の目安は必要であらう。(帝大の野間海造教授は大東亞共榮圏へ今度30年間に1000'萬の人口を造らなければならないといつてゐる。「日本の人口と經濟」それがきまれば、それだけの人口に對する土地及び住居の仕度をしなければならぬ。

さうして、その次には國土計畫に重要なことは

- (イ) いかにして彼等を定住させるか
- (ロ) いかにしてそこで人口を繁殖せしめるか
- (ハ) いかにして彼等を永久に日本人的であらしめるか

の問題である。

定住させるためには、何としても居住を楽しめるやうにしなければならぬ。

由來、日本人ほど植民して定著することに下手なものはないやうに思ふ。その原因を考へてみると、どうも日本人は行先で生活を楽しむ計畫が下手であるからのやうな気がする。

山東苦力達がおびただしく滿洲へ入込む。その入込んだ形をみると、實にすさまじい生活費の切りつめをやつてはゐるが、しかし、食ひ物や觀劇その他の娛樂はレベルは低いなりに完備してゐるやうに思ふ。殊に、茶館にすわつて、ただ茶を喫しつ時を過し、雑談をたのしむさまは實に駭蕩たるも

その五 大東亜計画

のがある。彼等は實にその到る所に生活を樂んでゐるとしか思はれない。

これは、彼等の郷土が大體において山水に勝れない所から、人爲の娛樂を造る修練を経て、いかなる環境をも娛樂的に征服する術を心得たことになるのかも知れない。

ともかく、日本人はこの點實に術が拙いやうな氣がする。そして、また、一番困つたことに、日本人はその故郷がまた四季の變化あり、おほむね山紫水明と來てをり、故郷に歸れば親戚故舊との親しき交りがあるので、自から異郷に定著しかねる結論になるのである。

しかし、かくては結局海外發展の基石を失ふことになる。よつて、これは何としても、娛樂計畫を一先づ、與へなければならぬ。さうして、本國におけると異り、自からそこに異風あり、自由暢達な樂天地たるに至つて、初めて植民を誘導し、また來れるものを定著せしめ得ると思ふのである。

(勿論、娛樂の前に生産のあることはいふまでもない。生産があり収入があつて、その上での定著である。)

しからば、どんな娛樂施設がいかとなると、直ちにいい案もないがただ注意したいのは、それは修練道場的なものを主にすることは無理だといふことである。人間二六時中お修身の時間のやうであり得る人はすくないと思ふ。さればといつて、ネオンサイン的なものは勿論不可であるが、結局何人もが自然「好きでたまらない」といふ氣を起すやうなもので、

且つ地方的な特色のあるものが望ましいのである。

それには、一應、

- (イ) 公園綠地、風致的のもの
- (ロ) スポーツ的のもの
- (ハ) 盛り場的なもの
- (ニ) 市民同志がお互につき合ふもの

といつたやうなものが考へられる。

いづれも、その土地土地に適したものがいいのであるが、その中で、公園綠地といつたやうなもの、スポーツ的なものは、簡単に金さへあればいくらでも出来る。

また、市民同志のためのものとしては、やはり私は廣場をつくる必要があると思ふ。殊に夜等プラプラと集つて來て、皆で顔を合はすといつたやうな廣場が、好いのではないかと思ふ。夜でなくても、何か事があつたり、特にお祝ひ事等あつた時、集まるのもたのしみの大きなものである。

お祝ひごとがあつても、みな家の中で勝手に祝つてゐるのでは、淋しい氣持がしないであらうか。

それから、市民同志つき合ふ意味乃至いろいろな娛樂機關があるといふたのしみからいつて、盛り場は必ずしも輕んずるわけにゆかない。

尤も、これも不健全なのは困るが、これを適當に導けば、これが存外人間の本能的な、従つて根本的な娛樂感を満足させてくれるのではあるまいかと思ふ。

その五 大東亞計畫

盛り場をつくるには、いろいろ方法もあるが要するに都市の一番便利な所に近く、しかも餘り車の通らぬ、いはば路次みたいなどころへ、ちよいとした廣小路を造り、そこへ映畫館その他の娛樂機關を集めるのである。勿論、そこには僅かな金でお茶をのむところや、3—4丁は明るいところを歩けるやうにしておかなくてはならない。出来れば、雨が降つても歩けるやうなアーケードのしかけは望ましいと思ふ。このアーケードは臺灣の都市や香港上海に多いから南の方のものかと思つたら、スイスのベルンにもあつた。それは頗る感じのいい、なごやかなものである。

なほこの他に、申上げていいか悪いかわからない娛樂もあるが、それは略することにする。要するに、何人も心から楽しみ定住したくなるやうな娛樂でなければ、何にもならぬといふことをくりかへし申したいのである。

娛樂の次には、いかにして彼等をいつまでも日本人的であらしめるかといふことである。植民するのはいいが、それがいつの間にか向ふの人間になる。これは、その最初の代の人にはなかなかさうならないにしても、いはゆる二世になるとどうも向ふの人間になりやすい。それでは何にもならない。それではただ日本内地の人口をへらしたといふだけのことで、血を流したききめがない。

そこで、これは何としても、二世も三世も日本人でなければならぬ。このことは、特にこの南方地域に出掛けると氣

候の関係や何かで精神力がにぶり、その心配がもつとも濃厚であるときかされる。これを防ぐには、やはり神社を必ず設けること、日本人町を造ること、日本文化の中心を移すこと(大學等)、などが國土計畫的には考へられるのである。

その他——これは國土計畫の範圍の外かも知れないが、時折りの内地旅行をさせること、何代かおきに必ず内地人の血を入れること、ラジオによる内地事情の注入等々の輸血事業が必要のやうに思へる。(内地旅行と同時に内地からの共榮圏旅行も頻繁に行ふべきである。ドイツのK. D. Fやイタリヤのドボラポーロがやつてゐるやうに共榮圏の厚生旅行の交換はぜひともやるべきだと思ふ。)

その次が指導權の確立。これは、精神方面と實力方面と二つあるやうに思ふ。精神方面は、日本の大東亞盟主權の高揚である。これも硬い感じでなく、柔かく無理なくしみ入るやうにしなければならない。さうするとやはり定住のところをいつたやうに、「文化中心の建設」等がかなり他民族を畏服せしめる因になると思ふ。それで、よい大學、圖書館、その他のものは必ず彼等の中に設けてやらなければならない。そして文化の點で、師として仰がしめる必要が先づある。

つづいては、指導的な機關の建築物を立派なものにして、どこからでも見えるやうなところにこれを置く。そして、その前には廣場を設ける。この廣場には、何か出来事があるたびに、そこへ集まるやうにするのである。

その五 大東亞計畫

臺灣の各都市は實にこの仕掛がよく出来てゐる。即ち、市役所なり、州廳なりは必ず市の中心に向ひ合はせるなり、隣りにならんだりして建てられてゐる。勿論、その建物は頗る立派で縁にふさはしい赤練瓦の美々しいものである。そしてその前面には相當な廣場があり、(時に建築線の後退で廣場の感じになつてゐることもある。)時には(新しい都市では)美しい緑道がこれについてゐる、ああいふものを見ると、何となく指導者の指導権を信用する氣になるやうに思へる。

話は前後するが、神社では京城の朝鮮神宮、臺北の臺灣神社等實に景勝の丘陵上に、祖先と共にその地に來るの感を心の底から起させるやうな氣がする。(朝鮮神宮にはいつしか半島の同胞がぬかづくやうになつたさうである。)

精神的指導方法としては、この他未だいろいろあらうが、實力的な——といふよりは政治的な指導権の確立はローマ以來の問題である。ローマでは、このためにローマ街道と植民都市をつくることにより一應成功した。しかし、今の時代、殊にこの太平洋上の問題となると、道路許りとといふわけにゆかない。結局、一方に於て交通計畫、港灣及び飛行場、そして、一方において都市の建設が必要であらう。(軍の基地關係は別として。)そして、その都市は、あくまでその意味の指導力のあるものでなければならない。

その六 國土計畫實現の挺

以上種々述べて來たが——特にこの中でもつともむづかしいのは、内地における大都市分散といふやうな仕事である。

これは容易ならざる大仕掛な仕事で、繪をかいて見る分には直ぐ出来るが、これを實際にどうするといふことになると、なかなか土地1坪の使ひ方を制限するわけにゆかず、ましてや大きな工場を動かす等容易ならざることである。

そこで、こんな時に直ぐ起る話は、そんなことは平和時の事にしたらどうだ、今は何しろ生産力擴充で夜も日もない時ではないか——とか、また、既に「出来てゐる施設」をむだにすることは浪費ではないか。例へば、既に埋立てたり鐵道線路をひいたりしてしまつた所を、草むらにする手はないか、といふやうな抗議が直ぐ出るのであるが、これは一應成程とうなづかれる理窟ではあるが、しかし、どうもこれも一應以上の物ではないやうな氣がする。

國土計畫が、平和時の仕事であるかないかは今迄のお話で大體お解りの通りであり、また平和にかへつた時には皆がやる筈のないことは、我々は震災直後と、それから2—3年たつてからの東京市民の氣持の變化で見當をつけることが出来る。

震災直後の東京市民は、實によく災害に對しどうしなければならぬといふことに、理解がいつて、例へば家の建て方

その六 國土計畫實現の難

にしても、空地のとり方にしても指導者のいふ通りであつたが、それが1年たち、2年たつうちに、いつの間にかすつかり忘れてしまつて、防火建築はなただけやらないで、ごまかすやうにするし、計畫公園はいつの間にか家を建ててしまひ、今ではそこは東京市中で一番稠密な區域で、空襲でもあつたらどうなるだらうといふやうな場所になつてしまつた。そして、それがまことに先きが見えなくて濟まなかつたといふのではない。さういふ風にしたのを「シテやつたり」と考へてゐるのだから手におへない。これでは、まるで患者が醫者のいひつけをまもらないで不養生をして命をちぢめ、シテやつたりと思ふのと同じである。(全く大東亞指導的でない。)

どうも私は、國土計畫をやるなら、やはり非常の際に同時にやるべしといふ説である。

殊に、この戦争が長期であるといふなら、その終るのを待つたらいつのことになるか知れない。しかも思ふに、長期戦となれば後期になるほど「國土計畫が出来てゐる必要」のあるやうな規模になることは必定である。その「必要」になつた頃、始めることがいかに高價で、いかに効果がすくないかは、既に何等かの程度で經驗済みである筈である。

これは何としても、この際やらなければ大東亞指導者としての貫祿の問題になる。

それから、生産擴充の問題であるが、これも、少くも大都市へ新たに工場をもつて來る説明にはならないと思ふ。

例へば、陸海軍や理解のある大會社では、いくらでも山の中へ工場を移してゐるではないか。その方が労働者の質が改まり、仕事の精度が高くなるのであるから、少し先きの見える經營者だつたら地方へ出べきで、我々はそれをすすめる手を考へればいいわけである。

それから、既に出来てゐる施設をムダにするのは不可だといふ意見は、根本的に國土計畫的ではない。そんなことをいふのは國土計畫に對する根本的な理解を缺き、國土計畫に對する熱をもつてゐない。自由主義殘滓的な考への所有者である。國土計畫のねらふところは、そんな僅かばかりの損の問題ではない。

その僅かばかりの温情のために、その土地へ出来るものの與へる損を考へるのである。子供が、まちがつて悪い本を借りて來た時、せつかく、借りて來たのだからおよみなさいといふのと何の差があらうか。

尤も、さういふ設備が出来てゐて何としても惜しいといふ時には、大都市の中の工場の中で「——どうしても市中から離れることは出来ない。さればといつて今のやうに市の中心にある必要はない」といつたやうなものがある時、止むを得ざるものとして、さういふところへ住みかへを許すといふやうにする方法もある。それも必ずしも、ほめたことではないが、まあまあといふところであらう。

兎も角何んのかのといつても、大都市分散はなかなかやり

その六 國土計畫實現の挺

にくいことは事實で、我々も聲を大にして叫んでゐるが、物になりかねてゐる。しかるに、ここにこの仲々上らない重いお尻に、挺をかけるのに防空といふものがある。

何といつても、防空は目前の大事で、これはやらなければならない、といふことは、國民は皆知つてゐる、これはわかり易い。そこで法律でも、防空のためには平氣で家をどけることが出来るやうになつてゐる。それをうまく用ひれば、國土計畫的な都市分散が出来る。

防 空 法

(昭和十二年四月五日法律第四十七號)
(改正昭和十六年十一月二十五日法律第九十一號)

第一條 本法は於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スル爲陸海軍ノ行フ防衛ニ則應シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、偽裝消防、防火、防彈、防毒、避難、救護及應急竝復舊ニ此等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣、地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ地方長官ノ指定スル市町村長之ヲ設定スベシ

第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空上重要ナル事業又ハ施設ニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得

前項ノ防空計畫ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第四條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ

第五條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ヲ爲サシムルコトヲ得

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備又ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

第五條ノ二 地方長官防空上必要アルトキハ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル木造建築物ノ所有者ニ對シ期限ヲ附シテ其ノ建築物ノ防火改修ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ木造建築物ノ範圍竝ニ防火改修ノ程度及方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ期限内ニ工事完了セザルトキ若ハ工事完了ノ見込ナシト認メラルトキ又ハ建築物ノ所有者ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ市町村長ヲシテ建築物ノ所有者ニ代リテ前條ノ防火改修ノ工事ヲ施行セシムルコトヲ得

第五條ノ四 (省略)

第五條ノ五 主務大臣ハ防空上工場其ノ他ノ特殊建築物ノ分散ヲ圖ル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル特殊建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得
主務大臣ハ防空上空地ヲ設クル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第五條ノ六 前條ノ規定ニ依ル區域又ハ地區ノ指定ノ場合ニ於テ從來存シタル建築物(工事中ノモノヲ含ム)ニシテ其ノ後新ニ建築セラレタリトセバ同條ノ規定ニ依リ其ノ建築ヲ禁止又ハ制限セラレベキモノニ付テハ地方長官ハ之ガ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條ノ七 地方長官防空上必要アルトキハ勅令ヲ以テ定ムル物件

● その六 国土計畫實現の挺

ノ管理又ハ所有者ニ對シ其ノ物件ノ移轉ヲ命ズルコトヲ得

第六條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其ノ他防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ關スル特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ其ノ從業者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第六條ノ二 行政官廳ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ適當ト認ムル者ヲ指定シ監視（之ニ伴フ通信ヲ含ム）ニ從事セシムルコトヲ得

前項ノ指定ヲ受ケタル者ノ服務訓練給與等ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ祕匿スベシ

第八條ノ二 地方長官ハ監視警報傳達其ノ他防空ノ實施上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ音響ヲ發スル設備又ハ裝置ノ使用ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ三 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域内ニ居住スル者ニ對シ期間ヲ限リ其ノ區域ヨリノ退去又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ四 主務大臣ハ防空ノ實施ニ際シ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ鐵道、軌道、航空機、船舶、車輛等ニ依ル人又ハ物件ノ移動ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ五 空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危險ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ應急防火ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テハ現場附近ニ在ル者ハ同項ニ掲グル者ノ爲ス應急防火ニ協力スベシ

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ、物件ヲ收用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履行ヲ市町村長ガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ第五條第二項、第六條、第八條、第八條ノ二及第八條ノ五ノ規定ヲ準用ス

第十條ノ二 防空計畫ノ設定者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキ者ヲシテ防空上必要ナル事項ニ關スル講習ヲ受ケシムルコトヲ得

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ行政官廳又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅並ニ業務上ノ祕密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其場所ノ管理者ニ通知スベシ

當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證票ヲ携帯スベシ

第十二條 行政官廳、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スル者之ガ爲傷痕ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ行政官廳又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金

その六 国土計畫實現の挺

ヲ給スベシ

第八條ノ五ノ規定ニ依リ應急防火ヲ爲シ又ハ之ニ協力スル者之ガ爲傷痕ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ

第十三條 地方長官第五條第二項（第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ防空ノ實施又ハ訓練ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

地方長官第五條ノ六ノ規定ニ依ル建築物（工事中ノモノヲ含ム）ノ除却、改築其ノ他ノ措置ヲ命ズル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ四ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限アリタルガ爲又ハ第五條ノ五ノ規定ニ依ル區域若ハ地區ノ指定アリタルガ爲實施ニ着手シタル建築ヲ廢止シ又ハ變更スルノ已ムナキニ至リタルニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

前三項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ニ付不服アリタルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用、使用、除却、改築、廢止、變更其ノ他ノ措置ノ後六月ヲ經過シテ補償金額ノ決定ノ通知ヲ受ケザルトキハ其ノ期間經過シタル日ヨリ六月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 第六條（第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者、特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ヲシテ防空ノ實施又ハ訓練ニ從事セシムル場合ニ於テハ地方長官、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償スベシ

前條第四項ノ規定ハ前項ノ實費辨償ニ之ヲ準用ス

第十五條 防空計畫ノ設定、防空ノ實施、防空ノ實施ニ關シ必要ナ

ル設備若ハ資材ノ整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依ル防空ノ訓練ヲ爲スニ要スル費用ハ地方長官之ヲ爲ス場合ニ於テハ北海道又ハ府縣市町村長之ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村、第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス但シ監視及之ニ伴フ通信ニ付テハ其ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依ル訓練ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條第一項ノ規定ニ依リ設備又ハ資材ノ整備ヲ爲スニ要スル費用ハ其ノ者ノ負擔トス

第五條ノ二又ハ第五條ノ三ノ規定ニ依ル防火改修工事ノ施行ニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔トス

物件ノ管理者又ハ所有者第五條ノ七ノ規定ニ依リ物件ノ移轉ヲ爲スニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ負擔トス

第十二條第一項ノ規定ニ依ル扶助金ヲ給スルニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ給スル場合ニ於テハ國庫、第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ給スル場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス

第十二條第二項ノ規定ニ依ル扶助金ヲ給スルニ要スル費用ハ市町村ノ負擔トス

第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル損失補償ヲ爲スニ要スル費用ハ北海道又ハ府縣ノ負擔トス

特別ノ事情アルモノニ付テハ第一項第二項及第五項ノ規定ニ對シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十六條 前條第三項ノ規定ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ市町村ハ其ノ三分ノ二以内ヲ補助スベシ

前條第四項ノ規定ニ依リ物件ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ北海道又ハ府縣ハ其ノ二分ノ一以内ヲ補助スベシ

第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ補助ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市町村又ハ第三

その六 国土計畫實現の挺

條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ負擔スル費用

二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ特殊施設ノ管理又ハ所有者ノ負擔スル費用

三 第十五條第五項又ハ第六項ノ規定ニ依リ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者又ハ市町村ノ負擔スル扶助金

四 第十五條第七項ノ規定ニ依リ北海道又ハ府縣ノ負擔スル損失補償金

五 前條ノ規定ニ依リ北海道府縣又ハ市町村ノ負擔スル補助金

第十七條ノ二 第五條ノ三ノ規定ニ依リ市町村長ノ施行スル防火改修工事ニ要スル費用ハ市町村費ヲ以テ一時繰替支辨スベシ

前項ノ規定ニ依リ繰替支辨シタル費用ノ辨償金ノ徴收ニ付テハ市町村稅徴收ノ例ニ依ル

前項ノ辨償金ニシテ辨償ヲ得ザルモノアルトキハ國庫ハ市町村ニ對シ其ノ損失ノ二分ノ一ヲ補償ス

第十八條 防空ノ實施ニ從事スル者ノ業務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス威力又ハ偽計ヲ用ヒ其ノ業務ヲ妨害シタル者亦同ジ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ二第一項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

二 第八條ノ規定ニ違反シタル者又ハ同條ノ規定ニ依ル光ノ祕匿ヲ妨害シタル者

第十九條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條ノ三ノ規定ニ依ル防火改修工事ノ施行ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

二 第五條ノ四ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シ又ハ同條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

三 第五條ノ五又ハ第八條ノ二乃至第八條ノ四ノ規定ニ依ル禁止

又ハ制限ニ違反シタル者

四 第五條ノ六、第五條ノ七又ハ第六條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

第十九條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ五第二項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第十九條ノ四 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方官廳ニ委任スルコトヲ得

第二十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

第二十一條 國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十二年勅令第五百四十八號ヲ以テ昭和十二年十月一日ヨリ施行)

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十六年勅令第千三百三十四號ヲ以テ昭和十六年十二月二十日ヨリ施行)

また、我々のところでは防空的都市改造計畫をたててゐる。これは何としても勵行したいものだ、大がかりなものをやつてゐる。これも實現すべきことだと解つて貰へれば、大き

その六 国土計画實現の挺

な分散作業になるわけである。

ただ問題は、さうやつて分散をやつた場合、分散すべき人達の行先をどうするかであるが、それには、今内務省で指導してゐる全国の地方計画都市に（これを新興都市といつてゐるが）優先的に移せばいいではないか。

私はさういふ新興都市等を放つておいて、自由の發展にまかせると、結局地方の農業人口を吸収するだけで功罪相半ばするやうなことになると思ふ。この際、分散人口を吸収出来れば、一石二鳥である。いはばこれは移住の切符制である。また進んでかういふ人達を南方等に向けるのもいいことかも知れない。

それで——南方は別として——さういふ人達の移出が行はれる時には、同時に住宅の問題が解決されなければならない。そのためには、今の住宅営團等これに調子を併せてやつてほしいものだといふ氣がするのである。

それから、以上は大體国土計畫を官公の手でやらうといふわけであるが、私は、何としてもこれを柔かく、大きく根本的に實施するには民間が積極的にうごいて呉れるのでなければ何にもならないと思ふのである。いはばその際民間国土計畫が起つてくれる必要がある。これについては、未だ誰も何ともいつてゐないが、實に大事の中の大事なことだと思ふ。

民間の人達と雖も大體これからは、さう自分の勝手に、自分の利益だけを追つて單獨に行動出来る時でないことがお解

りであらうと思ふ。これはずつと將來までつづいて、恐らくそれがこの世の中の形式になるやうにも考へられる。さうなるとすれば、民間の人達でもここを早く悟つたもの程勝ちといふことになる。また、さうすることが、國民のただ一つの國策挺身だとするなら、ここは何としても一考へすべきところである。しかも現にいろいろな人がそこに早く眼ざめて「この道」にすすんでゐるのである。それについては、項を改めて述べることにしよう。

その七 民間國土計畫

世間には何となく、國土計畫は一から十まで國家がやるものだときめてるやうな人がある。しかし、これは大變な間違ひで、成程政府は國土計畫の方針はきめるであらう。しかし、これを具體化するのは何としても民間の力である。

だから、いひ方によつては、國土計畫はこれをものにするもしないも民間にある、といふことになる。また、それを民間の人達が進んでやるか、しぶしぶやるか、出来るだけやるまいとするか、出来るだけやらうとするか、によつて、まるでその出来榮えがちがつて來るのである。

しかし、恐らく「十二月八日」以後の日本人の氣持は十二月八日以前とはまるで變つたであらう。恐らく「すべての人」は判然と何か自分も進んで國家のために盡したいといふ氣分になつてゐるやうな氣がする。また、さうであることを祈らないではゐられないのである。

何となれば、さうなるか、ならないか、といふことは、日本人の精神がいつの間にか英米的になつたか、それとも毅然として日本古道に生きようとしてゐるか、その大切な判定のわかれ目になるからである。

では、それに對し現在少しづつでも動きつつある民間國土計畫の芽生について述べてみよう。

(1) 金融國土計畫

金融に關しては、私はまるで知識がない。

ただ國土計畫的にはこんなことがいへるやうである。即ち、今までは、まあ世の中が大體自由主義であるから、人々は何でも利益に従つてやつて、それで一向差支へなかつた。従つて金融業者達にしたところで、同じ理窟で、専心儲かる事業にのみ金を融通して差支へなく、また、さうすることが世の中を「結局」益してゐたわけである。

ところが、今のやうな時代になると、國家がその永遠の存立のためにぜひとも遂げねばならない「一機未だ還らず」といふやうな壯烈な犠牲精神によつて國民の代表が前線で行動してゐる、その同じ國家の中でこれと逆行するやうな行動は絶対に許される筈はない。許されないどころか、許す許されないを超えて、それは人間として利口でないやり方だといはなければならない。考へてみたところで、祖國あつての國民ではあるまいか。

そこで、さういふ時の金融のやり方は目前の利益は第二とし、國土計畫的な動きに對してのみ支援するといふやうに動かなくてはならない。

即ち、國土計畫に反するやうな經營に對しては、「いくら儲つても」金を貸さない。また、一つの企業に對してはこれに國土計畫的指導をする。——といつたやうなことがのぞまし

いのである。

企業については、以下少し許り述べるが、それ等を吟味して、「敵國の軍需工業に力を貸す」やうなことをしないやうに氣を配つていただきたいのである。(例へばである。)さうしてこれはただぬかりなく氣を配つていただければいいのであるから、そこを願ひ度いのである。

出來れば、工場が地方へ轉出するためには移轉工場協同體でもつくらして、その信用において金を貸す、金融協同體が出來るやうなことになれば、といふやうが氣がする。

(2) 電鐵國土計畫

交通機關が國土計畫上重要な役目をもつてゐることはたびたび述べたところである。國土計畫を活かすも殺すも、國土計畫が與奪の權をにぎつてゐる。その點で交通機關當事者は餘程自重していただかないと困るといふことになる。

それで、私は、先日關西の或る電鐵(關西急行であるが)の重役の方が見えて、何か國土計畫的經營をやりたいのだが指導してほしいといはれた時、これほど喜んだわけである。

交通機關が國土計畫上重要であるだけ、また、なかなかその氣になつてもらへないものなのであるが、それが進んでその氣になつたのは大したことだといつて、二三お話したのである。その時の要旨は、

(イ) 先づ大阪を中心の電鐵會社の間に國土計畫達成聯盟

を造ること

さうでない、一つの會社が國土計畫的なことに私を捨て經營上の無理をしても、他の會社が知らん顔して、むしろそれを利用して勝手なことをすれば、結局乗客は皆そつちへまはつてしまひ、何にもならないどころか、かへつて悪い結果になるからである。その次が、

(ロ) 大阪の人口を抑制せんとする3—40 軒圏内の停留所は總て急行不停車とすること

これはいふまでもなく、さういふところへ住宅が出來ることを防ぐためである。

第三としては、

(ハ) 抑制地方の外には、第一次圏には大阪の學校やその他の文化施設を誘ひ出すこと

これは、抑制圏の外へいきなり工業をもつて來られては、結局大阪の重荷が少しも輕減されることにならない。どうしても第一次の地帯には學藝的な施設をもつて來なくてはならない。これについては關急は既に大した實踐者で、既に生駒山の上を科學センター及び厚生センターとして種々な施設をしつつある。

また、奈良縣地内には、奈良縣の都市計畫當局といつしよに協力して、何か大きな學園中心をのくといふ馬力のかけやうであつた。

それから、

その七 民間國土計畫

(ニ) 地方を工業化すること

これは、三重縣の四日市が今三重縣廳の大努力によつて新興工業地方として開發されつつある。それが關急の範圍になつてゐるので、それに助力すればいいことになつてゐる。

(ホ) 工業住宅地の建設

さういふ工業が勃興して來る時は、自から住宅地が不足になるのであるから、今度は會社は進んで餘りその工業地に接近せず、さればといつて通勤にも便利な、先づ 10—15 軒位なところへ厚生住宅村を造るべきである等——といふのである。

その住宅村は、また、當然半農生活の出来るやうに、そこに住んでゐても文化生活に不自由のないやうに施設しなければならぬ。その點、今までのさうした場合の住宅地の有様は一般にどこでもひどいものである。

かういつたことに對し、この會社はすこぶる理解が早く、著々活動してゐるやうにきいた。結構なことである。かういふ運動が全國的に起れば、と念願してゐるわけである。

因に關西の事業の概略は、次のやうである。

關西急行の地方開發事業

(イ) 生駒山麓に至る 100 萬坪の所有地は工場たることを避けて住宅地として建設しつつあり

(ロ) 生駒山學藝中心

生駒山上に學藝中心を建設しつつあり、既往の施設

140 萬圓(土地代は含まず)

施設の主なるもの

大滑空場

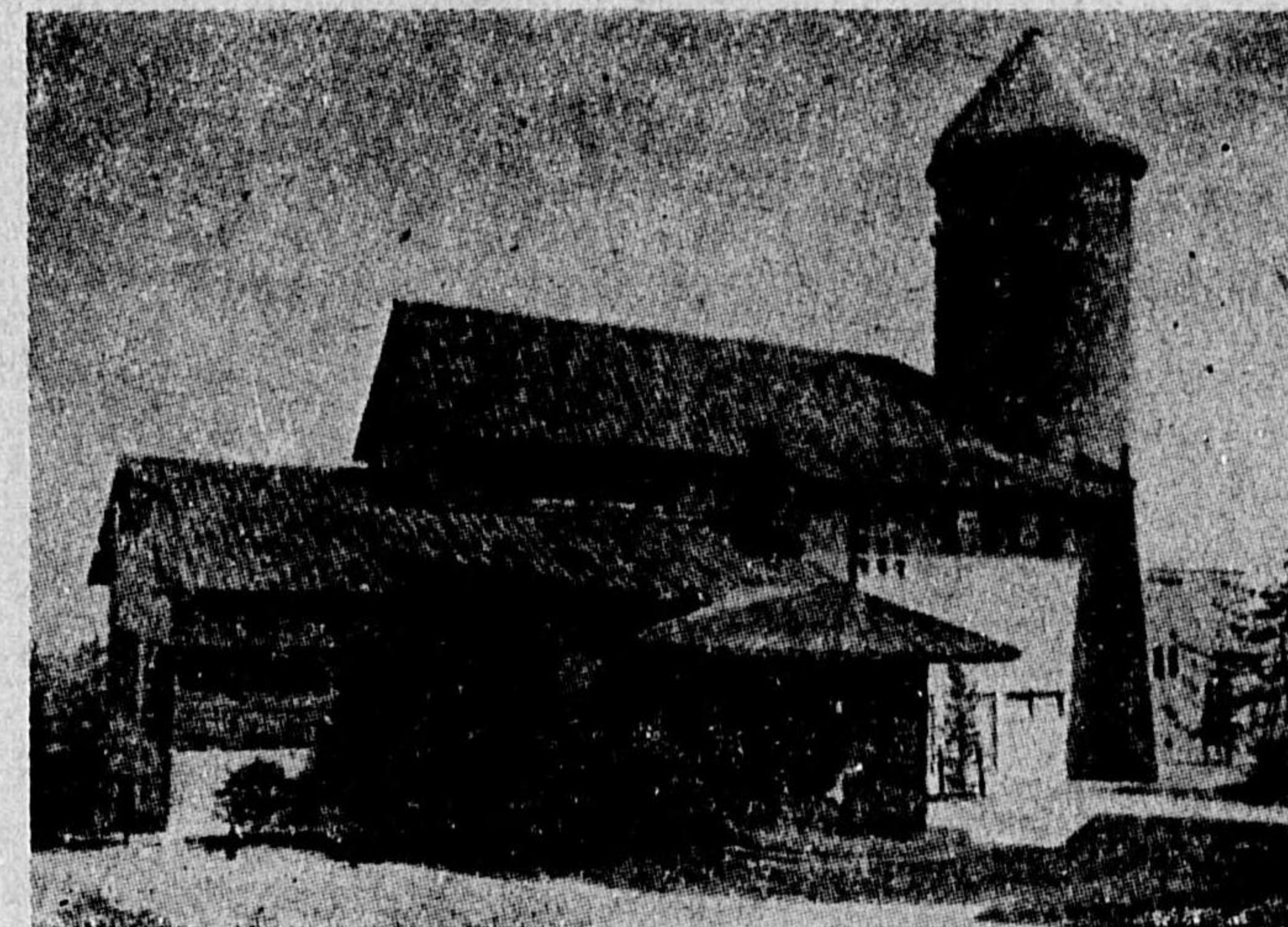
航空道場

京都帝大天文臺

無線研究所

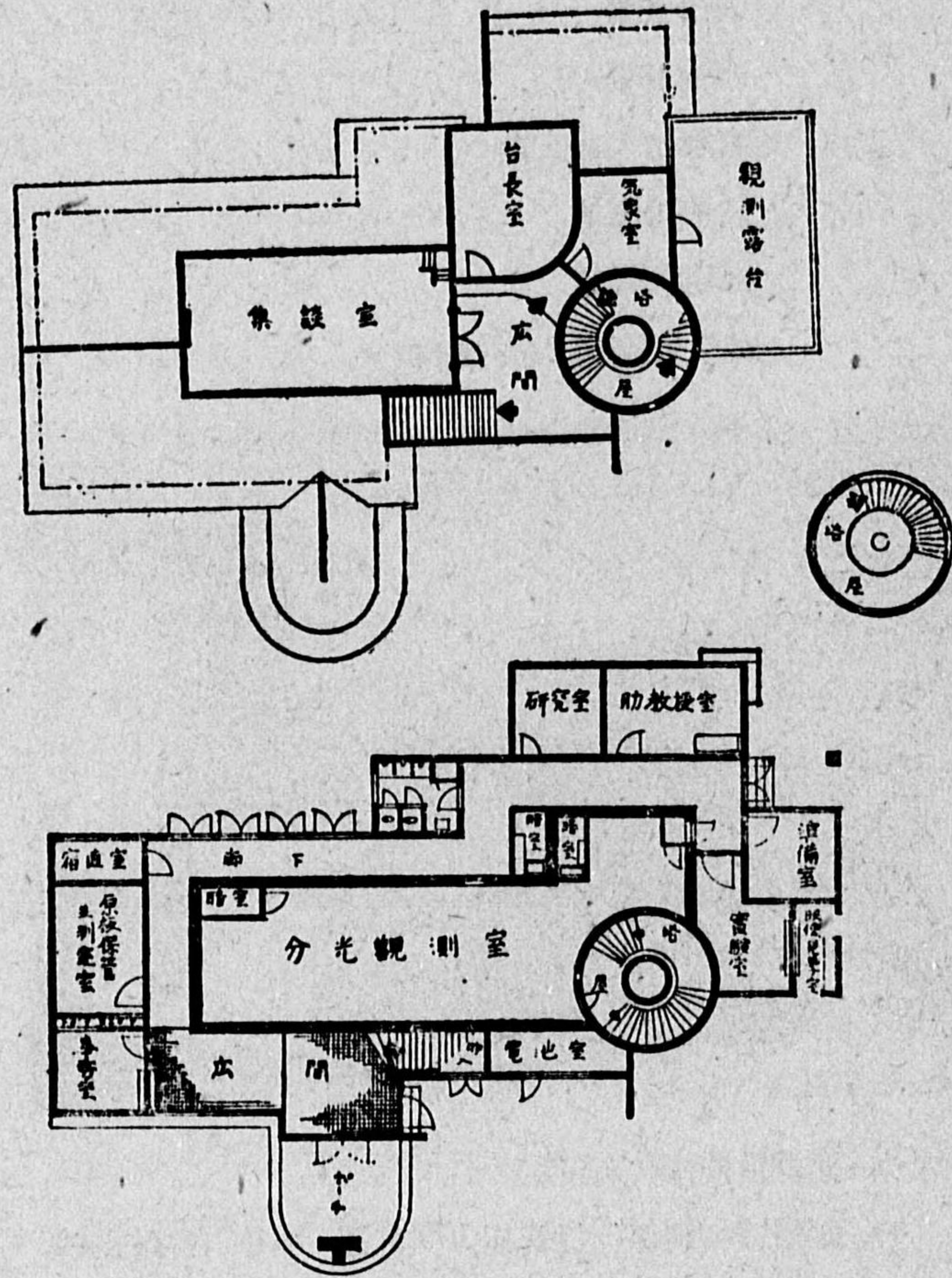
航空圖書館

生駒觀測所 (下圖参照)



(ハ) 菖蒲池學園(奈良縣)

面積 15 萬坪、投資額 150 萬圓。中學、高等學校、夜間學校、大學及びこれに附隨する住宅地の全面寄附。



生駒観測所内部の設計圖

その他に航空科學館 (50萬圓) 及び落下傘塔を建設中

(ニ) その他關屋, 國分, 高田等に學園都市建設の希望あり。國分は柏原, 堅下と併せて葡萄酒及び食糧品工業があるのでこれの助成も考慮中

(ホ) 工業地としては四日市, 松阪, 伊賀上野等に對し考慮中

特に伊賀の上野は亞炭産地の中心で, 電力を配すれば相當な工業開發が出来る見込みである

以上は, 大體新社長種田氏就任來の公益主義經營の構想である。年々約 50 萬圓位はかうした厚生事業費を見込んでやつてゐて, それでなほ 8 分の配當を維持出来るといふ健全計畫であるわけであるから, 興味深く期待出来ると思はれる。

(3) 電力國土計畫

電力國土計畫と, 普通世間でいはれてゐるのはあたり前のただ電力を安くすること, たくさん電力をつくることだけの考へである。

しかし, そんなことは國土計畫でなくてもやらなければならないことで, いはば生産擴充計畫以外の何物でもない。

本當の電力國土計畫は, 電力の力によつて國土計畫のなさんとするところを應援するのだから, 在來工業の餘り來な

その七 民間國土計畫

い石川、富山といふやうなところでは、縣の力で、極端に電價を割引きして工場を呼んだ。それが自然國土計畫の線に沿つてその方面を發達させることになつた。近頃の中部日本の日本海方面の發達の如きは、それが原因だつたわけである。

ところが、今度のやうに一つの會社で統制してしまふと全國同じやうな電價になる。これは實に理想のやうで割合に不便なのである。即ち、國土計畫の希望する場所の電力を安くする等といふことが出來にくいからである。

そこで、電力國土計畫の願ひは

- (イ) 大都市抑制地域内では、特別の工業以外に對しては電力は割引かないこと
- (ロ) 大都市から3—40 軒の農業地域は、また特に「工業電力は高く農業電力は安く」すること
- (ハ) 地方の國土計畫的に開發しないと思ふ都市の工業に對しては、特に割引きすること

といふ風にし、しかもその計算は地價税金等への恩典と睨み合はせて、その會社が外へ出たためのマイナスを補つてやるやうにしてやらなければならない。

我々の考へでは、今日この電力の値段の計畫ほど國土計畫的に有効なものはないと思ふ。それが割りに氣づかれてゐないのは困つたことだと思ふ。

因に過去において電力による工業誘致で成功したと思はれるのは、石川福井富山の電力地方で、福井では1キロ5錢の

ものを誘致工場のことには2錢に、石川縣では5厘に、富山縣では現在1錢4—5厘のものを4厘に、富山市では大口2—2錢5厘を、5厘乃至8厘にといふ風に、大幅値下げして誘致に成功し、今日の「工業地方」を形成してゐる。(どうも電力縣營地方の開發振りがよいやうに推察される。)

(4) 不動産國土計畫

「不動産たる土地が國土計畫の對象でなかつたら一體何が國土計畫になる」といはなければならぬであらう。にもかかはらず、これ位勝手に扱はれてる物も無いやうである。

當然、これは、挺身國土計畫に協力すべきである。そのためには先づ第一に

- (イ) 大都市の中の空地は出来るだけ家を建てないやうにすること。

——少くも小面積分譲をやらないこと

例へば、方々で華族や何か昔大きな屋敷をもつてゐたものが、何かの都合でどしどし分譲する。

これ等は、出来るだけ遠慮してもらひたいのであるが、(殊に官公の土地等は積極的に範を示さなくてはならない。)若し種々な理由で何とも致し方なしといふなら、仕方がないからあまり小さい面積に切らないことである。

例へば、一時新聞に出た「18坪でも家が建つ」等といふのは論外で、あれは國民の生命を賣るものである。當座はそれ

その七 民間國土計畫

でお互に賣る方も買ふ方も満足かも知れないが、しかし、そんな家がびつしりと建ち込めた將來のことを考へ、また、そのために大東京の人口がふえることを思つたら、そんなことは國民として出来ない筈である。兎も角、宅地の面積は少くも 60 坪以下はいけないといふのが専門家の意見である。私達は、それを 100 坪と考へるし、ドイツあたりでは 300 坪といつてゐる。どうかそのつもりでやつていただきたいのである。

(ロ) 何とかして地方の開発に興味をもつてほしい。

不動産業者等は、どこか地方の小都市で工業にも便利であるとか、學校を建てるのもいいといふ所があつたら、さういふ所を人にもすすめ、積極的に利用の出来るやうに努力し、もし、そこが既に相當發達したら勞働住宅の建設をやつてもらひたいのである。その場合さうしたことは、その土地の市町村役場乃至縣廳とよく協力し、出来れば區劃整理組合をこしらへてかかつた方が便利である。

(ハ) 土地の計畫は出来れば防空的、自給的、且保健的、都市美的にしてほしい。

さて、さういふ土地を計畫するといつた場合、その設計が大切である。即ち、先づそれはその家族が自給的に野菜位栽培出来る大きさでなければいけない。尤も、これは各戸がやれるやうにするのもよく、或は共同の農園にしてもよろしい。そのための面積が一户當り 60 坪といふのである。

それから、各戸に防空壕が掘れる餘地もあつてほしい。さうなると、どうしても 100 坪位になりさうである。

その次が保健的に——といふのは各戸共よく陽が當り空氣の流通のいいやうに敷地のとり方を考へる。

また、住宅地全體が都市美的にいいか悪いかは、子供達のために——否、大人のためにも非常に大事なことである。みなが仲よくなり、民族全體のことを考へるやうになるには、どうしてもその住み一帯が都市美的によくまとまつてゐる必要がある。そのためには、空地や緑地といふものが實に重大な意味をもつてゐる。それから、都市美の中には精神美も入つてゐると考へなければならない。精神美といふのは今いつた、美しい人と人との結合、私をすて公に盡すといふ氣持である。さういふ氣持を起させるためには、神社を設けること、美しい「市民のための廣場」を設けること、公會堂、學校といふやうなものを立派にこしらへ、これに廣場をつけること、といつたやうなことが考へられる。

よくこの都市美のやり方を間違へて、停車場中心に放射循環系等を組んで、それで足れりとしてゐる者もあるが、まことにこれは一軒の家の設計を玄関への便利だけで設計してゐるのと一向變りのない、愚かなことである。

かかる「よい町」をつくる例として、佐渡の相川町が今大いにやつてゐることがある。それは、三菱鑛山が相川町の下にある昔の鑛滓の中から、大分未だ金が出るので、これを掘

その七 民間國土計畫

り出す必要がある。そこで、相川の町を一應どけて、その後へ新しい相川をこしらへたいと考へたところが、その相川の古い家といふのが、鯛の鱗詰のやうな細長い、ひどいもので、陽もろくろく通らないものばかりであるが、それを今度は、みな近代的な住宅にし、町は廣場のある美事なもので、そこに都心あり、海岸通りには帶狀公園あり、といったやうなものにしたいといふのである。

これ等は鑛山従事者にとつてどんなによい影響を與へるか知れない。

(5) 工場國土計畫

これはいふまでもなく「各工場に出来る限り大都市から外へ出ていただく」といふことになる。

尤も、さればといつて、そんならどこへゆくかといふやうな時に手がかりがないやうでもこまる。

恐らくさういふ場合、内務省の國土局の計畫課の方にどういふ土地を開発しようとしてゐるかの、リストがあることと思ふから、それを見られればいいであらう。(前出)

そしてさういふところへ土地を買ふ場合は、それぞれの縣廳の都市計畫課と御相談なさるのが便利である。喜んで御應援することと思ふ。何の紹介がなくても喜んで御相談することと思ふ。それから商工省の總務局資金課あたりにも地方開發の係りがゐるわけである。昔は、地方工業化委員會とい

ひ、今は國土計畫鑛工委員會といつてゐる。そこでは、いろいろ調べが出来てゐるからそこへおたづねになるのもいい。また、關東平野では、東京商工會議所が關東商工會議所聯盟みたいなものをこしらへて、各地の會議所と手をにぎり、さういふ場合の御相談の準備をしてゐる。恐らくこまかい資料を集めたやうにきいてゐる。

ともかく、さういふところへ御相談の上御決定願ひたいものだと思ふ。(各市の市中のことなら市役所の土木課とか都市計畫課あたりに何かある筈である。東京市ならば、總務局都市計畫課の整地課等がよい御相談相手と思ふ。)

さうやつて、土地を買つてすぐ外へ出る出ないは別としても、私は防空上どうしても影工場だけはこしらへておくべきと思ふ。大都市の工場は、空襲の危険のもつとも多いものであるが、萬一やられたら、もう何ともならない。そこで、外國あたりでも、影工場主義が非常に唱へられ、中には地方に新しい工場をこしらへ、機械まで整備して鍵をかけておくのさへあるさうである。

實際は、さうもなるまいが、地方の遊休工場があつたら、それを改装して地方工場としていつでも使へるやうにし、出来ればぼつぼついくらかなりと作業を移すことは出来さうな気がする。

この工場の地方化については、大河内博士指導下の理研工場は實によくやつてゐる。

その七 民間國土計畫

その仕事は、大體、小千谷、宮内、柏崎、柿崎といった風に新潟方面に集まつてゐる。(前橋、市川その他にもある。)極力大都市をさけ貧窮地方を選び、また出来るだけ労働者を工場周囲に集めないやうにし、出来れば通勤、更に出来れば農村内で働けるやうにしてゐる。いはゆる農村工業の副業式でない方の形式を完成したやうに思へる。殊に面白いのは、群馬縣澁川附近の小野上村のもの及び埼玉縣入間郡柏原村のもの等である。前者は農村の子弟が理研から機械をかりて自營してゐるので、利益採算は農民自身でやるのである。また、埼玉縣の方は半島出身者の指導のもので、親工場から機臺を農家に貸し、そこで営ましめるので頗る成功してゐる。

以上は工場の地方分散の話であるが、地方分散は別としても、これからの工場は、少くも次のやうな條件位は考へてやつてもらひたいものだと思ふ。

- (イ) 各工場と工場は出来るだけ離すこと(100米以上)
- (ロ) 工場内は充分空地を取り緑化すること
- (ハ) 勞務者の住宅は工場から1軒位な所におき、その間は出来れば畑地にしておくこと

いづれも防空上及び國民保健上の考へ方である。恐らく後世勞務者達は、さういふ工場でなければ働かないといふやうになるであらう。

(6) 學校國土計畫

學校の地方分散も國土計畫の一つの大きな題目である。現在、日本に大學の数が51あるが、その中27が東京にあり、大學生7萬人の中5萬人が東京にあるといはれてゐる。しかし、そのやうに何でも東京に集まる必要などは毫もある筈がない。

ヨーロッパでも、特にドイツあたりのいい大學では、皆田舎町にある。それでこそ本當に學問が出来上ると思ふ。我國では東京、京都、近頃はまた、大阪などにしきりに學校が集まつて來た。まことに困つたことである。

その結果でもあるまいが、線の細い小手先きの器用な、そのくせ、いやに消極的な人間ばかり出て來る。學問にも大きい獨創的なところがない。

皆物真似學問で、いやにせせこましく、細かい藝ばかりである。それは、すべて大都會大學の所以である。これは國家永遠のために何とかしなくてはならない。そこで、國土計畫では極力これが外へ出ることを望んでゐるわけである。

尤も、近頃の東京の學校の外へ出る形の如きは、ちよつと中途半端で駄目である。せいぜい東京から20軒か30軒の所へ出てゆく、あれでは、學生は相變らず東京に住んで居り、また、東京の悪いところに感染するばかりである。

現に、國立や日吉臺等學校の周圍は閑寂として静まり切つてゐる。あれは、結局、學校が外へ出ただけで、學生は、そのまま都市の中に残つてしまつてゐるからである。出るのな

その七 民間国土計畫

らば、どうしても毎々申上げる東京勢力圏の3—40 軒の外へ出てくれなくては困る。3—40 軒はなれた山紫水明の土地に出来てくれるのでなくては何にもならない。尤も、その代りに、その場合は寄宿制度が必要となるであらう。寄宿制度で、大いに厳格に、また學生文化の、伸々とした所もあるやうにしたら、どれ程日本の文化を高めることかと思ふ。

これは、一應甚だ無理な注文のやうであるが、日本の將來を考へればあくまでも主張しないわけにはゆかない。(私は専門學校以上は寄宿舎を皆地方の兵營に入れてしまつて、兵營から通學させたらとさへ考へてゐる。どうもその方が平たく考へてみても健康上精神上いいのではないかと思ふ。勿論、その度が餘り過ぎて日本の文化が低下しては困るが、それは教育の方で何とかするとして、居住だけは兵舎生活をすすめたいやうな気がするのである。)

(7) 商店国土計畫

その次が商店国土計畫である。これは至極簡單である。

日本の人口は地方へ分散する。さうすれば、商業も地方の方がかへつて旺んになるかも知れない。であるから、大都市の商人達も、もし餘り仕事が面白くないやうな工合であるなら、どしどし田舎へいつてほしい。——といふやうなことであるが、それだけの話でも餘り「びん」と來ない。

今大都市が一番困つてゐるのは、工業街の集中もさうであ

るが、商業人口が多すぎることで、相當困つた問題である。これは明かに共喰ひでお互ひのためにもならず大都市自體のためにもよろしくない。

これは、今商工省あたりで肝入りしてゐるやうに、何とかして轉業なり何なりを早くして、地方の工場なり何なりにいつてもらふことである。勿論、近頃は、この轉業の話も既にぼつぼつ出てをり、大分整理されてゐるやうであるが、出来ればそれを大都市に止めないで地方に出してもらひたいのである。轉業してそのまま大都市にゐるのでは何にもならないのである。

商業国土計畫として考へるのは、まあこんなところで、もし多少国土計畫の埒を出てもといふならば、商店は今後ますます配給機關として、「利益團體であるよりはむしろ公益團體」に代らうとするのであるから、この際出来るだけ店頭の氣持を柔かくやさしくして、世間の氣持を和かにし、「親切といふものは金の代償ではない」「金の代償以外に本當の親切がある」といふ活きた社會教育をやつてもらひたいのである。この點、誠に些細なやうで、實は現在の空氣を見ると、實に重大であるやうに思へるのである。

(8) 家庭国土計畫

最後に家庭国土計畫である。これは、結局、主婦に申上げることなのであるが、それは、「子供さんは出来るだけ田舎で

育てて下さい」といふことである。

中學でも、もし便宜があるなら田舎の中學を出してほしい。専門學校、大學は勿論田舎の學校にすべきである。勿論、何か手がかりがなければ仕方がないが、郷里の關係か何かは何とかなるなら田舎で育ててほしい。まして況んや折角田舎に住んでゐる人が、わざわざ子供を大都市の學校に出すのなんか、もつての外である。

勿論、子供を大都市の學校で修業させようといふ氣持はわかる。さうでなければ、なかなかいい學校に入れず、また、社會へ出て調子が悪いといふ考へであらう。しかし、それは恐らく親御さんがさう考へられるだけのことで、社會は親程甘くない。今では、昔と違つて大體に於て實力である。頭のいい丈夫な朗かな人間だけが要求され、そして成功するのである。大都市で育てようといふ親心は、親心としてはうれしいが、それは頗る女性的な考へで、本當に子供の將來を思つてゐるわけでない。否、それは、子供の將來を思つてゐないのみではない、國土全體のことを思つてゐないのもある。

國土計畫は、極力子供さん達が大都市に集まることをお断りしたいのである。お互ひのためなのであるから、一奮發お願ひしたいのである。

(9) 國土計畫營團の提唱

以上いろいろ述べたが、結局、私は將來を見込んでこれ等の動き——特に民間の動きを指導する中間團體が要るやうな氣がしてならない。例へば、工場誘致等にしたところで、一市役所がどう動いたところで、何とも仕様がなないのである。

私は、知友の關係で栃木縣の栃木といふ市を知つてゐるが、ここは交通の點からいつても、利水、土地、勞働力、その他の點からいつても、何の缺點もないところであるが——そして、市役所等も大きな土地を無償供與すべく準備してゐるのであるが、一向物にならない。

これは、結局、聯絡關係がつかないからである。

それで、今度は東京商工會議所がさういふことの序に、關東平野全體の各地方の開発の世話する團體をつくつたときいてゐる。まことに結構なことで成功を祈らざるを得ない。しかし、結局において、私は、

(イ) 國土計畫實踐營團

(ロ) 地方計畫實踐營團

の如きものをこしらへて、少くも市町村公共團體の地方計畫乃至國土計畫的代行機關となり、大きい眼から地方振興を立案し、また、各企業者、各官廳等と聯絡を採る仕事をしたらと思つてゐる。

勿論、この營團は、主として工業開發に従事するわけであるが、進んで農業、住居等々の關係まで手を出すべきである。従つて、今の交通營團、住宅營團、土地開發營團等とい

その七 民間國土計畫

ふものとも姉妹関係を結び、その聯盟をつくるなり最後には併せて一つの營團にしてしまつたら、理想的な仕事が出来るやうに思へる。

その八 結 び

これで、國土計畫のことは一應理解されたことと思ふ。殊に、私はこの最後の民間國土計畫に重きをおいたつもりである。國家の發動を待つまでもなく、民間が動くやうなことになるにつれてこそ、これは、世界に冠たる日本的國土計畫になるわけである。

前述した如く、國土計畫は世界的にどうも全體主義的な體制に應ずべきもののやうである。

その全體主義は、外國では獨裁の形式でなければ物にならない。その考へ方か、外國では「國土計畫は獨裁政治による」といふ風な結論になつてゐるわけである。しかし、我國の全體主義は非常にやはらかく、何等獨裁の形式をとらず、見事翼賛の形式で押しすすめられてゆくやうである。従つて、我國の國土計畫も、どうもこの翼賛の形式にする全體主義が運ぶことになりさうである。その點まことに美しい代りに、マゴマゴすると實に頼りないものになり易い。これをもし民間國土計畫が進んで「公益主義」により前進するならば、これはまことに日本でなければ見られない美しい調和のある、しかし、無理なく確乎とした國土計畫——これこそ日本独自の形式のものが生れることになるわけである。この邊のことはよく理解していただきたいのである。

参 考 書

以上、私の考へを主にして申上げたが、なほ學問的に突込んで國土計畫について知りたいと思はれる方々には、次のやうな本をおすすめする。

| | |
|-----------|---------|
| 國土計畫論 | 奥井復太郎 |
| 大都市論 | 奥井復太郎 |
| 國土計畫 | 吉田秀夫 |
| 國土計畫の理論 | 日下藤吾 |
| 地方計畫の基本問題 | 金谷重義 |
| 東亞國土計畫 | 一井修 |
| 國土計畫造船車輛業 | 岩崎松義 |
| 人的資源論 | 美濃口時次郎 |
| 國土人口血液 | 古屋芳雄 |
| 人口民族國土 | 人口問題研究會 |

奥井氏は慶應大學の教授、吉田氏は商工省の囑託、日下氏は企畫院調査官、金谷氏は大阪商大教授、美濃口氏は企畫院調査官、古屋氏は厚生省勅任技師、一井氏は商學士、岩崎氏は商工省の課長である。

一般論としては、奥井氏のものは解り易く、理論としては吉田、日下氏あたりが主張を明かにしてゐる。

金谷氏の地方計畫は大阪の研究であり、一井氏は東亞的に吟味してある。

岩崎氏のは特殊なる工業に對する國土計畫的考察である。

美濃口氏の人口論は、主として人口の量の方の計算で、古屋氏はその質の方の權威である。

人口問題研究會のは毎年の大會の収録であるが、全般に互つて貴重な資料をも供してゐる。

小生自身のものは卷頭のところにならべてある。

しかし、何しろこの國土計畫は未だ草創期なので研究時代といふ氣がする。されば、大方の縦横なる考察が望ましいものである。

その九 追 章

ちやうど、初稿が終つた時、あたかも政府は、國土計畫の第一歩を踏み出した。

折角、さういふものが出たのに、その解説をしないのも残念である。よつて二三の、民間國土計畫と共に加へることにした。

(1) 工業規制區域の實施

待ちに待つた、工業規制區域の法律がいよいよ出た。

尤も、これは國土計畫法の發動によるのではない。これは誠に意外な防空法の働きである。

即ち「防空法第五條ノ五、第一項の規定に依る工場規制區域」の實施なのである。

これによつて指定された區域内では、建築面積 2000 平方メートルを超過する工場または常時使用する原動機馬力數の合計 200 を超過する工場の新築（既存の建築物を工場の用途に充てる場合を含む）または増築（馬力數の増加を含む）は地方長官の許可を要するのみならず増築により右の規模に達する工場の増築についても矢張り地方長官の許可を要することになる。これは既に建築に着手した工場の新築または増築についても同じである。

また、場合によつては、工場の新築または増築の建築面積の合計が 600 平方メートルを超過しまたは増加する原動馬力數 50 をこす時、或はその他重要な建築と認められた時についても、認可制にすることが出来る。

その場合、それが時局に緊要な産業で、且その工場の事業の性質及び附近の情況等を考へて防空上支障ないことが明瞭でないと許されないことになる。（後出企劃院總裁談参照）

尤も、以上いづれにせよ、既に着手した工場の新築または増築の場合は、防空上特別に困るものでなければ認められる。

（これ等の處分には、臨時資金調整法や臨時農地等管理令、企業許可令、諸事業法、建築法令、その他の法令も一緒になつて働くから強い。）

因に、この法律の適用をうけることになつたのは左の區域である。

東京府 東京市、八王子市、立川市、西多摩郡福生町、南多摩郡横山村日野町七生村由木村多摩村稻城村鶴川村南村町田町忠生村堺村由井村、北多摩郡

京都府 京都市、乙訓郡向日町久世村久我村羽束師村大山崎村新足村、宇治郡、久世郡、綴喜郡八幡町都々城村有智郷村大住町田邊村

大阪府 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、布施市、池田市、吹田市、泉大津市、三島郡富田町高槻町三箇牧村五領村島本町茨木町三島村玉島村春日村三宅村玉櫛村味舌村山田村新田村味生村島飼村、豊能郡中豊島村南豊島村庄内町小曾根村、泉北郡鳳町鋸尾村濱寺町高石町取石村福泉町東百舌鳥村深井村八田莊村信太村和泉町忠岡町南王子村北松尾村、泉南郡貝塚町佐野町、南河内郡南八

その九 道 章

下村北八下村日置莊村黒山村丹南村丹北村丹比村埴生村高鷲村藤井寺町道明寺村志紀村，中河内郡，北河内郡

神奈川縣 横濱市，川崎市，平塚市，鎌倉市，藤澤市，鎌倉郡，高座郡

兵庫縣 神戸市，尼崎市，西宮市，芦屋市，伊丹市，武庫郡鳴尾村良元村本庄村本山村魚崎町住吉村御影町，川邊郡神津村園田村小濱村長尾村川西町

埼玉縣 川越市，川口市，浦和市，大宮市，北足立郡土合村美谷本村笹目村戸田町蕨町谷塚町草加町新田村安行村戸塚村大門村野田村片柳村與野町大久保村馬宮村植水村指扇村七里村春岡村志木町大和田町朝霞町内間木村新倉村白子村片山村，入間郡古谷村南古谷村高階村福岡村大井村鶴瀬村南畑村水谷村宗岡村三芳村柳瀬村松井村富岡村所澤町山口村吾妻村小手指村三ヶ島村宮寺村豊岡町藤澤村入間村堀兼村福原村奥富村入間川町日東村大田村，南埼玉郡川通村大袋村萩島村柏崎村和土村新和村出羽村蒲生村川柳村八條村潮止村大相模村越ヶ谷町大澤町，北葛飾郡戸ヶ崎村八木郷村

千葉縣 千葉市，市川市，船橋市，千葉郡幕張町津田沼町二宮町，

東葛飾郡浦安町南行徳町行徳町鎌ヶ谷村大柏村松戸町高木村

縣愛知 名古屋市，愛知郡鳴海町天白村猪高村，東春日井郡勝川町鷹來村篠木村鳥居松村守山町，西春日井郡，中島郡大里村，海部郡七寶村美和村甚日寺町大治村富田村南陽村蟹江町，知多郡有松町大高町上野町

山口縣 下關市（舊豊浦郡安岡町川中村小月町青末村王司村勝山村吉見村ノ区域ヲ除ク）

福岡縣 若松市，八幡市，戸畑市，小倉市，門司市遠賀郡水巻町折尾町

臨時農地等管理令（昭和十六年一月三十日）（昭和十六年二月一日勅令第百十四號）（月一日公布）

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十三條第一項及第三項ノ規定ニ依ル食糧農産物ノ生産ヲ確保スル爲ニ爲ス農地又ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ノ管理ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ農地トハ耕地ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ所有者，賃借人，永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者（以下權利者ト稱ス）其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ地方長官（農林大臣特ニ定メタルトキハ農林大臣）ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第四條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條 農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲其ノ所有權，賃借權，地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル者ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ地方長官（農林大臣特ニ定メタルトキハ農林大臣）ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 國又ハ道府縣ガ農地ノ所有權，賃借權，地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

二 主務大臣又ハ地方長官ノ命令，免許，許可，認可其ノ他ノ處分ニシテ農林大臣ノ定ムルモノニ依リテ爲ス工事又ハ施設ノ爲ニ農地ノ所有權，賃借權，地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

三 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ關スル權利ヲ收用又ハ使用セントスル場合

四 前各號ノ外農林大臣ノ定ムル場合

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ農地ノ面積五千坪ヲ超

その九 追 章

ニルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ニ在リテハ農林大臣ト協議シ、其ノ他ニ在リテハ其ノ事項ノ主務大臣ヲ經由シ農林大臣ノ扱認ヲ受クベシ但シ軍機保護上支障アル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 行政廳國ガ權利者タル農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合

一 行政廳國ノ事業又ハ施設ニ關シ農地耕作以外ノ目的ニ供スル爲農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

三 行政官廳土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲農地又ハ之ニ關スル權利ノ收用又ハ使用ニ付事業ノ認定ヲ爲シ又ハ許可ヲ爲サントスル場合

四 主務大臣又ハ地方長官第四條第二號又ハ第六條第二號ニ規定スル命令、免許許可、認可其ノ他ノ處分ヲ爲サントスル場合

左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ農地ノ面積五千坪ヲ超ユルトキハ北海道廳長官又ハ府縣知事ハ農林大臣ノ定ムル事項ニ付農林大臣ノ扱認ヲ受クベシ

一 道府縣ガ權利者タル農地ヲ道府縣ガ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合

二 道府縣其ノ事業又ハ施設ニ關シ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

前二項ノ規定ニ依ル協議又ハ承認ハ農林大臣ノ定ムル場合ニハ之ヲ要セズ

第八條 地方長官必要アリト認ムルトキハ道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ヲシテ農地ノ權利者ニ對シ其ノ農地ノ耕作ニ關シ勸告セシムルコトヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ農地ノ權利者ニ對シ其ノ農地ヲ地方長官ノ適當ト認ムル者ヲシテ耕作セシムル爲賃貸其ノ他必要

ナル措置ヲ命ズルコトヲ得前項ノ命令アリタル場合ニ於テハ農地ノ權利者ハ賃貸料其ノ他ノ事項ニ關シ前項ノ者ト協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ地方長官ノ裁定スル所ニ依ルベシ

第九條 前條ノ規定ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付之ヲ準用ス

第十條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ農地ノ權利者ニ對シ一般ニ農作物ノ種類、地域其ノ他ノ事項ヲ指定シテ作付ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得地方長官必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ特定ノ農地ノ權利者ニ對シ農作物ノ種類其ノ他ノ事項ヲ指定シテ作付ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 農林大臣又ハ地方長官ハ第三條若ハ第五條ノ規定ニ依リ許可ニ關スル處分又ハ第八條第二項（第九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル命令ニシテ事業ノ重要ナルモノニ付テハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス

前條ノ規定ニ依ル命令ニシテ事業ノ重要ナルモノニ付テハ農林大臣ニ在リテハ農林計畫委員會、地方長官ニ在リテハ道縣農會其ノ他地方長官ノ適當ト認ムルモノノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十二條 略

第十三條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第十條第二項ノ規定ニ依ル處分ニ依ル處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スベシ

第十四條 略

第十五條 略

第十六條 第七條第一項及第二項中五千坪トアルハ臺灣ニ在リテハ一甲トス

第八條第一項中道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會トアルハ

その九 追 章

朝鮮=在リテハ府尹又ハ邑面長, 臺灣=在リテハ市長又ハ街庄長, 樺太=在リテハ支廳長又ハ市村長, 南洋群島=在リテハ支廳長トス

第十一條ノ規定ハ朝鮮, 臺灣, 樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ本令中主務大臣トアルハ朝鮮總督, 臺灣總督, 樺太廳長官又ハ南洋廳長官ノ所管事項ニ關シテハ朝鮮=在リテハ朝鮮總督, 臺灣=在リテハ臺灣總督, 樺太=在リテハ樺太廳長官, 南洋群島=在リテハ南洋廳長官トス

本令中農林大臣トアルハ朝鮮=在リテハ朝鮮總督, 臺灣=在リテハ臺灣總督, 樺太=在リテハ樺太廳長官, 南洋群島=在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアリ又ハ北海道廳長官又ハ府縣知事トアルハ朝鮮=在リテハ道知事, 臺灣=在リテハ州知事又ハ廳長, 樺太=在リテハ樺太廳長官, 南洋群島=在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮=在リテハ道, 臺灣=在リテハ州又ハ廳, 南洋群島=在リテハ南洋群島地方費トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮, 臺灣, 樺太及南洋群島=在リテハ昭和十六年二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法(抄)

第一條 本法ハ大東亞戰爭ニ關聯シ物資及資金ノ需給適合ニ資スル爲國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス

第二條 銀行, 信託會社, 保險會社, 産業組合中央金庫, 商工組合中央金庫, 戰時金融金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會(以下金融機關ト總稱ス)ハ事業ニ屬スル設備ノ新設, 擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募, 引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ證券引受業者ト稱ス)有價證券ノ應募引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第三條 略

第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受ルクニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同ジ

命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベシ

- 一 第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキ
- 二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ社債ヲ募集セントスルトキ

第四條ノ二 命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ之ニ付政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ノ定ムル者及左ノ各號ノ一ニ該當スル資金ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 金融機關ヨリノ借入金
- 二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメタル社債ノ収入金
- 三 本法ニ依リ設立又ハ資本増加ニ付認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ第一回拂込株金又ハ出資金
- 四 本法ニ依リ拂込又ハ募集ニ付許可又ハ認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ拂込株金又ハ社債収入金

第五條 }
 第六條 } 略
 第七條 }
 第七條ノ二 }

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツ

その九 追 章

ル爲商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ
最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ
第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ擔保附社債信託法ニ依ル物上擔保ヲ附スルコトヲ要ス

第十條 略

第十條ノ二 政府ハ土地其ノ他ノモノニシテ命令ノ定ムルモノヲ收用セラレ若ハ賣却シタル者又ハ其ノ利害關係人ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ代償トシテ受クル金錢ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

- 第十一條
- 第十二條
- 第十三條
- 第十四條
- 第十四條ノ二
- 第十四條ノ三
- 第十四條ノ四
- 第十五條
- 第十六條
- 第十六條ノ二
- 第十七條
- 第十八條
- 第十八條ノ二
- 第十九條
- 第二十條
- 第二十一條

略

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ第十四條及第十四條ノ三乃至第十五條ヲ除キ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス

誠にこれで國土計畫も夜が開け始めたやうなものである。

傳へるところによれば、つづいて工業開發地方が指定されるやうである。ますますよろしい。

尤も、以上は結局に於て國土計畫そのものではない。いはば國土計畫の暫定處置である。

やがで、國土計畫が出来上れば當然それに合流し、修正する必要があるれば修正されることになる。

企畫院總裁談

本日の閣議において決定を見た工業規制地域及び工業建設地域に關する暫定措置は、國土計畫的見地に基く規定により工業及び人口が過度に集中を來たしてゐる四大工業地域に對して工場の新設は又増設の規制を行ふとともに、内地において差當り急速に生産力擴充を必要とする業種につき工業建設候補地を定め、これ等ノ地域に對して立地條件の整備を圖り、もつて内地における産業の合理的なる進展に資せんとするものである。

本來の如き措置實施については國土計畫及び地方計畫に關する基礎方式整備を必要とするは勿論であつて、目下これが研究立案中なるが、四大工業地域及びその近傍における現状以上の工場ノ集中は都市生活に弊害を増大し、空襲に對する防衛を一層困難ならしむるに至るのみならず、また生産擴充そのものをも却つて非能率的ならしむる恐れあるなど事態緊急を要するに鑑み、國土計畫及び地方計畫豫備的暫定措置として實施することと致した次第である。

工業規制地域に關する暫定措置の要領につき述べれば、まづ工業規則を行はんとする地域には四大工業地域、即ち東京、横濱を中心

その九 追 章

とする地方、名古屋を中心とする地方、京都、大阪、神戸を中心とする地方、下關北九州五市を中心とする地方であつて、その範圍は防空法第五條ノ五第一項の規定により内務大臣の指定する區域である。工業規制地域内における工場の新設或は増設は次の場合であつて、防空上支障なき場合のほかは原則として認めない方針である。

- 一 金屬工業 機械器具工業または軍需充足上必要なる化學工業にして既存設備の能率的使用を圖らしむるため特に擴充をなす必要ある場合、若しくは既成の企業と分離して規制地域外に立地する止ことが當面の軍需生産擴充上甚だしき支障を生ずる場合
- 二 本措置決定前既に法定の許可を受けて事業に着手し、これを中せしむることが事業者に甚しき損失を與ふる場合

工業規制の實施に當りては防空法、臨時資金調整法、諸事業法、臨時農地等管理令など現行法規の運用との調和をはかり、その目的を達せんとするものである。本措置は運用上準據法規が多岐にわたつてゐるため、政府においてもこれらの法規の運用につき相互に矛盾なきやう關係各廳間の連絡につき遺憾なきを期する考へであるが、關係各方面においても本措置の趣旨を十分諒解せられて所期の目的達成に協力せられんことを望む次第である。(日本工業新聞)

(2) 民間國土計畫

金融國土計畫の出發

以上の國土計畫的出發に應じ、自分が既にのべた金融國土計畫が同時に出發したのは、欣快至極である。

六月五日の新聞によれば、勸業銀行が國土計畫に乗出したと報じてゐる。細かいことは解らないが、しかなくてはならない。その他の大銀行の参加を冀はざるを得ない。

勸銀、國土計畫金融(讀賣新聞)

政府は生擴、防空上の見地から今回愈々工業規制及び建設地域の設定に乗出すことになつたが、右は元より産業と人口の計畫的配分を目ざす國土計畫の第一段階であつて、今後關係法規の立案實施につれて大都市疎開、工場分散等積極策の展開が期待されてゐる。しかして勸業銀行當局では早くもこの點に著目、多年不動産金融及び市街地金融業務に對して有する豊富なる經驗を生かし獨自新分野を開拓すべく國土計畫實現に伴ふ金融機關の活動につき専門的研究を行ひつつあり、政府今後の施策と組合はせ近く實現すべき勸銀内部機構改革案に織り込んでこれが具體化をはかることになつた。

すなはち從來農業金融を中心とした勸銀は先年來、市街地金融に進出、既に大都市勤勞者住宅融資、隣組防空施設融資等の新業種を考案してきたが過般の第七十九議會通過の同行法改正案により時局金融にも進出しようることになつたので、これを契機に全面的検討を加へた結果今後の方針として

- 一、固有の農業金融
 - 一、地方的小口融資を主とする時局金融の外
 - 一、金融界の情勢、國策の動向に即した新分野の開拓
- 以上三方面に並行的進出を行ふことになつたもので、かかる意味において今回國土計畫金融の具體化は各方面から注目されてゐる。

(3) 瓦斯、水道の國土計畫

工業の規制等が始まると、いよいよ瓦斯や水道等の公共施設も黙つて居られなくなる。

瓦斯等も今までは大體、六大都市集中である。

本邦瓦斯事業概況の中六大都市集中百分率

| 資本金 | 昭和12年 60 | 13年 55 | 14年 59 |
|-----|-------------|-----------|-----------|
|-----|-------------|-----------|-----------|

その九 追 章

| | | | |
|------|----|----|----|
| 拂込 | 57 | 55 | 60 |
| 製造高 | 82 | 74 | 79 |
| 供給 | 83 | 77 | 81 |
| 需要戸數 | 82 | 79 | 81 |
| 事業率 | 80 | 80 | 80 |

これでは話にならない。

開発したい東北等では、米澤、弘前、若松、釜石、石巻、酒田等、市でありながらガスがない。

誠にガス自由主義である。

これはどうしても瓦斯事業營團を造り、地方強化をやるのでなければいけないと思ふ。(單價も地方を安く、中央を高く)

これに對し一部には、5億圓計畫の全國瓦斯營團の提唱があるやうである。

何故かそれは實現し難い情勢にある。

水道については私は特に小都市特に農村水道の勵行を提唱したいのである。

日本の死亡率が誠に逆で大都市程少いやうになつてゐる一つの原因は水道の問題であると思ふ。

その意味で特に農村の幼児等が胃腸疾患で斃れるのを防ぐ爲に、農村上下水道を勵行して貰ひ度いのである。

本邦水道事業概況

| | 市設 | 町村設 | 町村組合設 |
|------|----|-----|-------|
| 昭和 5 | 71 | 185 | 5 |
| 7 | 83 | 24 | 6 |
| 9 | 97 | 300 | 5 |

| | | | |
|----|-----|-----|---|
| 10 | 100 | 309 | 6 |
| 11 | 102 | 332 | 6 |
| 12 | 109 | 353 | 6 |
| 13 | 117 | 367 | 7 |
| 14 | 119 | 380 | 7 |

(4) 照明(電氣)國土計畫

照明國土計畫の掩護的な動きとしては、食糧方面では農耕地に對する誘蛾灯の問題がある。これは現在全國で電灯によるもの42990灯、一町歩一灯であるから、5萬町歩やつてゐるわけである。

ついでであるから一般の誘蛾灯について述べればアセチレン1,9000灯、これは3段當り1灯、カンテラは189,8000灯、これが1町あたり10灯となつてゐる。かくして日本で誘蛾灯のない縣は北海道、岩手、宮城、秋田、栃木、群馬、山梨、三重、鳥取、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩だけとなつて居り、誘蛾灯による増産35萬石といはれる。

次に生産擴充に對しては、工場照明に氣をつけてゐるのも當然國土計畫の掩護になるが、未だ遺憾であるのは、工場區域内の道路や、水路等の交通上必要な場所に對する「交通照明」がしてない。

これは何か法律の中へ入れてやる必要があるといふことになつてゐる。

また人口計畫に對しては、保護の方では明燈明視運動とい

その九 追 章

ふものが行はれ保健ランプ莖外線燈等がすすめられてゐる。

また夜間の運動場照明や、緑地照明等、いずれも国民保健からいつて重要至極である。

人口の「心」の方の問題としては市民の心を上位に向ける爲に、時たま重要建築物を照らして仰がせるのもいい。

國旗掲揚もいいが、建物の中腹へ國旗を貼りこれに投光するなどは有効だと思ふ。

盛り場の照明等も「敢闘美」を十二分に顯はしたもので、やることは必要なのではないかと思ふ。

また、人口計畫の一つとして家庭の平和は當然望ましいことで、これに對する美しい照明等勿論工夫されてよい。

防空方面では照明は勿論燈火管制として働いてゐる。

近頃では照明協會が主唱者となつて、舊來の盛り場の鈴蘭燈を廢して、これを殘置燈式のものに改める運動をやつてゐる。(神田神保町通りでは既に照明協會の手により著手。)

これ等の照明運動に加へて、私は出来るだけ地方の小都市を小ぢんまりと、美しく楽しくするやうな照明を考へよといつてゐる。

出来れば農村の照明等も、これをK・D・F(ドイツの厚生運動)的に工夫されていいのではないか——と思つてゐる。

以上は勿論嚴密な意味の國土計畫ではないかも知れない。然し國土計畫の掩護射撃としては有効そのものであると考

へる。

照明人等の協力すべき分野であらう。

(5) ラジオ國土計畫

これも掩護計畫であるが、食糧自給生産擴充等の爲の職場ラジオ(晝休み、朝の仕事始め、夕の仕事仕舞の爲)、人口の爲の家庭の放送、民族心養成の爲の街頭道德の放送(特に交通機關に對し)等といふものには極力重點を置かれる必要がある。

特に消極方面ではあるが、子供達の勉強の邪魔になるやうな高聲ラジオの禁止も必要である。

それから——これも決まり文句であるが、「田舎も娛し」といふ感じを正確に刻み込ませ、やがてはラジオによる山間大學、山間圖書館が可能になるまでにして貰ひたいものである。

昭和17年11月20日 印刷
昭和17年11月25日 發行 發行部數 3,000

出文協承認
ア90264號



國土計畫の實際化

Ⓢ 定價 1圓20錢

著者 石川榮耀

發行者 小川菊松
東京市神田區錦町1,5

印刷者 小林浩齊
板橋區練馬南町1,3532

印刷所 株式會社 日本印刷局
板橋區練馬南町1,3232

發行所 株式會社 誠文堂新光社

東京市神田區錦町1,5 會員番號 114506
電話・神田2126—2129 振替・東京 6294

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町2,9

新 輯 工 學・技 術

監修 厚木勝基 荒川大太郎
飯高一郎 冨塚清
發刊の言葉

今日、科學の劃期的振興が重要國策の一として叫ばれてゐるが、現在の急迫せる情勢下における科學の振興は、特にこれを工學並びに技術の角度より取上げなければならないと信ずる。なぜならば、工學並に技術は、我國最大の國家的要請たるところの高度國防力、高度生産力の直接根幹をなすものであり、工學・技術の振興こそ先づ最初に考慮すべき刻下の重大案件であるからである。工學・技術は産業、軍事、交通等と密接不可分の關係を持つのみならず、その發達が高度化するに従つて、政治、經濟、文化の領域において發動する機能はますます大となり、今後の社會の動向を決する最も重大なる要素となつて來る。しかも今日の如き高度の發達段階に到達せる工學・技術は科學と密接な關聯性を有し、その間に明確なる一線を劃することは不可能である。工學・技術は科學的理論や法則の單なる應用でないと同時に、科學的理論や法則の上に立脚して始めてその發展を期待し得る。

本新聞は、かかる必然的な工學・技術の史的發展に稽へ、その收めるところの内容を、廣く科學一般を避けて、築造・機械・電氣・應用化學・金屬・應用力學・應用物理等の工學並に技術の部門に限定し、各分野に互り平易な記述を試みて、一般の人々に工學に對する正しい理解と認識を與へ、併せて生産技術の向上に役立たせたいと考へてゐる。

尙、本新聞刊行に當り、監修者の一人として最初よりその企畫に當つた宮本武之輔博士が不幸病魔に襲はれ、本新聞の發刊を俟たずして中途逝かれた事は却す返すも遺憾に堪えないことを附記しておく

刊 行 豫 定

| | | |
|---------------------------|-----------------------------|-----------|
| 新 刊 | 理 研 所 員 | 飯 高 一 郎 |
| 輕 金 屬 と 輕 合 金 | 工 學 博 士 | 海 江 田 弘 也 |
| 紡 織 織 維 | 東 京 工 業 大 學 助 教 授 | 祖 父 江 寬 |
| 近 刊 | 東 京 帝 大 教 授 | 厚 木 勝 基 |
| 木 材 其 他 植 物 體 の 化 學 及 應 用 | 工 學 博 士 | 富 塚 冨 塚 清 |
| 航 空 發 動 機 | 東 京 帝 大 教 授 | 堀 口 博 男 |
| 航 空 燃 料 の 化 學 [上・下] | 商 工 省 東 京 工 業 大 學 試 驗 所 技 師 | 齋 藤 幸 男 |
| 電 氣 磁 器 材 料 [上] | 東 京 工 業 大 學 助 教 授 | |

| | | | |
|---------------------------------|---------|---------------------|-------------------------------------------|
| 船 工 續 刊 | 無 機 線 械 | 通 信 省 技 師 試 驗 所 技 師 | 功 一 榮 |
| 材 料 力 學 と 材 料 試 驗 | 梁 料 學 | 東 京 帝 大 助 教 授 | 二 男 勉 |
| 橋 液 體 燃 料 | 機 械 學 | 工 務 省 工 學 博 士 | 仲 楠 田 一 郎 |
| 放 起 防 水 鑄 火 振 酸 化 石 軸 | 機 械 學 | 東 京 帝 大 助 教 授 | 井 木 田 高 月 重 雄 |
| デ ィ ー ゼ ル 機 關 灣 法 格 驗 鋼 | 機 械 學 | 東 京 帝 大 助 教 授 | 福 青 桑 飯 望 長 元 龜 久 |
| 港 X 線 迴 折 實 驗 法 | 機 械 學 | 東 京 帝 大 助 教 授 | 田 中 見 一 武 雄 |
| 電 氣 通 信 の 知 識 と 試 験 | 機 械 學 | 東 京 帝 大 助 教 授 | 山 谷 友 福 田 義 香 坂 要 三 郎 |
| 鐵 土 道 ア ン モ ニ ヤ 及 硝 酸 氣 水 造 題 式 | 機 械 學 | 東 京 帝 大 助 教 授 | 佐 々 木 外 喜 雄 夫 靜 夫 助 郎 夫 治 貞 明 藏 郎 義 郎 健 一 |
| 建 治 新 住 宅 築 造 的 形 式 | 機 械 學 | 東 京 帝 大 助 教 授 | 長 尾 不 二 夫 助 郎 夫 治 貞 明 藏 郎 義 郎 健 一 |
| | 機 械 學 | 東 京 帝 大 助 教 授 | 渡 邊 荒 川 上 中 野 池 栗 捨 三 郎 義 郎 健 一 |
| | 機 械 學 | 東 京 帝 大 助 教 授 | 一 富 竹 山 謙 浦 水 |

519.9-176-4ウ



1200500745162

5199
76

終